

14.2イ-478



\*1200601076750\*

織物市場としての蘭領印度

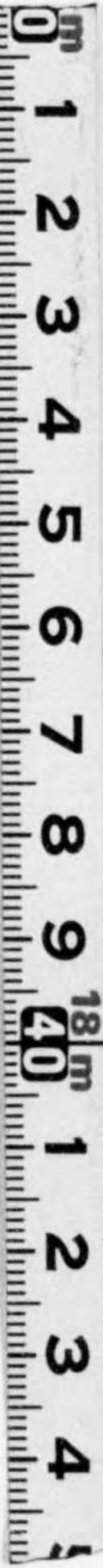
第二輯

南支那及南洋調査第二百三十一輯

(未定稿)

臺灣總督官房外事課

586



始





## 凡例

- 一、本調査書は南洋協會スラバヤ商品陳列所パタビヤ出張員事務所主任、龍寶 齊氏の調査研究に係り七編より成るものであるが、之を三乃至四輯に分ち順次出版する豫定であり、既に第一輯を出版し、茲に第二輯を出版するが本輯には第三編中、生地綿布及晒綿布を収録し、標本實例は之を別冊に蒐録する豫定である。
- 一、本輯は主として爪哇の輸入織物中生地綿布及晒綿布につき、需給狀況並に品質等につき要綱を記載するものである。
- 一、本書は我日本の對蘭領印度輸出品の大宗にして且つ近年蘭領印度綿織物市場に殆んど獨占的地位を獲得するに到つた本邦綿織物の蘭領印度に於ける過去及現在の地位を詳述すると共に、其將來と輸出増進策を論ずるものであつて、本書述ぶる處専門家たる筆者が現地に於ける多年の調査研究の結果に基くものであり無二の良參考書たるを信じて疑はない。
- 一、本書は未定稿にて筆者に於て増補訂正再刊の用意あるも時機を失せん事を懼れ取不敢印刷に附せるものである。
- 一、本書は筆寫に代ふるに印刷を以つてせるもので敢て公刊せんとするものではない。

昭和十一年二月 日

臺灣總督官房外事課



## 緒言

本調査報告書は次の七編を以て完結するもので、稿を推敲補正しつゝ、逐次報告する豫定である。序編、第一編、第四編に於ては、既刊の著書、報告書を参考せし處不尠、茲に記して謝意を表す。尙諸統計の數字は政府發表のもの並に最も信憑すべき資料に據るものである。

- 序編 織物市場としての南洋
- 第一編 蘭領印度
- 第二編 蘭領印度の織物貿易
- 第三編 蘭領印度織物總觀
- 第一部 綿布類
- 第二部 綿布以外の織物
- 第三部 織物製品及特殊織物類
- 第四部 用途上より瞰下せる輸入織物
- 第四編 織物取引狀況



- 第一部 取引概況
- 第二部 織物商人
- 第五編 蘭領印度の輸入政策並に諸税
- 第六編 爪哇領内産織物
  - 第一部 爪哇更紗
  - 第二部 其他の織物
  - 第七編 蘭領印度に於ける我國織物類の將來と織物輸出増進策私案

而して、本調査報告書の主點は第三編、第四編第二部、第五編、第六編及第七編にあるが、政治に關する事項には全然言及しないこととした。

# 織物市場としての蘭領印度 第二輯

## 目次

- 第三編 蘭領印度輸入織物總觀 ..... 一
- 第一部 綿布類 ..... 一
  - 第一章 生地綿布 ..... 一
    - 第一節 總節 ..... 一
    - 第二節 細布 ..... 輸入狀況 ..... 製品概観 ..... 用途 ..... スーパー ..... 一六
    - 第三節 金巾 ..... 概説 ..... 三巾金巾 ..... 並巾金巾 ..... 二巾金巾 ..... 一五
    - 第四節 粗布 ..... 一四
    - 第五節 細綾及太綾 ..... 太綾類 ..... 細綾類 ..... 一四
    - 第六節 キャリコット ..... 一五



第七節 天竺布……………五七

第八節 其の他の未晒綿布……………五八

第九節 未晒綿布の輸入制限……………五九

第十節 第二項未晒綿布の輸入制限……………六〇

第二章 晒綿布……………六七

第一節 序 説……………六七

第二節 總 説……………七〇

第三節 キャンブリック……………七〇  
輸入概況：製品の概況：高級キャンブリック：上等キャンブリック：中等キャンブリック：並等キャンブリック

第四節 シャーチング……………七三  
概要：高級金巾：上等金巾：中等金巾  
 並等金巾：ロングクロス

第五節 晒綾綿布……………七五  
輸入概況：日本品：外國品

第六節 其の他の晒綿布……………七二  
序：キャンブリック・シャーチング：エレファント  
 マダポラム：朱子：綿フランネル：其他の晒綿布

第七節 晒綿布の輸入制限……………七八  
概要：第一次制限令：輸入制限令の基本法：第二次制限令

第三編 蘭領印度輸入織物總觀

第一章 生地綿布

第一節 總 説

未晒綿布即ち生地綿布は生綿糸を以て製織され且製織後何等の加工を施されない綿織物である。但し製織後最も軽程度の機械的加工(即ちロール通し)を経るに過ぎないものは之を生地綿布の一類と看做される。

従つて、生地綿布は外觀概ね原棉と相異ならざる色調、淡褐色或は黄褐色を呈し、手觸り亦一般に粗剛なるを常とする。

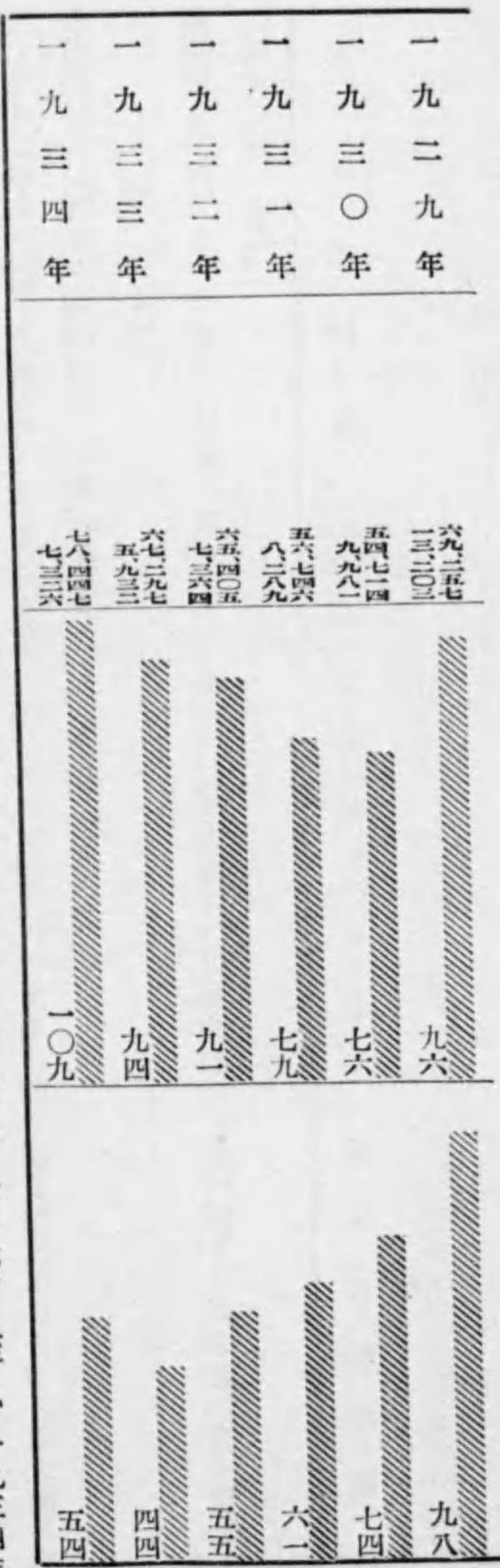
而して生地綿布に加工を施す場合の原則的第一工程は布の精練漂白である。即ち晒工程之である。この工程を経ざる織物なるが故に生地綿布は之を未晒綿布といふのである。

蘭領印度に於ける未晒綿布の輸入は次の如くである。尙輸入統計は可及的統計年報に據り、其の之に據り難きものは統計月報による。

年次	輸入高(千盾)	輸入數量指數	輸入金額指數
一九二八年	11800	100	100
一九二七年	13460	100	100

第三編 蘭領印度輸入織物總觀 第一章 生地綿布



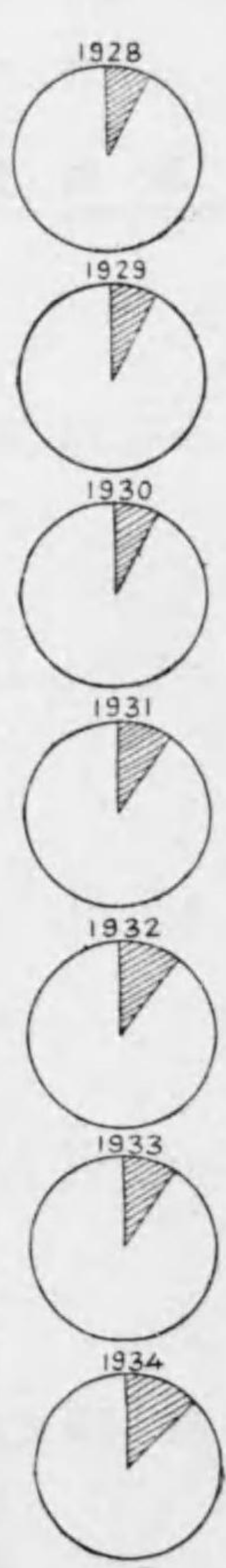


右の示す如く、未晒綿布の輸入は一時漸減の情勢に在つたが、一九三一年以來輸入増を示すに至り、一九三四年に至つては七千八百五十萬碼に達するに至つた。この現象は専ら爪哇更紗用布としての本邦三巾巾巾の需要増に基くものである。

尙蘭領印度綿織物輸入總額より見たる未晒綿布輸入額の位置は次の如くである。(單位千盾)

年	未晒綿布の額	未晒綿布の%
一九二八年	一七四四五	七三
一九二九年	一七五九六	七三
一九三〇年	一三二五二	八三
一九三一年	八七八七	九四
一九三二年	七三五六	一〇二
一九三三年	三、四四三	九四
一九三四年	五、七八八	一三七

右の情勢を圖示するに左の如くなる。圖に於ける斜線の部分を未晒綿布とす。



文化開發の低い所謂未開地に在つては被服地並に其他の用布として未晒綿布の需要は頗る大なるものと一般に認められ、而して蘭領印度も亦所謂未開地の如くに稱せられるが、蘭領印度に關する限り、未晒綿布は必需綿布ではあるが決して重要被服用布ではない。未晒綿布が必需綿布であるのは、單に爪哇更紗用布なるが故によるものである。従つて爪哇更紗用布たる未晒綿布に非ざる他の類は從來の需要増の如き殆んど期し難い所である。注目すべき事の一つである。

而して爪哇更紗の産地は爪哇である。爪哇に於ける未晒綿布輸入が、即ち蘭印未晒綿布輸入の大部分を占めてゐることは正に左表の通りである。

(單位千盾)

年	爪哇	外	合計
一九二八年	七、八〇七	一、三〇九	九、一一六
一九二九年	六、九二七	一、三〇三	八、二三〇
一九三〇年	五、四七四	九、九八	六、四七二
一九三一年	五、七四六	八、二八九	一四、〇三五
一九三二年	六、五〇五	七、三六四	一三、八六九
一九三三年	七、七二九	五、九三三	一三、六六二
一九三四年	七、八四七	七、五三六	一五、三八三



第三編 蘭領印度輸入織物總觀 第一章 生地綿布

蘭領印度に於て被服用布としての未晒綿布の需要僅少なるは土人文化の進歩と加工綿布價格低下によつて用途が漸次狭めらるゝに因るものである。

三

未晒綿布の輸入狀況は既に表示した處であるが、こゝに爪哇と外領とに分ちて之を示すに次の如くである。

(單位：千盾)

爪哇	外領	日 本	和 國	英 國	佛 國	瑞 西	露 西	米 國
一九二九年	五九二二 一〇八八〇	四〇〇四 八四八五	一八七〇 四五六	四〇七〇 六〇六	三六 七	二四		四八
一九三〇年	四六三四 八四八〇	三八九六 七三六	九八〇 二八	一八四〇 二五				二〇
一九三一年	四八七四 七〇九五	四二一九 六二七	一五七 三三	六六 六				四〇
一九三二年	五七〇〇 六三六五	五三三 五九七	三三 三	八三 六				三八
一九三三年	五八七 五二四	五四九 四七七	二八 二	四 六				二五
一九三四年	六八五 六三九	六四七 六〇八	一四 一	二 二	獨逸	白耳義		

四

新嘉坡	香港	支那	外領	日 本	和 國	英 國	彼 南	新 嘉	支 那
二七		六八 一三	一三 四	四 五	一 八	三 八	二 七	三 七	三 八
	三〇	四 五	八 六	一 五	三 八	一 四	三 三	一 七	二 三
二〇		四 三	八 〇	一 九	四 二	一 二	一 五	一 五	三 三
	二〇	二 六	八 三	九 九	五 二	六 七	一 四	一 五	二 三
	二〇	二 六	八 三	九 九	五 二	六 七	一 四	一 五	二 三
	二〇	二 六	八 三	九 九	五 二	六 七	一 四	一 五	二 三
	二〇	二 六	八 三	九 九	五 二	六 七	一 四	一 五	二 三

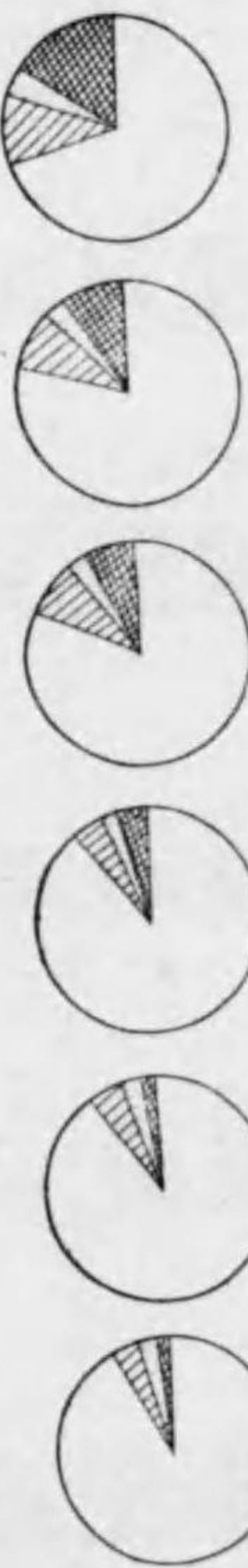
右の如く、主なる仕出地は本邦である。之に次いで第二位支那、第三位新嘉坡であるが、新嘉坡品の大部分は之れ亦本邦品と推定される。且、支那品も亦本邦紡績會社製品を主とする。



第三編 蘭領印度輸入織物總觀 第一章 生地綿布

今之等三主要仕出地の占むる地位を見るに左の如くである。

數量上の% (新嘉坡)	蘭印總輸入		
	日支新	支那	日本
一九二九年	六九七 一三三〇	四八五 九三九	七〇八 一三六六
一九三〇年	五七四 九八〇	四八五 七九三	四七六 八四九
一九三一年	五七四 八八九	四八五 六八四	四七六 八四九
一九三二年	五七四 七三〇	四八五 六八四	四七六 八四九
一九三三年	五七四 五九三	四八五 五九三	四七六 八四九
一九三四年	五七四 七三〇	四八五 六八四	四七六 八四九



而して未晒綿布を類別に分つに次の如くである。

一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
-------	-------	-------	-------	-------	-------

キヤリコット	スーパ	二巾金	並巾金	三巾金	細布	粗布	綾木	仁木	特殊綾綿	其他
六九四	二九四	四〇六	一九五	一九三	三三三	三三三	一四七	一七三	二二〇	二八四
七三	一七九	二九七	一八七	一四九	二五〇	二五〇	一〇八	一五七	一五七	二二〇
三六	六二	四二	一四九	一九〇	二五〇	二五〇	一〇八	一五七	一五七	二二〇
三六	六二	四二	一四九	一九〇	二五〇	二五〇	一〇八	一五七	一五七	二二〇
三六	六二	四二	一四九	一九〇	二五〇	二五〇	一〇八	一五七	一五七	二二〇
三六	六二	四二	一四九	一九〇	二五〇	二五〇	一〇八	一五七	一五七	二二〇
三六	六二	四二	一四九	一九〇	二五〇	二五〇	一〇八	一五七	一五七	二二〇
三六	六二	四二	一四九	一九〇	二五〇	二五〇	一〇八	一五七	一五七	二二〇
三六	六二	四二	一四九	一九〇	二五〇	二五〇	一〇八	一五七	一五七	二二〇
三六	六二	四二	一四九	一九〇	二五〇	二五〇	一〇八	一五七	一五七	二二〇

右は爪哇四港に輸入された未晒綿布のみに關するものである。四港以外の諸港に輸入された未晒綿布の類別統計は不詳であるが、其の数は後述するが極めて僅少に過ぎない。尙、右の類別も概ね推定に基くもので、必ずしも正確とは稱し得ない。併し大勢より觀て略誤り無き處と信ずる。

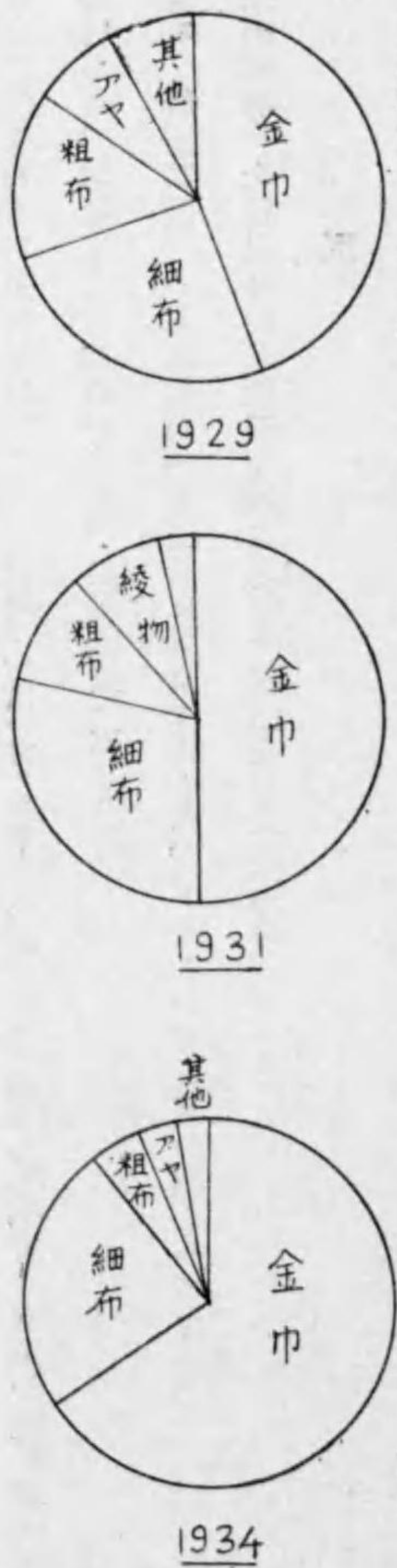
第三編 蘭領印度輸入織物總觀 第一章 生地綿布



上述の如く、爪哇に於ける未晒綿布の大宗は金巾にして之に次いで細布となす。爾余の類は殆んど重要性を有しない處である。今爪哇輸入の未晒綿布に對する之等の比率を算出するに次の如くである。(單位：千疋)

爪哇未晒綿布計	金巾	細布	粗布	綾織物	其他	數量上の%					
						金巾	細布	粗布	綾織物	其他	其他
一九二九年	五九三	一〇八〇	二五三〇	四一八三	二五三〇	四四	七四	一四六	二五六	四四五	
一九三〇年	四六三	八四八〇	一九八三	三二一八	二四〇七	六二	八三	二二五	三〇三	四二八	
一九三一年	四八三	七〇五五	二四六四	三二二四	二八六〇	二九	八三	九八	二六五	五〇六	
一九三二年	五〇〇	六三三〇	三三九七	三〇九九	二六二六	二九	五四	六七	二八四	五八六	
一九三三年	五七七	五二四	三四三〇	二六三六	一六三四	二二	五五	六〇	二七八	五八五	
一九三四年	六八六	六三九四	四五二七	四〇〇四	一五九三	二九	三五	四五	二五二	六五九	

右六箇年の中の各類輸入の割合を圖示すること次の如くである。



外領に於ける類別輸入は明らかでない。次に簡單に上記品名の定義を述べる。

**キヤリコツト** 薄目輕量の綿布。經三二手緯四〇手見當。時間密度經三四本緯二二本位。糊無し。用途は屍體包括用並に硝子金屬等の拭用布。

**スーパ** 金巾の一種。一般に糸数は細布並み、番手は金巾程度。中には二七吋、三六吋、三八吋等あり。丈は二四碼が普通。用途は被服用又は雜用布。(尙茲にスーパとせるは統計番號一五二五及一五二七の兩者とす。)

**二巾金巾** サイズ三〇吋×一二〇碼が普通、糸遣ひ三六一四〇手。重量十四封度乃至十五封度物が多い。爪哇に於ける用途は主に爪哇更紗用布(小供用サロン)とす。(統計番號一五二六)

**並巾金巾** サイズ三八吋×三八・五碼が普通。三〇乃至三六手遣ひ。時間密度一一〇―一二〇本、目方六・五―一一封度。爪哇に於ける用途は爪哇更紗用布(小供サロン又はスレンダン用)を主とす。(統計番號一五二九)



三巾金巾 サイズ四四吋×四五碼が普通。四二吋×四六碼、四四吋×四六碼物もある。糸遣ひ三〇―四〇手。爪哇に於ては更紗用布(主にサロン)としての需要頗る大。(統計番號一五三〇)

細布 三六吋×四〇碼が標準サイズ。二〇手を普通とし二一手、二二手、二三手、二四手遣ひ等各種あり。目方十二封度が普通。重目物は十三封度、十四封度物あり。爪哇には十二封度以下の軽目物需要さる。用途は土人の衣類或は股引を主とす。(統計番號一五二八)

粗布 粗布はシーチング。三六吋×四〇碼を普通とするが、爪哇には二〇碼も少くない。目方は十封度物の需要最も大。土人百姓の野良着を主とし、軽目物は屍體包括用にも用ひられる (統計番號一五三一―一五三三に該當するもの)

綾木綿 綾木綿はドリル。一四―一六手遣ひ、二二綾組織で二九・五―三〇吋×四〇碼。目方は一〇―一六封度。爪哇では東洋紡の鷲鳥が最も需要大。用途は土人百姓の衣類、布團枕等の寝具用布。日除布、豆珈琲の見布袋、帆布等。和蘭品のサイズは二二吋×三一碼、又は二六吋×二一碼。(統計番號一五三四―一五三六)

仁 斯 二〇手以上の糸を用ひた二一の綾物。幅二九・五―三〇吋×三〇碼。爪哇では双童が最も著名。中部爪哇の需要最も大。用途土人百姓の野良着。(統計番號一五三九)

特殊綾綿布 統計番號、一五三七及一五三八に該當するもの、ドリルかジンスか明らかでない。其他の未晒綿布 上述以外の未晒綿布並に色糸を織込んだ未晒物等。

五

港別に見た未晒綿布の輸入状況は次の如くである。

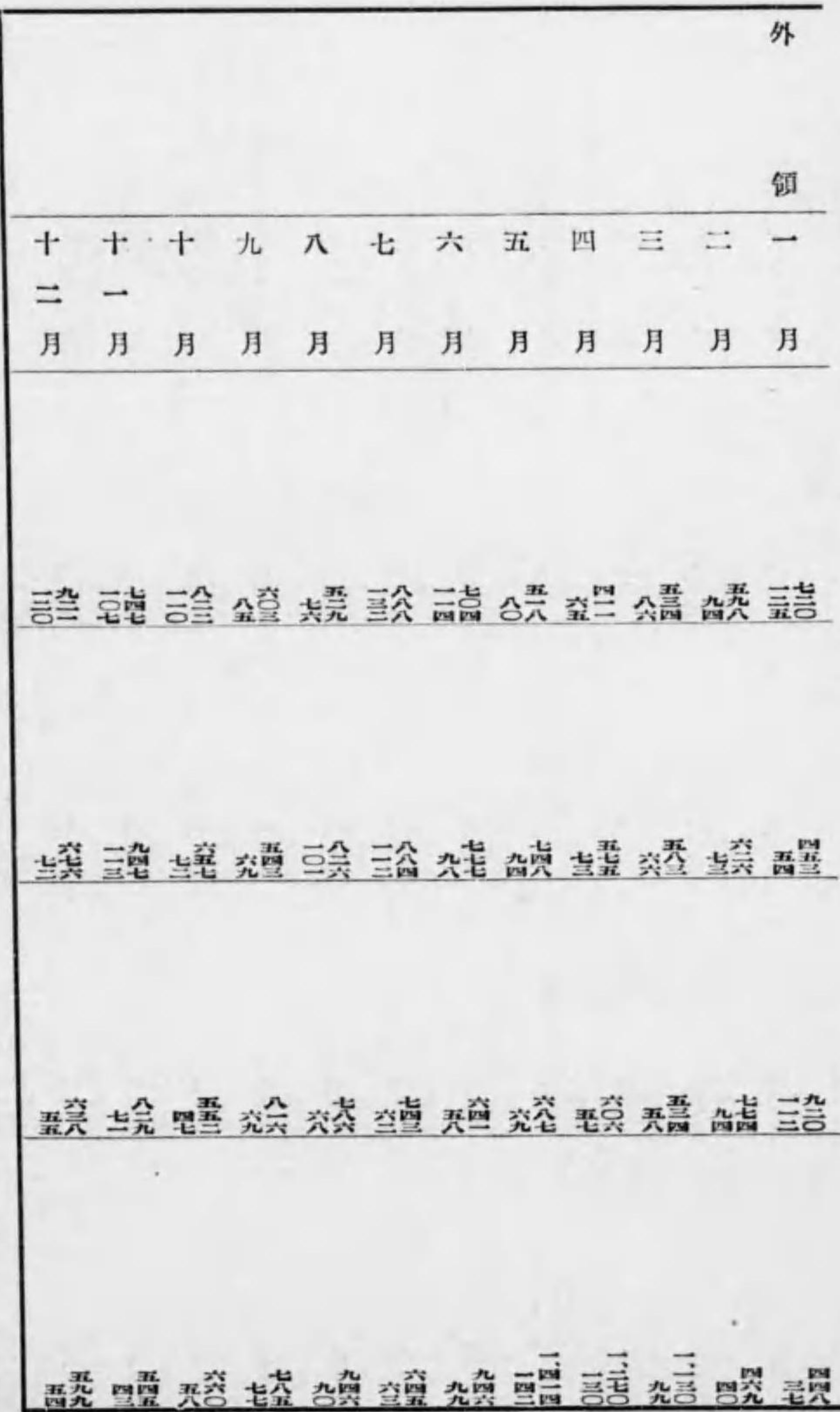
(單位 千盾)

爪哇	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
バタビア	五七、七〇	八四、四〇	四八、七〇	五七、〇八	五八、七七	六八、九〇
スラバヤ	一〇、八〇	一〇、四三	七〇、九六	六三、三三	五二、二四	六三、九四
スマラン	二、三三	三、七〇	二、七四	二、五〇	三、三三	一〇、九五
チェリボン	一、八八	九、〇五	一、四六	一、〇六	九、四四	一六、〇六
チラチャップ	三、八〇	一、四八	二、六六	一、七八	一、八八	二五、八七
スマトラ	七、三〇	二、九二	二、五〇	二、〇七	一、七三	二五、九二
ブラワン	三、七三	一、四〇	二、八四	二、〇七	一、七三	二五、九二
パダマ	三、七三	一、四〇	二、八四	二、〇七	一、七三	二五、九二
パレムバン	一、〇三	七、六七	二、四一	九、六八	一、〇七	一、五〇
ボルネオ	一、四六	八、七〇	一、〇六	一、二八	一、一〇	一、二二
ボンチアナ	八、〇七	四、五九	三、四七	三、八九	四、七五	六、四四
爪哇	一〇、八〇	一〇、四三	七〇、九六	六三、三三	五二、二四	六三、九四







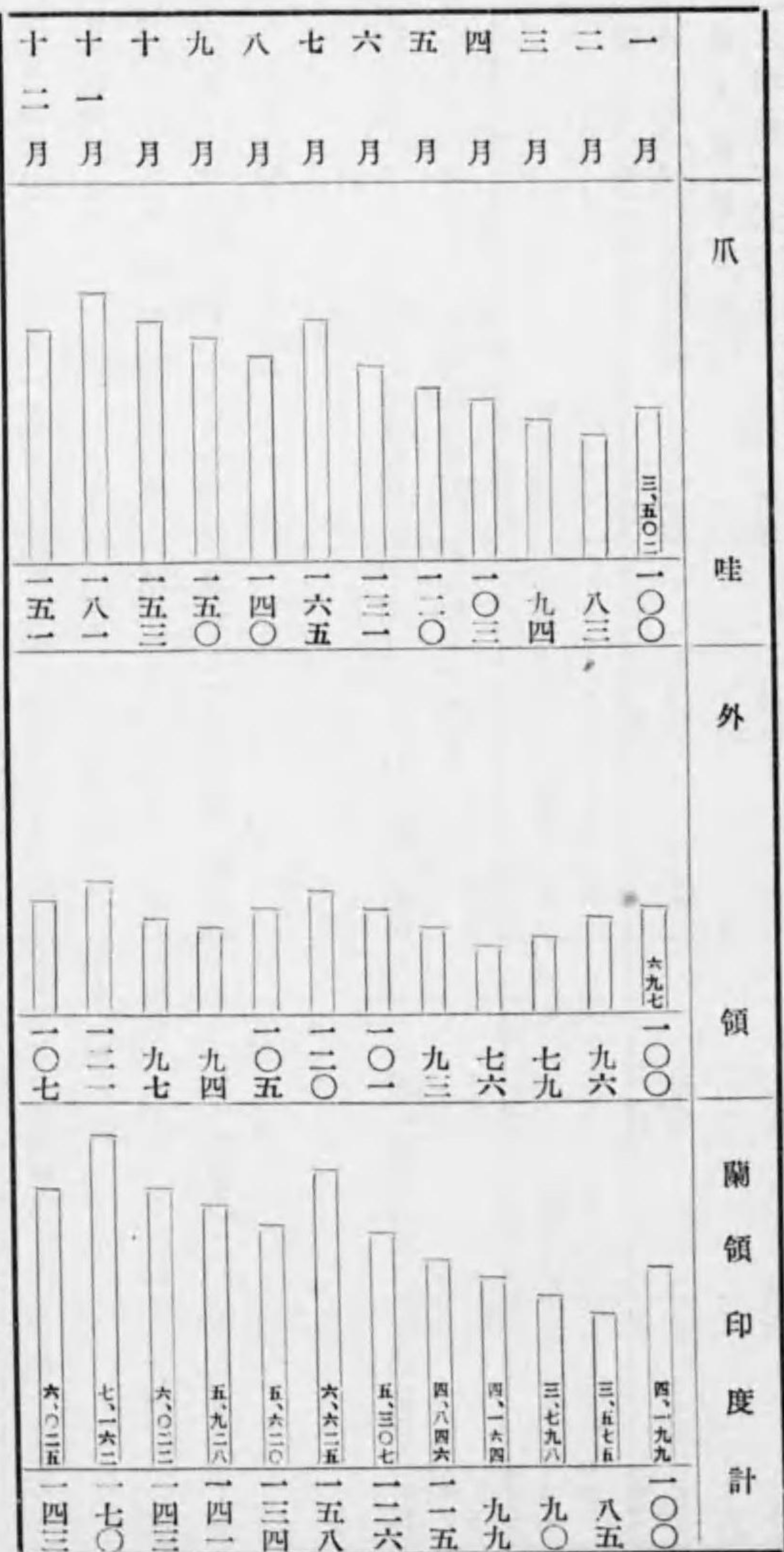


右の如く、月別輸入状況は年により其の趨勢を異にしてゐる。特に一九三四年に於ける状況は其の前三箇年と著しく異なつてゐるが、これは晒綿布輸入制限による未晒綿布就中三巾金巾の見越輸入並需要増加に基く變調であつ

て常態ではない。

今一九三一—一九三三年三箇年の平均輸入趨勢を見るに左の如くである。

(單位千碼)



グラフ内數字は三箇年平均の各月輸入實數(單位千碼)

即ち、十一月の輸入最も多く、七月之に次ぐ。而して大觀するに、月を重ねる毎に其の輸入漸増の傾向を示してゐる。



第二節 細布  
第一項 輸入狀況

細布は所謂 Heavy shirting であつて、經緯糸共に綿糸二〇番手單糸を使用せる手織綿布である。併し採算其他の關係理由等によつて、二一手、二二手、二三手、二四手等を使用した細布も尠くない。

一反のサイズは、幅三六吋丈四〇碼を規準とする。重量は十二封度を普通とするが、十三封度、十四封度の重目物もある。今日爪哇に輸入さるゝ本邦品は概ね十二封度未滿の輕目物である。四十反を以て一俵としガンニー布を以て、ペイル包みにされる。

二

爪哇に輸入さるゝ細布類の數量金額は明らかではないが、統計番號一五二八號に集計該當するものを細布と見て然るべしと推定される。其の輸入狀況は左の如くである。

	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
數量 (千碼)	一四,五七七	一四,〇四七	一三,六六〇	一六,三三六	一六,三三四	一五,九三三
金額 (千盾)	三,四八六	三,一五三	二,五二二	四,七四〇	一,七〇〇	一,六三三
輸入數量指數	一〇〇	九七	九五	一一一	一一三	一一〇
未晒綿布上の% (金額上)	三〇.八	三三.三	三五.六	三六.四	三三.四	三三.三

即ち爪哇に於ける細布の輸入は大約千六百萬碼内外と見られ、これを未晒綿布輸入總數から見れば略三分の一内

外(但し一九三四年を別として)を占むる處である。

外領に於ける輸入狀況は明らかでない。

三

此の仕出地別輸入狀況は次の如くである。

(單位 千碼)

輸入總計	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
日本	一四,五七七	一四,〇四七	一三,六六〇	一六,三三六	一六,三三四	一五,九三三
和關	三,四八六	三,一五三	二,五二二	四,七四〇	一,七〇〇	一,六三三
日	二九,〇四	二八,一九	二七,一八	二九,〇八	二八,〇四	二七,五六
英	二,四二	二,四二	二,四二	二,四二	二,四二	二,四二
露	二,五八	二,五八	二,五八	二,五八	二,五八	二,五八
香						
支	二,三三	二,三三	二,三三	二,三三	二,三三	二,三三
那	四,四五	四,四五	四,四五	四,四五	四,四五	四,四五

右の如く、本類は殆んど本邦品の獨占市場である。今數量並金額に於ける本邦品の百分率を見れば左の如くである。



年	數量上		金額上	
	数量	金額	数量	金額
一九二九年	八一・九	八四・六		
一九三〇年	九〇・二	九一・七		
一九三一年	八七・五	八八・九		
一九三二年	九四・〇	九五・六		
一九三三年	九一・〇	九二・八		
一九三四年	九三・〇	九三・二		

本邦に次いで支那である。

四

港別に見たる輸入状況は次の如くである。尙参考のために日本品の輸入をも示すこととする。(單位=千盾)

年	計		スラバヤ		スマラン	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額
一九二九年	三四・七	三四・八	一・八〇	二・七	三二・九	三二・一
一九三〇年	三四・七	三三・七	二・〇九	二・七	三二・六	三一・〇
一九三一年	三四・七	三三・七	二・〇九	二・七	三二・六	三一・〇
一九三二年	三四・七	三三・七	二・〇九	二・七	三二・六	三一・〇
一九三三年	三四・七	三三・七	二・〇九	二・七	三二・六	三一・〇
一九三四年	三四・七	三三・七	二・〇九	二・七	三二・六	三一・〇

年	スラバヤ		スマラン	
	数量	金額	数量	金額
一九二九年	一・八〇	二・七	三二・九	三二・一
一九三〇年	二・〇九	二・七	三二・六	三一・〇
一九三一年	二・〇九	二・七	三二・六	三一・〇
一九三二年	二・〇九	二・七	三二・六	三一・〇
一九三三年	二・〇九	二・七	三二・六	三一・〇
一九三四年	二・〇九	二・七	三二・六	三一・〇

右の如く、スラバヤ、スマランの兩港を主とする、一九三四年の港別輸入の比を算出すれば次圖の通り。(數量に於て)



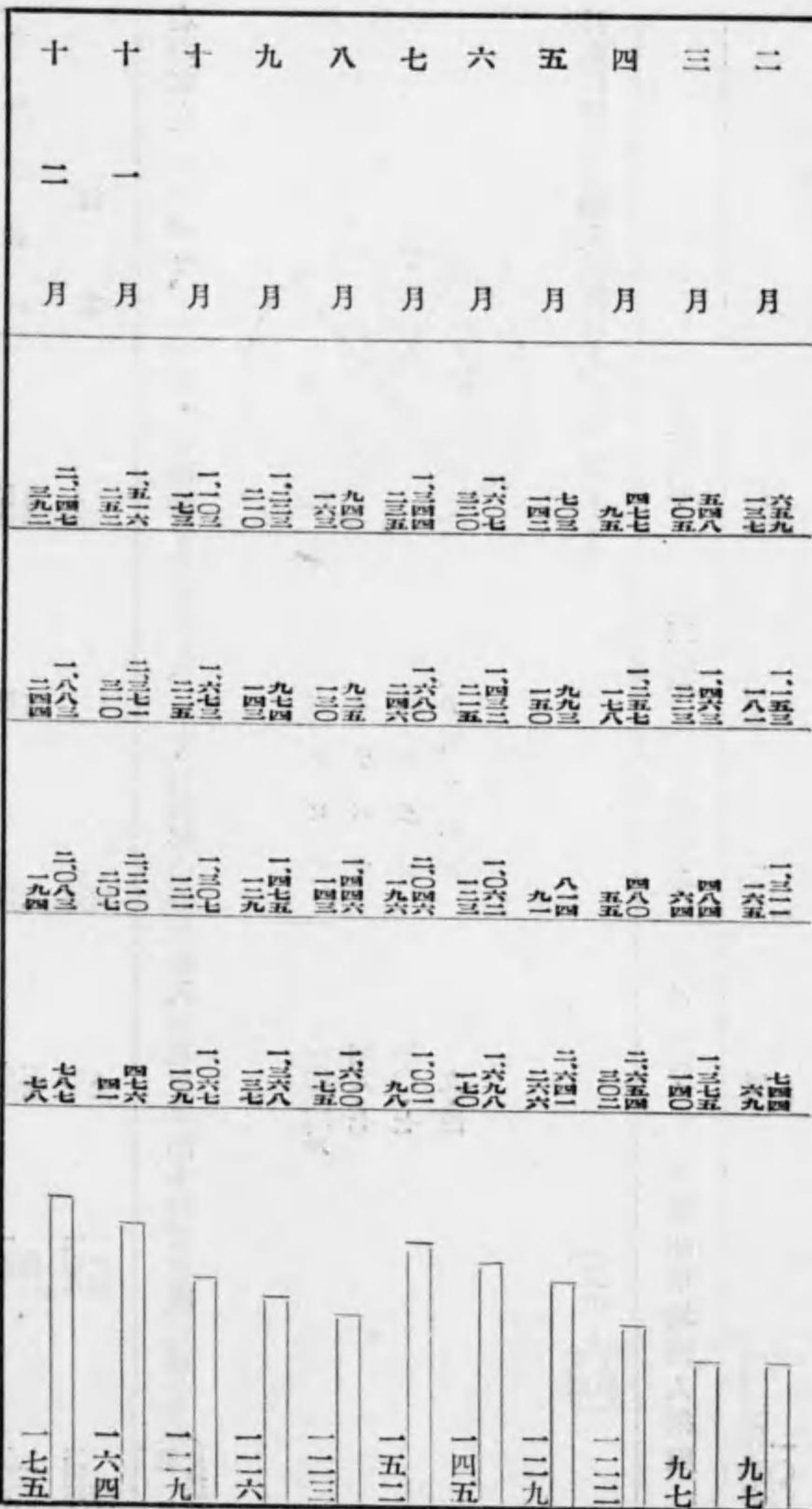
スラバヤ 一〇・二%  
スマラン 四九・七%  
チエリボン 三〇・七%  
バタビヤ 九・四%

月別に見たる輸入状況は次の如くである。

月	一九三二年	一九三三年	一九三三年	一九三四年	四箇年平均輸入指數
一	1,489	1,400	1,311	1,411	1,403
二	2,955	2,800	2,311	2,411	2,403

(單位=千盾)





右に依れば十一月十二月頃の輸入最も多く、之に次いで六七月の候である。

第二項 製品概観

一

細布類に於て最も重要なものは既に前述した如く本邦製品である。而して現在爪哇市場に於ける本邦品は一反の重量十一封度半以下の輕目細布とす。即ち十封度四分の三、十一封度、十一封度四分の一の如きものである。

従前は東洋紡績の「軍人」票を主としたが、其の後和歌山紡績の「月鯉」時代となり、一時は細布と云へば即ち「月鯉」たるの觀があつた。然るに「月鯉」の輸入一時杜絶して以來、日清紡績の「桃」之に代つて覇を稱へた。之も暫くにして服部商店の「象兎」に低下し、かくて今日の象兎級並に夫れ以下のものに至つたのである。

而も銘柄物は價格の關係上單に弗々の輸入を見るに止まり、大部分は各社夫々の商標物である。例へば、「世樂鳥」「象傘」「牛頭」「鹿頭」「竹虎」「山羊」の如き之である。

二

今、上述諸票の品質を檢討するに、左の如くであつて、品質低下の跡を歴然として知る。

銘	重量	幅	經糸數	時間糸數		番	手
				經	緯		
軍人	封度 二二五〇	吋 三六	二四五六	六七七	六四〇	三	三
月鯉	二二〇〇	三六	二二三三	六四三	六四〇	三	三
桃	二二五〇	三六	二二五〇	六三七	六四〇	三	三
象兎	二二五〇	三六	二二三〇	五八八	五〇〇	三	三

尙、「象兎」票の輸入が杜絶したのは、一九三三年春、蘭商インターナシヨ會社に商標侵害として告發されたがためであつて、爾來同一程度の細布所謂「象兎」級物の輸入とはなつたのである。



英國品細布は統計の示すが如く極めて僅少で殆んど市場に見受けられない。稀に殘品として見られるのはパー  
ト・マートル社の獅子票(赤ボーダー物)である。此の類も類似品たる本邦品(自家票十一封度物)に壓迫され殆んど  
需要を有しない。

第三項 用途

細布類の用途は生地が丈夫な點より主として土人百姓の衣類竝に股引の類に用ひらる。其他諸雜用にも供せられ  
る  
斯様に農耕用労働者には本類が頗る賞用されて堅實なる需要を有してゐるが、併し將來への需要増加の如きは特  
に期待出来ないものゝ如くに推測される。

第五項 スーパー

スーパーは細布の一種と見做さるべきものである。其の糸番手は細布よりは稍細手であるが、密度は略々細布並  
である。一反のサイズは、二七吋×二四碼、三六吋×二四碼、三八吋×二四碼等の如く其の中三六吋物が割合に重  
なるものである。

用途は、細布と殆んど變りはない。

尙茲に、スーパーとするものは統計番號一五二五(巾二九吋以下の手織シャーチング)及一五二七(巾三四―三六  
吋にして丈二四碼以下の手織シャーチング)であるが、この類の全部が總てスーパーのみではなくて他の未晒綿布  
の若干も包括してゐるものと推定される。併しこゝにはこれを論じない。

本類の輸入状況は次の如くである。

(單位 千盾)

統計番號	品名仕出地名	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
一五二五	幅二九吋以下の 手織シャーチング	一七五 二二五	一一六 一五五	四八三 五九二	五九二 五九二	六五一 四七	六九六 五二
一五二七	日本	二一九	七九	三九五	四九七	四〇〇	六四五
	和蘭	一七	九	四八	二六	一	一
	英國	二八〇	一	三九	二四	一	一
	露西亞	一	一	一	一	一	一
	支那	一	一	一	一	一	一
幅三四―三六吋丈 二四碼以下の右同	二七九 一五四 二七	六〇 一三三 二二	三九 三三	三四 三三	三六 三三	三三 三三	
日本	二七	二二	三三	三三	三三	三三	
英國	二〇六	四四	一	一	一	一	

右は爪哇の輸入状況であつて、外領の状況は明らかでない。  
右の如く、主なるは本邦品であるが、これはスーパーといふよりは寧ろ特殊物金巾類かとも思はれるが明らかで  
ない。外國品はスーパーと見らるゝが、この類は漸次他の綿布に需要を侵蝕されつゝあること輸入統計によつても



知らるゝ處である。

港別の輸入状況は左の如くである。

一五二五、幅二九吋以下 の金巾類	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
バ タ ビ ア	一七五 二二三	一一二 二二六	四三 四三	五九 五九	六五 四七	六九 五一
ス ラ バ ヤ	八五 三三九	二二 二二	二二 一八	二一 一六	一五 一四	二九 一九
ス マ ラ ン	一三〇 一六五	七六 一〇八	二九 二一	三三 二八	二五 一九	二六 一三
チ エ リ ポ ン	一〇〇 一四〇	七九 一〇〇	二四 二六	二九 二六	二〇 一五	一九 一三
日 本	二五 二〇	三九 三三	二二 二二	二五 二五	二九 二五	一八 一八

「一五二七」は明らかでない。

(単位 千盾)

第三節 金巾

第一項 概説

一 金巾、即ち生金巾は所謂 Gray shirting である。これに次の三種ある。

- 二巾金巾 幅三〇吋 丈一一〇碼
- 並巾金巾 幅三八吋 丈三八碼
- 三巾金巾 幅四四吋 丈四五碼

右の外、特殊物として右と著しく異なるサイズのものも各種あるが、数よりすればかゝるものは極めて少い。金巾は經系に三〇手乃至四〇手、緯系に三六手乃至四〇手の生綿糸を用ひられる。併し必ずしもかゝるもの許りではない。例へばキャリコの如き金巾の一種ではあるが、糸番手は右よりも細く打込数も亦大なるを常とする。即ち高級金巾である。

二

爪哇に輸入さるゝ金巾類中主なるものは三巾金巾である。特に晒綿布の輸入制限以來キャンブリック代用品としての需要激増著しきものがある。三巾金巾に次いで二巾金巾並に並巾金巾とす。而してこれらは専ら所謂金巾類のみであつてキャリコではない。

今輸入状況を見るに左の如くである。

(単位 千盾)



類 別	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
計	25103	19831	24658	31194	35600	43377
三 巾 金 巾	19,333	14,970	19,011	25,994	27,499	38,918
並 巾 金 巾	3,345	2,555	2,533	2,599	2,277	3,618
二 巾 金 巾	1,954	1,871	1,474	1,922	1,856	2,186
計	4,006	2,971	4,164	4,843	5,035	4,123
二 巾 金 巾	37	37	17	19	14	23

右各類の夫々占むる%を見るに左の如くである。

	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
三 巾 金 巾	76.4	75.7	77.1	75.5	80.1	88.2
並 巾 金 巾	7.8	9.4	6.0	6.7	5.4	8.4
二 巾 金 巾	15.8	14.9	16.9	14.8	14.5	9.2
計	100	100	100	100	100	100
二 巾 金 巾	100	7.9	9.8	2.9	1.6	1.9

金巾類輸入増の情勢竝に三巾金巾の重要位置、正に右の如くである。

尚、茲に、三巾金巾、並巾金巾、二巾金巾として輸入量を示したのは左記番號による。

三巾金巾

統計番號一五三〇(幅四二吋以上の手織シャーチング)

並巾金巾 統計番號一五二九(幅三七―四一吋の手織シャーチング)  
 二巾金巾 統計番號一五二六(幅三〇―三三吋の手織シャーチング)  
 外領の輸入状況は明らかでない。

用途。並巾物、三巾物は下級キャンブリックの代用品として爪哇更紗生地に供せらるゝを主とし、其他衣類とし  
 或は敷布としても用ひられ、特に薄物は蚊帳地ともし又屍體の包衣にも用ひられる。二巾物は小供用サロンたる更  
 紗材料に供せられる。

尚、爪哇に於ける金巾類は前述標準サイズ物のみではない。二七吋物、二七・五吋物、二八吋物、三二吋物、三二  
 吋物、三三吋物、三六吋物、四〇吋物、四二吋物等あり、丈にも二〇碼物、二四碼物、三〇碼物、三八碼物、四〇  
 碼物、四六碼物等がある。上述スーパー中に述べた日本品は主として之等の類かと思られる。

第二項 三巾金巾

三巾金巾は、上述の通り主として更紗生地として需要さるゝを以て、この輸入數量はキャンブリック類の相場並  
 に輸入状況及び更紗工業の好不況に多大の關係を有するのである。其の輸入状況は左の通りであるが、一九三四年  
 に於ける輸入激増は全くキャンブリック輸入制限に負ふ處である。三巾金巾の需要増、重要位置、正に見るべきも  
 のがある。今、爪哇に於ける輸入状況を掲ぐれば左の如くである。



數量 (千碼)	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
	一九三三	一四九〇	一九〇二	二五三九	二七四九	三六九八
金額 (千盾)	三三四五	二五〇五	二五三三	二五三九	二二七	三六一八
輸入數量指數	一〇〇	七六	九九	一三三	一四三	一〇一
未晒綿布上の% (數量上)	三三九	三三三	三九二	四四五	四六七	五六八

外領の輸入狀況は不詳である。  
仕出地別の輸入狀況は左の如くである。

(單位 千盾)

計	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
	一九三三	一四九〇	一九〇二	二五三九	二七四九	三六九八
一八四六	一四六九	一五〇五	二五三三	二五三九	二二七	三六一八
一四二一	一四六九	一五〇五	二五三三	二五三九	二二七	三六一八
一〇八	一四六九	一五〇五	二五三三	二五三九	二二七	三六一八
二六	一四六九	一五〇五	二五三三	二五三九	二二七	三六一八

右の如く日本品の獨占市場であるが、今この%を見るに

年次	數量上	金額上	年次	數量上	金額上
一九二九年	九五九	九五五	一九三二年	九九二	九九〇
一九三〇年	九七六	九七三	一九三三年	九九六	九九八
一九三一年	九五五	九五四	一九三四年	九九九	九九九

輸入港を見るに左の如くである。

(單位 千盾)

港別	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
計	一九三三	一四九〇	一九〇二	二五三九	二七四九	三六九八
パタヤ	一七四六	一四一六	一七三四	二〇七六	二〇一七	一六四六
スラバヤ	三〇三	二三五八	二二九八	二〇八	一六三三	一三五七
日本	二九〇四	二二九一六	二二九九	二〇六八	二〇一〇	一六四三
日本	四七〇	二七四	二九二	一七三	四八四	四八九
日本	三四五	二二七	二四四	一三六	四二二	四八六







一九三四年の輸入は我國三巾金巾の積止によつて頗る不整を示してゐるが、一九三一—三三年の状況によれば右に示す如く、七、八、九、十、十一の各月に於て輸入最も殷盛である。

三

三巾金巾は前述の如く、四四吋×四五碼物で糸番手は三〇乃至四〇のものである、五〇反を以て一俵とされ、ガニー布包みのペイル包装で輸入される。併し爪哇に於ては、四二吋×四六碼サイズのものが最も多い。爪哇市場に於ける本邦三巾金巾を代表するものは、「コンバス」票とす。高級物としては東洋紡の「弓矢」、大日本紡の「海女」あり、並品としては豊田紡織の「竹童」あるも、之等の数は極めて少い。

尚、右の品位を見るに左の如くである。

銘	柄	幅	丈	目	方	經	時間密度		番	手
							緯	經		
コ	ン	四	四	四	封度	一〇〇〇	六七五	六二五	三六〇	四〇〇
バ	ス	四	四	四	封度	九〇〇	七六二	七〇五	三九五	四四六
弓	矢	四	四	四	封度	九五〇	七三二	七〇五	三九五	四四六
海	女	四	四	四	封度	八二五	七三二	七〇五	三九五	四四六
竹	童	四	四	四	封度	八二五	七三二	七〇五	三九五	四四六

四

本類の用途は爪哇更紗生地を専らとすること既に述べた通りである。而して需要地はバタビア附近の更紗産地を主とする。

専ら版物更紗の用布として使用されるもので、先づ生地を所要長に切断し、水洗等の操作も加へずして直ちに捺版されるものとす、従つて更紗としては最も下級に屬するもので、庶民階級の需要を主とし、外領への移出、外國主として新嘉坡への輸出も少くない。近年、土人經濟界の萎縮により需要漸増の傾向に在つたが、一九三四年キャンブリックの輸入制限により、俄然需要の大激増を示すに至つた。

参考のために主なる更紗用布キャンブリックと三巾金巾の輸入高を對照して見るに次の如くなる。

(單位：千碼)

	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
キャンブリック	二三、八四〇	一三、一四〇	八、九〇九	八、七五〇	一〇、〇七七	八、六〇六
三巾金巾	一、九三二	一、四九〇	一、九〇〇	二、五三三	二、七四九	三、六二八

第三項 並巾金巾

一

並巾金巾は、幅三八吋丈三八・五碼を以て規準サイズとし、糸遣ひは三〇手乃至三六手、吋平方の手法は一一〇乃至二〇〇本とする。目方は番手及密度等によつて異なるが、大體、六・五乃至一一封度である。

並巾金巾の用途は晒金巾の原布とされるもの最も多く、其の儘の輸出としては支那を主とし、爪哇に來るものは多くない。爪哇に於ける用途は三巾金巾と同様爪哇更紗原料であるが、需要は前者に比し極めて少い。これ三巾金巾よりは大人用サロンの類を製し得るものも、本類よりは巾の關係によりスレンジン或は小供サロンのみしか製し



得られないからである。

輸入状況は次の如く殆んど本邦品の獨占市場であつた。尙、外領の状況は茲に明らかでない。

(單位 千盾)

計	一九二九年		一九三〇年		一九三一年		一九三二年		一九三三年		一九三四年	
	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額
日本	1,254	1,872	1,257	1,872	1,451	2,126	1,856	2,688	1,856	2,688	2,151	3,188
和蘭												
英國												
露西亞												
支那												
獨逸												

右に於ける本邦品の%は次の如くである。

年次	數量	金額
一九二九年	50.3	73.3
一九三〇年	60.3	79.9
一九三一年	49.5	71.5
一九三二年		
一九三三年		
一九三四年		

次に港別輸入状況を見るに左の如くである。

(單位 千盾)

計	一九二九年		一九三〇年		一九三一年		一九三二年		一九三三年		一九三四年	
	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額
バタビア	1,254	1,872	1,257	1,872	1,451	2,126	1,856	2,688	1,856	2,688	2,151	3,188
スラバヤ												
スマタラ												
スマタラ												
チエリボン												
日本												

即ち大部分はスマタラ港輸入にかゝり、他の諸港に於けるものは極めて少い。



第三編 關領印度輸入織物總觀 第一章 生地綿布

尚、月別に見たる輸入は左の如くである。

月次	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	平均輸入高指數
一月	一七六	一七三	一七三	一七六	一〇〇
二月	一七七	一七三	一七三	一七六	一〇〇
三月	一七一	一七三	一七三	一七六	一〇〇
四月	一七〇	一七三	一七三	一七六	一〇〇
五月	一六八	一七三	一七三	一七六	一〇〇
六月	一六六	一七三	一七三	一七六	一〇〇
七月	一六六	一七三	一七三	一七六	一〇〇
八月	一六六	一七三	一七三	一七六	一〇〇
九月	一六六	一七三	一七三	一七六	一〇〇
十月	一六六	一七三	一七三	一七六	一〇〇
十一月	一六六	一七三	一七三	一七六	一〇〇
十二月	一六六	一七三	一七三	一七六	一〇〇
平均	一六六	一七三	一七三	一七六	一〇〇

三六

(單位：千碼)

一九三一年—一九三三年

三

爪哇に輸入さるゝ本邦品の主なるものは、鐘紡の「東方朔」、東洋紡の「鷹」、大日本紡の「軍艦」等とす。参考のため右類の品位を見れば左の如くである。

東 方 朔	幅	經 糸 數	目 方	時 間 糸 數		番 手	
				經	緯	經	緯
鷹	三七〇/4	二二〇〇	六五〇	六〇三	五五五	二六三	三五八
	三六一/4	二二〇〇	六五〇	六〇三	五五五	二六三	三五八

四

本類の用途はスレンジン用布、子供用サロン生地として爪哇更紗材料に供せられ、其他衣服用地としても需要される。而して、子供サロンの製造は例年ブアサ期(所謂爪哇正月前)を最盛期とする。従つて此の時間以外の輸入にかゝるものは概ねサロン用布以外の需要布と見てもいい。

第四項 二巾金巾

二巾金巾は、幅三〇吋、丈一二〇碼を普通のサイズとし、糸遣ひは三六一四〇番手、目方は十四封度十五封度物が多い。特殊品として幅三二吋三三吋のものもある。本類は我國に於て、更紗、新モス、無地染又はナフトール友禪としての需要が頗る多い。爪哇に於ては小供用サロンの用布とされるもの最も多く、其他雑用布にも供せられるが、其の需要數は特に大とする程ではない。



幅三〇—三三吋の手織金巾類(統計番號一五二二八)、即ち二巾金巾の爪哇輸入は次の如くである。尙外領に於ける輸入状況は明らかでない。

計	一九二九年					一九三〇年					一九三一年					一九三二年					一九三三年					一九三四年									
	支那	露西亞	英國	和蘭	日本	支那	露西亞	英國	和蘭	日本	支那	露西亞	英國	和蘭	日本	支那	露西亞	英國	和蘭	日本	支那	露西亞	英國	和蘭	日本	支那	露西亞	英國	和蘭	日本					
	4016	510	375	72	29	297	33	29	3	3	416	40	41	3	3	484	58	47	3	3	505	37	43	3	3	433	36	40	3	3					

右に於ける本邦品の%は次の如くである。

一九二九年	九三・三
一九三〇年	九八・三
一九三一年	九八・八
一九三二年	九七・二
一九三三年	八六・三
一九三四年	九八・六

數量上

一九二九年	九一・三
一九三〇年	九七・三
一九三一年	九八・〇
一九三二年	九五・六
一九三三年	八四・一
一九三四年	九八・〇

金額上

斯様に殆んど本邦品の獨占市場である。而して輸入港は次の如くである。

(單位：千盾)

計	一九二九年					一九三〇年					一九三一年					一九三二年					一九三三年					一九三四年				
	バタビヤ	スラバヤ	スマタラ	スマラ	チエリボン	バタビヤ	スラバヤ	スマタラ	スマラ	チエリボン	バタビヤ	スラバヤ	スマタラ	スマラ	チエリボン	バタビヤ	スラバヤ	スマタラ	スマラ	チエリボン	バタビヤ	スラバヤ	スマタラ	スマラ	チエリボン	バタビヤ	スラバヤ	スマタラ	スマラ	チエリボン
	1148	1188	284	334	606	1500	1511	1497	1497	1111	1717	1717	1717	1717	1717	1554	1554	1554	1554	1554	1116	1116	1116	1116	1116	1013	1013	1013	1013	1013

右の通りスマランが大部分を占めてゐる。



第三編 關領印度輸入織物總觀 第一章 生地綿布

次に月別輸入を見ること左の如くである。

四〇

(單位：千碼)

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十	十
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
一九三一年	四九四	三九七	三〇〇	三〇六	二六六	二四七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七
一九三二年	一九四	九七	五八	二六	四八	五〇	五〇	七〇	五〇	三九	四三
一九三三年	二七	三〇	四一	四一	三三	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
一九三四年	三二	二九	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
平均輸入高指數	100	八三	一〇四	一〇一	一一三	一一三	一一三	一一三	一一三	一一三	一一三

三

從來、爪哇に輸入された我國二巾金巾は、鐘紡の「紺千鳥」、東洋紡の「紺燕」、大和田紡績の「按五千番」の如きを主となしたが、近年之等は極めて寥々たるものとなり、大部分は輸入商社の自家票物である。

丈は、百二十碼物とし、或は二十四碼物としても輸入される。

第四節 粗 布

一

粗布はシーチング Sheeting である。用途は衣料であるが、重目物は帆布にも代用される。標準品のサイズは、幅三六吋、丈四〇碼にして、糸遣ひは十四―十六番手、糸数時間七〇本乃至一〇〇本内外、目方は八封度位から十八封度位迄各種ある。而してこの中、目方十三封度半のものを標準品とし、十二封度以下のものを軽目粗布、十四封度以上を重目粗布といふ。

二

爪哇に輸入さるゝ我國粗布は、幅三六吋丈四〇碼物を主とし、時には二〇碼物として輸入さるゝこともある。目方は十封度物最も多く、其他十一封度物或は十三封度物もある。

爪哇に於ける主たる用途は、土人百姓の野良著たる襯衣股引類を主とするが、十一封度物及其以下のものは屍體包衣用としての需要も多い。

三

粗布の爪哇輸入は次の如くである。



	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
數量 (千碼)	八三〇一	五七六六	四七五四	三八〇九	三四九八	三二〇七
金額 (千盾)	一五七四	一〇二八	六七七	四〇九	二九五	二九三
輸入數量指數	100	七〇	五七	四六	四三	三七
未晒綿布上の% (金額上)	一四五	三二	九五	六四	五八	四六

即ち輸入は年と共に不振を示し、一九三四年に至つては一九二九年の三割七分に過ぎず、之を未晒綿布輸入數量よりすれば僅かに四%、蓋し殆んど重要價値を有しない。

而して本類は統計上次の如く三類に分たれる。(一五三一、一五三二、一五三三)

(單位 千碼)

計	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
幅三三吋以下	八三〇一 一五七四	五七六六 一〇二八	四七五四 六七七	三八〇九 四〇九	三四九八 二九五	三二〇七 二九三
幅三四―三六吋	六三九七 一三五〇	三七九六 七七	三九三 五七	二〇三 二四	二〇四 一七	一六八 一四
幅三七吋以上	一八〇 三五	一七五八 二九四	七五 九	一五七 二六	一四 二	一三六 一四

右の如く主なるは三六吋幅のもの並に三七吋以上のもの之であつて、三三吋幅以下のものは殆んど市場に見られ

ない。

四

仕出地を見るに次の如くである。

(單位 千碼)

幅三三吋以下	幅三四―三六吋	幅三七吋以上	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
仕出地	不詳	不詳	九	二五〇	九	九	九	四〇
日本	六三九七 一五七四	三七九六 七七	三九三 五七	二〇三 二四	二〇四 一七	一六八 一四	一三六 一四	一〇二 八
支那	一八〇 三五	一七五八 二九四	七五 九	一五七 二六	一四 二	一三六 一四	一〇二 八	一〇二 八

斯様に、大觀すれば本邦品の勢力最も大であるが、巾三四―三六吋のものに於ては支那品の勢力侮るべからざるものがある。



港別の輸入狀況は次の如くである。

(單位 千疋)

幅三四—三六吋物	一九二九年					一九三〇年					一九三一年					一九三二年					一九三三年					一九三四年				
	バ	タ	ビ	ア	日	バ	タ	ビ	ア	日	バ	タ	ビ	ア	日	バ	タ	ビ	ア	日	バ	タ	ビ	ア	日	バ	タ	ビ	ア	日
幅三七吋以上物	三〇	一〇	一〇	一〇	一〇	三〇	一〇	一〇	一〇	一〇	三〇	一〇	一〇	一〇	一〇	三〇	一〇	一〇	一〇	一〇	三〇	一〇	一〇	一〇	一〇	三〇	一〇	一〇	一〇	一〇
ス	二	一	一	一	一	二	一	一	一	一	二	一	一	一	一	二	一	一	一	一	二	一	一	一	一	二	一	一	一	一
マ	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
ラ	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
バ	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
ヤ	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
日	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
本	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
本	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

幅三七吋以上物	一九二九年					一九三〇年					一九三一年					一九三二年					一九三三年					一九三四年				
	パ	タ	ビ	ア	日	パ	タ	ビ	ア	日	パ	タ	ビ	ア	日	パ	タ	ビ	ア	日	パ	タ	ビ	ア	日	パ	タ	ビ	ア	日
幅三四—三六吋物	三〇	一〇	一〇	一〇	一〇	三〇	一〇	一〇	一〇	一〇	三〇	一〇	一〇	一〇	一〇	三〇	一〇	一〇	一〇	一〇	三〇	一〇	一〇	一〇	一〇	三〇	一〇	一〇	一〇	一〇
ス	二	一	一	一	一	二	一	一	一	一	二	一	一	一	一	二	一	一	一	一	二	一	一	一	一	二	一	一	一	一
マ	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
ラ	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
バ	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
ヤ	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
日	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
本	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
本	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

右によれば、前者は各港夫々輸入需要あるも、後者に於ては殆んどスマラン港のみである。需要は農繁期たる六七八月頃を最盛時とす。併し年を通じて各月夫々相當の輸入量を示してゐる。

要するに、粗布類は大勢需要漸減の傾向を辿りつゝある。之は土人生活の向上と並に加工綿布類の價格低廉となるに伴ひ、土人被服地としての需要が減じつゝあるを主なる因とするものである。而して、本邦品粗布としては従來、鐘紡の「九龍」、東洋紡の「龍」の如き銘柄物を主となしたるも、需要さるゝものゝ品質漸次低下して、近來に於ては十封度物を中心となしてゐる。其の代表的ものは、上海物「日光」票とす。参考のため右類品位を見るに



銘	柄目	方	幅	丈	經糸數	時間密度		番	手
						經	緯		
九龍	龍	1350	1350	40	1640	45	45	14	14
龍	C	1300	1350	40	1640	45	45	13	15
日	光	1000	1350	40	1640	45	45	16	16

包装はガンニー布包みのベイル物、二〇反を以て一俵とされる。

第五節 細綾及太綾

細綾は所謂仁斯 *Tenas* 太綾は綾木綿 *Drills* と稱せらるゝものである。

之等の組織は共に概ね二一綾であるが、異なるは糸遣ひに於て前者は一般に二〇番手以上なるも、後者は一六番手一四番手等の如く比較的太糸が用ひられるといふ點に在る、但し關領印度に於ける定義は、組織によりて區別し二一綾のものを仁斯、三一綾のものを太綾となすのが一般的である。

併し輸入統計に於てはこの兩者の區別はない。仁斯及太綾類即ち綾物として集計されてゐる。

本類の爪哇に於ける輸入は次の如くである。即ち重要綿布ではあるが、其の需要は而く大となすに至らない。

數量 (千碼)	金額 (千盾)	輸入數量指數	未晒綿布上の% (金額上)
1929年	434	97	8.8
1930年	361	80	9.7
1931年	391	62	8.6
1932年	306	73	6.4
1933年	311	66	7.6
1934年	370	81	5.0

而して本類は統計上次の如く六類に分たれる。(糸數は七耗平方に於ける經緯糸數の和)

一五三四	糸數三二本未滿	幅二二吋未滿
一五三五	〃	幅二三吋以上
一五三六	糸數三三―三七本	幅三〇吋未滿
一五三七	〃	幅三一吋以上
一五三八	糸數三八本以上	幅二八吋未滿
一五三九	〃	幅二九吋以上

右の中、前三者はドリル、一五三九は仁斯と容易に推定さるゝも、一五三七及一五三八の兩者は内容を明らかにし得ない。之等の輸入狀況は次の如くである。  
(單位 千碼)

品名	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
一五三四、太綾	103	95	40	14	19	50
一五三五、〃	1460	133	1485	130	1000	90
一五三六、〃	306	253	233	190	290	250
一五三七、特殊物	161	29	153	126	163	104
一五三八、〃	160	151	32	50	36	19
一五三九、仁斯	227	233	220	168	197	134



第一項 太綾類

ドリルは經緯糸に一四乃至一六番手の綿糸を用ひて二一の綾組織に織られたもので、一反のサイズは幅二九吋半乃至三〇吋半、丈四〇碼とし、目方は十封度から十六封度物位までである。但し蘭領印度に於てドリルと稱するは三一綾のものに限らるゝこと既に述べた通りである。

爪哇に於ける本類の最大需要地は東部爪哇である。用途は土人百姓の衣類、布團、枕等の寢具用布、日覆、珈琲豆、大豆の見本袋、帆布等頗る廣汎に亘つてゐる。

本類の爪哇輸入は次の如くである。

	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
數量 (千碼)	一七〇	一五七	一六六	一六一	一八二	一三四
金額 (千盾)	三六一	三二	五二	一七	一九	一四五
輸入數量指數	一〇〇	九二	九七	九	六	六六
未晒綿布上の% (金額上)	三三	三七	三五	二七	二七	二五

輸入量も右の如く漸減、其の金額も一九三四年に於ては未晒綿布爪哇輸入の僅かに二・三%に過ぎず、以て大となすに至らない。

類別、仕出地別に見た輸入状況は次の如くである。

(單位 千盾)

類別	一九二九年		一九三〇年		一九三一年		一九三二年		一九三三年		一九三四年	
	幅二吋以下	幅二吋以上	幅二吋以下	幅二吋以上	幅二吋以下	幅二吋以上	幅二吋以下	幅二吋以上	幅二吋以下	幅二吋以上	幅二吋以下	幅二吋以上
糸數三本以下	不詳	一〇三	九五	四〇	四	二九	五〇	不詳	一〇六	二九	一〇四	一〇四
和蘭	三六	三六	一〇〇	六九	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
日本	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三
以上	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三
仕出地	不詳	一〇六	二九	二五	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六

斯様に殆んど日本品のみである。

三

右の中、(糸數三本以下)類の輸入港を見るに左表の如く、大部分はスラバヤにかゝり、次いでスマランとし、其他の諸港は極めて寥々輸入高も不詳である。斯くてドリル類の需要地はスラバヤを中心とする東部爪哇一帯に在ることを知る。

(單位 千盾)







星	象	象	雙
猿	象	象	雙
三〇〇	三〇〇	二五五	
四〇	四〇	四〇	
二五〇		一四五〇	
一九四		二二〇〇	
六四三		七〇	
四二〇		四八五	
一六〇		一三七	
一六〇		二六	

一俵二〇反入り、ガンニール布のペイル包みとして輸入される。  
和蘭品は主に、二二吋×三一碼物或は二六吋×二一碼物である。生地は概ね粗悪、従つて必要なきこと統計の示すが如くである。

尙本類にして帆布とさるゝものは、雨期明け頃即ち四五月頃の需要が最も大である。

第二項 細綾

細綾は二〇番手以上の單糸を使用せる二一の三綾組織であつて、幅二九吋半乃至三〇吋、丈三〇碼、一俵三〇反入りとする。

爪哇に於ける用途は主に土人農民の襯衣股引類用巾であつて、中部爪哇の需要が最も多い。需要期は農繁期たる五月六月十一月十二月の頃とす。

二

爪哇に於ける細綾の輸入高は次の如くである。尙茲に細綾の輸入高とするは統計番號一五三九「糸數三八本以上幅二九吋以上の綾綿布」である。

數量 (千碼)	金額 (千盾)	輸入數量指數	末晒綿布上の位置、金額上の%	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
二七三	五五二	一〇〇	五二						
二二三	四六	九四	五四						
二二〇	三四	九七	四八						
一六八	三三	七	三五						
一九七	二四八	八八	四九						
一三四	一七	五四	二七						

輸入量も漸減、未晒綿布輸入額よりの%も僅かに二・七%、即ち其の重要性を漸次喪失しつつある。  
仕出地は左表に明瞭なる如く、殆んど本邦品の獨占市場である。

計	日	和	英	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
二七三	二一五〇	一七	九七						
二二三	一九九七	三三	三七						
二二〇	二二九五	三三							
一六八	一七〇〇	二七							
一九七	二四六	四九							
一三四	一七	五四							

而して輸入港は次の如くである。

(單位 千碼)







本邦品細綾中、爪哇市場に於て最も著名なるは服部商店の「双童」とし次いで東洋紡の「顔」とす。従來は近藤紡績の「五童子」豊田紡織の「双鴨」福島紡の「三星」等があつたけれども、現在は殆んど見ざるに至つた。

銘	柄	幅	丈	目方	經糸數	時間密度		番	手
						經	緯		
雙	童	三〇〇寸	三〇	一〇〇〇	二六四	八六八	五	三〇	二〇
顔		二元五	三〇	八〇〇	二六二	九〇七	五	三〇	二四

第六節 キヤリコット

キヤリコット Calicut とは、寒冷紗生地の如き極めて薄目輕量の綿布である。シャーチングの一種ではあるが輸入統計上特に一類として計上されてゐる。(統計番號一五二三及一五二四)

一反のサイズは幅三六吋丈二四碼にして、其の百反(稀には八十反)を以て一俵とされる。糸遣ひは糸番手經三二手緯四〇手、密度時間經三四本緯二二本の如き其の一例である。仕上げは糊無し。

本類の爪哇輸入は次の如くであつて、其の數僅少、加ふるに年々輸入減退の傾向に在る。

數	量(千碼)	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
金	額(千盾)	七	七	三	二	三	八

仕出地は明瞭でないが、大部分は本邦品なるべしと推定される。従來は英國品も尠くなかつた。用途は屍體包括用を専らとしたが、近年は晒綿布に押されてこの需要減少するに至つた。かくて硝子金屬等の拭布としての需要が多い。

第七節 天竺布

天竺布即ち天竺木綿は所謂「T. P.」である。地合厚く密なる白生地、平織綿布であつて、經緯糸は十六乃至二十四手の單糸とし、四〇羽前後の箴に二本通し緯糸數も略之と同様に織込む。サイズは三〇吋×二四碼を普通とし、目付は五乃至八封度物が多い。尙幅には三〇吋以上のものも種類頗る多い。

爪哇に於ける本類の需要は極めて尠い。輸入高は何れの類に含まるゝや明らかでない。用途は、土人の野良着其他雜用であるが、セレベス島方面では荒目輕量の天竺布を蚊帳地にも用ふといふ。爪哇の需要地は主に東部爪哇。本邦品としては服部商店の「菊」が最も著名である。



菊	幅	丈	目方	經糸數	時間密度		緯	緯
					經	緯		
	三〇吋	二四碼	六〇〇計度	一七四六	五七	五	三〇	三〇

一 依六〇反入り、ガンニー布のペイル包みである

第八節 其他の未晒綿布

上述未晒綿布の外、變り織或は上述各類の何れにも屬せざるもの、並に色糸を織込んだ未晒綿布（例へば縞物の如き）等あるが、これらは爪哇市場に於ては極めて重要性に乏しいものである。用途も極めて雑多のものである。

之等の類は、仕出地輸入港何れも不詳である。輸入高は次の如くである。

（單位 千盾）

	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
色糸を織込まざるもの	一九九	四八	三〇	二六五	七九	二五
色糸を織込みたるもの	二七三	二八	三三	二二	三〇	六

從來は、前者は英國品、後者では和蘭品が主であつた。尙一九三四年を除き、色糸を織込んだ未晒綿布では平織（單なる）に非るものが殆んど全部を占めてゐた。

第九節 未晒綿布の輸入制限

蘭領印度輸入統計に於て未晒綿布は次の如く二類二〇種に分類されてゐる。

一、色糸を織込まざるもの	一五三三	幅三七吋以上
一五二二	キヤリコット	幅四〇吋のもの
一五二四	〃	其他のもの
一五二五	平織シャーチング	幅二九吋未満
一五二六	〃	幅三〇―三三吋
一五二七	〃	幅三四―三六吋、丈二四碼未満
一五二八	〃	丈二五碼以上
一五二九	〃	幅三七―四一時
一五三〇	〃	幅四二吋以上
一五三一	シャーチング	幅三三吋未満
一五三二	〃	幅三四―三六吋
二、色糸を織込みたるもの	一五三三	幅三七吋以上
一五三四	太綾及細綾	糸數三二本未満
一五三五	〃	幅二三吋以上
一五三六	〃	幅三〇吋未満
一五三七	〃	幅三一吋以上
一五三八	〃	幅三二吋以上
一五三九	〃	幅三三吋以上
一五四〇	其他のもの	幅二八吋未満
一五四一	平織のもの	幅二九吋以上
一五四二	右以外のもの	

（糸數とは七耗平方に於ける經緯糸の合計數）

現在、未晒綿布の輸入制限は、晒綿布輸入制限令、未晒綿布輸入制限令の二法令によつて行はれてゐる。而して其の輸入制限の品目は、右に示した統計番號一五二五―一五三〇に該當する平織シャーチングのみである。即ち次の如くである。（糸數は七耗平方に於ける經緯糸の合計數）



統計番號	品名	未晒綿布輸入制限	晒綿布輸入制限令
一五二五	平織シャーチング幅二九吋未満	糸數三五本未満	糸數三五本以上
一五二六	幅三〇—三三吋	糸數三五本未満	糸數三五本以上
一五二七	幅三四—三六吋 丈二四碼未満	糸數三七本未満	糸數三七本以上
一五二八	幅三四—三六吋 丈二五碼以上	糸數三七本未満	糸數三七本以上
一五二九	幅三七—四一時	糸數三二本未満	糸數三二本以上
一五三〇	幅四二吋以上	糸數三六本未満	糸數三六本以上

右輸入制限の眞の趣旨は、晒綿布(キャンブリック及シャーチング)代用品としての點に存するものである。

三

右の中、晒綿布輸入制限令に含まるゝ高級未晒綿布は晒綿布の項に譲り、次に未晒綿布輸入制限令の現在實施中のものを示すに左の如くである。

一九三五年未晒綿布輸入制限令 (一九三五年一月二十一日法令公報第二三號)

第一條 一九二七年十月二十六日付D.A.C.一ノ九號貿易統計ニ關スル關稅消費稅局長訓令中ノ輸入品目表ニ於ケル左記番號ノ未晒綿布ハ一九三五年一月一日ヨリ四箇月ノ期間中、夫々次ニ定ムル數量ヲ超ユル輸入ヲ禁ス。但シ本令第十條規定ノ場合ヲ除ク。

- A 統計番號一五二五、幅二九吋未満ノ平織シャーチングニシテ、七耗平方ノ糸數三五本未満ノモノ 五二四、〇〇〇碼

- B 統計番號一五二六、幅三〇—三三吋ノ平織シャーチングニシテ、七耗平方ノ糸數三五本未満ノモノ 一、八六四、〇〇〇碼

- C 統計番號一五二七及、一五二八、幅三四—三六吋ノ平織シャーチングニシテ、七耗平方ノ糸數三七本未満ノモノ 六、九八九、〇〇〇碼

- D 統計番號一五二九、幅三七—四一時ノ平織シャーチングニシテ、七耗平方ノ糸數三二本未満ノモノ 七〇三、〇〇〇碼

- E 統計番號一五三〇、幅四二吋以上ノ平織シャーチングニシテ、七耗平方ノ糸數三六本未満ノモノ 九、三三四、〇〇〇碼

第二條 本令第一條A乃至Eニ定ムル數量ノ商品ハ、經濟省長官又ハ其ノ代理官ノ發給スル輸入許可書ヲ提示スル場合ニ限り、之カ輸入ヲ許可ス

前項ニ謂フ許可書ハ、當領ニ住所ヲ有シ且經濟省長官ガ第一條ニ定ムル商品ノ輸入業者ト認ムルモノニ下附ス、輸入許可數量ハ、經濟省長官カ別ニ定ムル專門委員會ト協議シ、當該商品ノ輸入カ右輸入業者ノ利益ト妥當ナル關係ニアリト認ムル數量ヲ限度トシテ決定ス。

輸入業者カ、一九三五年一月一日ヨリ本令實施ノ日ニ至ル期間ニ於テ既ニ輸入シタル數量ハ、右輸入業者ニ割當ツヘキ許可數量ヨリ之ヲ控除スルモノトス。

第三條 第一條規定ノ綿布ヲ輸入セントスル者ハ、自己又ハ代理人ノ署名セル割當申請書ヲ經濟省長官又ハ其ノ指定スル官吏ニ提出スヘシ。申請書ニハ割當ヲ希望スル品名別數量並ニ一九三三年中及一九三五年一月一日ヨリ本令實施ノ日ニ至ル期間ニ於テ自己ノ輸入シタル數量、並ニ右商品輸入カ申請者ノ利益ニ妥當ナルコトノ裁定ニ必



要ナル事項ヲ記入スヘシ

申請書ノ様式ハ經濟省長官別ニ之ヲ定ム。

本條第一項ニ謂フ數量又ハ事項ノ申告ニシテ甚タシク不備若クハ不正ナルコトヲ發見シタル場合ニハ、經濟省長官ハ既ニ許可シタルモノニ付テハ未輸入ノ部分ヲ取消シ、且將來一九三三年緊急輸入條令(官報第三四九號)ニ基キテ定ムヘキ若クハ之ニ代ハル輸入制限ニヨリテ必要トスル輸入許可ヲ拒絶スルコトアルヘシ。

第四條 申請書ニハ其ノ申請者カ、第二條規定ノ輸入業者ニ相違無キコトヲ認ムルニ足ル條件ヲ具備シ又一九三三年ノ類別輸入數量、必要ニヨリテハ第十條ノ適用ヲ受クヘキ理由ノ眞正ナルヲ證スヘキ證據書類及申告書ヲ添付スルヲ要ス

前項ニ謂フ證據書類及申告書ノ添付無キ場合ニハ、其ノ輸入割當申請ハ之ヲ審議セス。

第五條 申請ニシテ理由アリト認ムルトキハ、經濟省長官又ハ其ノ代理官ハ第一條規定ノ期間ニ對スル輸入割當書ヲ下附ス。輸入割當書ハ申請者ノ名義トス。

前項ノ期間中、第一條ノ商品ニツキ更ニ輸入制限ヲナス場合若クハ必要ト認ムル場合ニハ前項ノ割當數ヲ變更スルコトアルヘシ。

割當書ヲ提出スルトキハ、經濟省長官又ハ其ノ代理官ハ割當書名義人ノ輸入許可書ヲ下附シ、且其ノ都度該割當書數量ヨリ輸入許可ノ數量ヲ控除ス。輸入許可セル數量カ輸入割當數ニ達シタルトキハ割當書ハ之ヲ回收ス。

前項ニヨル割當書カ未回收ノ場合ニハ經濟省長官ハ本條第一項ニ定ムル割當書有効期間經過後直チニ之ヲ返納セシムルコトヲ得。

割當書及許可書ノ様式ハ經濟省長官別ニ之ヲ定ム。

第六條 本令施行ニ要スル經費ニ充ツルタメ許可書下附ノ際、第一條ニ定ムル各未晒綿布ノ千碼毎ニ付キ金五十仙ノ手数料ヲ納入スヘシ

第七條 割當書及許可書ハ經濟省長官ノ同意書アルニ非レハ之ヲ讓渡スルコトヲ得ス。許可書ニハ許可數量及其ノ有効期間ヲ記入ス

已ムヲ得サル事由ニヨリ規定ノ期間内ニ許可書ヲ行使シ得サリシ場合ニハ經濟省長官ノ許可ヲ得テ其ノ有効期間ヲ延長スルコトヲ得。

第八條 經濟省長官ハ第一條規定ノ數量ノ綿布ノ輸入竝ニ取引ニ關シ、許可者ニ特定條件ノ履行ヲ命スルコトヲ得。經濟省長官若クハ其ノ代理官ハ其ノ定ムル金額ノ範圍内ニ於テ、許可者ニ銀行保證若クハ其他ノ保證ヲ提出セシムルコトヲ得。輸入許可ノ條件ヲ履行セサルカ若クハ適當ニ履行セサルモノト認メタル場合ニハ保證ノ全部若クハ一部ヲ沒收スルコトアルヘシ。

本條第一項ノ規定スル條件ヲ履行セサルカ若クハ適當ニ履行セサル場合ハ、經濟省長官ハ第三條第三項規定ノ措置ヲ執ルコトヲ得。

本條第一項規定ニ必要ナル書類ノ様式ハ經濟省長官別ニ之ヲ定ム。

第九條 關稅消費稅局ノ關係官吏ハ、輸入ノ都度其ノ輸入數量ヲ許可書ニ記入シ、之カ許可總數ニ達シタルトキハ該許可書ヲ回收スルモノトス。

該許可書カ尙未回收ナルトキハ、經濟省長官ハ許可書名義者ニ對シ第七條規定ノ期間經過後直チニ之カ返納ヲ命スルコトヲ得。

第十條 本令第一條及第二條規定ノ適用ニ於テ必要ト認ムルトキハ、經濟省長官又ハ其ノ代理官ハ一九三三年緊急



輸入條令第二條第二項ノ規定ニ基キ特別ノ輸入許可書ヲ下附スルコトヲ得。

第十一條 本令施行上必要ナル規則ハ經濟省長官別ニ之ヲ定ム。

第十二條 本令ハ關領印度政府ノ必要トスル輸入商品ニハ之ヲ適用セス。

第十三條 本令ハ之ヲ一九三五年未晒綿布輸入制限令ト稱ス。

本令ハ公布ノ翌日ヨリ之ヲ實施ス。

四

未晒綿布の第一次輸入制限の内容は上述の通りである。而して右は四月三十日を以て完了するものであるが、引き続き第二次第三次と制限は續行さるべく、且この輸入制限の期間が十箇月に達して一九三三年緊急輸入條令に據るを得ざるに至らば、晒綿布輸入制限に於けるが如く、未晒綿布輸入條令なる單一法の發布となり、將來永く實施さるゝであらう。



第十節 第二次未晒綿布の輸入制限

一

前節第一次未晒綿布制限令の期間完了と同時に引き続き第二次制限令が四月二十七日法令公報第一五三號公布の制限令により行はるゝことになつた。

而して第二次制限令に於ては第一次に比して制限品種が擴張された。今これを表示するに左の如くである。

統計番號	品 別	制限範圍	第一次制限數量 (四箇月)	第二次制限數量 (六箇月)
一五二三	キヤリコツト	全 部	ナ	一〇三、〇〇〇
一五二四	幅四〇吋物	全 部	ナ	一〇三、〇〇〇
一五二五	其他のもの	全 部	ナ	一〇三、〇〇〇
一五二六	幅二九吋未滿	糸數三五本未滿	ナ	七六、〇〇〇
一五二七	幅三〇—三三吋	糸數三七本未滿	ナ	二七、〇〇〇
一五二八	幅三四—三六吋、丈二四碼以下	糸數三七本未滿	ナ	一〇四、〇〇〇
一五二九	幅三七—四一時	糸數三二本未滿	ナ	一〇五、〇〇〇
一五三〇	幅四二吋以上	糸數三六本未滿	ナ	一六、〇〇〇
一五三一	幅三三吋以下	全 部	ナ	一、〇一〇、〇〇〇
一五三二	幅三四—三六吋	全 部	ナ	一、〇一〇、〇〇〇
一五三三	幅三七吋以上	全 部	ナ	七五、〇〇〇

制限令條文は左の如くである。

二



第一條 一九二七年十月二十六日付D・A・C・一ノ九號關稅消費稅局長通牒ノ輸入品目表附錄第一號ニ於ケル左記番號ノ未晒綿布ハ、一九三五年五月一日ヨリ六箇月ノ期間中、夫々次ニ定ムル數量ヲ超ユル輸入ヲ禁ス。但シ本令第十條規定ノ場合ヲ除ク、

- A 統計番號一五二三及一五二四キヤリコツト 一〇二、〇〇〇碼
  - B 統計番號一五二五、幅二九吋以下ノ平織シャーチングニシテ七耗平方ノ糸數三五本以下ノモノ 七八六、〇〇〇碼
  - C 統計番號一五二六、幅三〇―三三吋ノ平織シャーチングニシテ七耗平方ノ糸數三五本以下ノモノ 二、七九六、〇〇〇碼
  - D 統計番號一五二七及一五二八、幅三四―三六吋ノ平織シャーチングニシテ七耗平方ノ糸數三七本以下ノモノ 一〇、四八四、〇〇〇碼
  - E 統計番號一五二九、幅三七―四一吋ノ平織シャーチングニシテ七耗平方ノ糸數三二本以下ノモノ 一、〇五五、〇〇〇碼
  - F 統計番號一五三〇、幅四二吋以上ノ平織シャーチングニシテ七耗平方ノ糸數三六本以下ノモノ 一六、五〇〇、〇〇〇碼
  - G 統計番號一五三一及一五三二、幅三六吋以下ノジャバンシーチング 一、一〇一、〇〇〇碼
  - H 統計番號一五三三、幅三七吋以上ノジャバンシーチング 七五二、〇〇〇碼
- 第二條 (第一次制限令同様。但し第三項削除)
- 第三條 第一條規定ノ綿布ヲ輸入セントスル者ハ、自己又ハ代理人ノ署名セル割當申請書ヲ經濟省長官又ハ其ノ指

定スル官吏ニ提出スヘシ 申請書ニハ割當ヲ希望スル品種別數量竝ニ一九二九年ヨリ一九三四年ニ至ル期間ニ於テ自己ノ輸入シタル年度別品種別數量竝ニ右商品輸入カ申請者ノ利益ニ妥當ナルコトノ裁定ニ必要ナル事項ヲ記入スヘシ

(第二項、第三項、第一次制限令同様)

第四條、第五條、(何れも第一次制限令同様)

第六條 本令施行ニ要スル經費ニ充當スルタメ許可書下附ノ際第一條規定ノ各未晒綿布ノ毎百碼毎ニ左記手数料ヲ

徴收ス

- A 三仙
- B―F 五仙
- G―H 四仙五厘

第七條、第八條、第九條、第十條、第十一條、第十二條、(何れも第一次制限令同様)

第十三條 本令ハ之ヲ一九三五年第二次未晒綿布輸入制限令ト稱ス

本令ハ公布ノ翌日ヨリ之ヲ實施ス

## 第二章 晒綿布

### 第一節 序 說



生綿糸にて織られた綿布即ち生地綿布(未晒綿布)を精練漂白して得たものが所謂晒綿布である。而して晒加工に於ては其の晒程度に於て各種の段階があるのみならず、加ふるに生地単なる精練漂白にとどまらず糊付カレンダー等の加工をも施さるゝを普通となすが故に、其の仕上法の異なるに従つて同一生地よりなされた晒綿布と雖も其の手觸り光澤重量等に相違を生じ、従つて生地よりして又晒加工法にもよつて、晒綿布には種類が頗る多い。尙、晒綿糸より製織した綿布も亦晒綿布の一類であるが、蘭領印度市場にはこの類は極めて少い。

二

蘭領印度輸入統計分類法にては晒綿布は次の如く九品種に分類されてゐる。

- (一) キャンブリック
- (二) キャンブリック・シャーチング
- (三) エレフアント
- (四) マダボラム
- (五) シャーチング及びロングクロス
- (六) ドリル、ジンス、トウイル
- (七) 朱子(サチーン)
- (八) フランネル
- (九) 其他の晒綿布

三

右につき、解説を加ふること次の如くである。

**キャンブリック** キャンブリックとは、本來亞麻糸を以て織られた薄地の堅牢なる平織物の義であつて、もと佛蘭西のキャンブレー *Cambrai* に於て製造されたが故に此の名を附せられるものである。綿製のものには特にコットンキャンブリックとも稱せらるゝが、一般にキャンブリックと云ふは殆んど綿製のものに限られてゐる。コットンキャンブリックは経緯糸共埃及棉より紡出した良質の細番手の糸を以て密に織げ、而して晒加工を施されたものである。併し乍ら、蘭領印度に於て謂ふキャンブリックとは右と聊か異なつてゐる。即ち平組織より成る幅三八—四二吋の晒綿布(密度は金巾並みの)の謂であつて、商品學に於けるとは異なる處とす。

**キャンブリック・シャーチング** キャンブリック・シャーチングとは、幅は三八吋に達せざるも(従つて幅よりすればシャーチングに屬するもの)特にキャンブリック仕上を施された平織晒綿布である。謂はば、キャンブリック仕上をなされたシャーチングの義である。

**エレフアント** エレフアントは、高級金巾に屬する平織晒綿布であつて、幅二八吋内外を普通とする。

**マダボラム** マダボラムは細番單糸を密に織り上げた平織の晒綿布である。幅は普通二八吋乃至三六吋、概ね柔軟仕上であつて、婦人下着用としての需要を主とするが、爪哇では屍體包衣用にも供せられる。マダボラムの名は、この類がもと英領印度のマダボラムで製織されたのに因るものであるといふ。

**シャーチング** シャーチングは細布或は生金巾即ち生シャーチングを漂白した綿布の義である。蘭領印度に於て謂ふシャーチングとは、平織晒綿布にして特に固有の名稱を有せざる幅三八吋以下のものに限られる。尙序でながら、幅四二吋を超える平織金巾は之を晒しシャーチングといふ。

即ち、幅によりて三八吋以下シャーチング、三八吋—四二吋キャンブリック、四二吋以上がシャーチングとなる。**ロングクロス** ロングクロスとは細糸を密に織られた平組織綿布であつて、高級金巾の一種である。サイズ二八



吋×六〇碼或は九〇碼とす。ロングシャーチングとも稱せらる。需要輸入共に尠し。

ジンス 晒ジンス即ち晒細綾。ジンスは二一綾のものを稱す。従つて綾組織三綾物は全て仁斯とされる。

ドリル 晒ドリルは晒太綾。蘭領印度にて謂ふドリルとは、三一綾組織のものを指稱す。即ち葛城織である。併しサチンドリル(五枚朱子組織のもの)はドリルとして、晒ドリルとして取扱はれる。但し本邦晒五枚朱子はサチンドリルとは取扱はれぬものと思はれる。

トウシル トウシルとは二二の四綾組織のもの。併し輸入は極めて僅少。

朱子 ドリルに含まるゝ五枚朱子組織物を除いた朱子類、五枚朱子、八枚朱子の如き類で何れも經朱子のみに限らる。イタリアンはここに含まれないで、ファンシー綿布に含まれてゐる。

フランネル 組織、サイズ等の如何を問はず、全ての起毛された晒綿布。尙起毛の程度も勿論問はない。

其他の晒綿布 上記各類に屬せざる全ての平織晒綿布。但し魚子の類は茲に含まる。

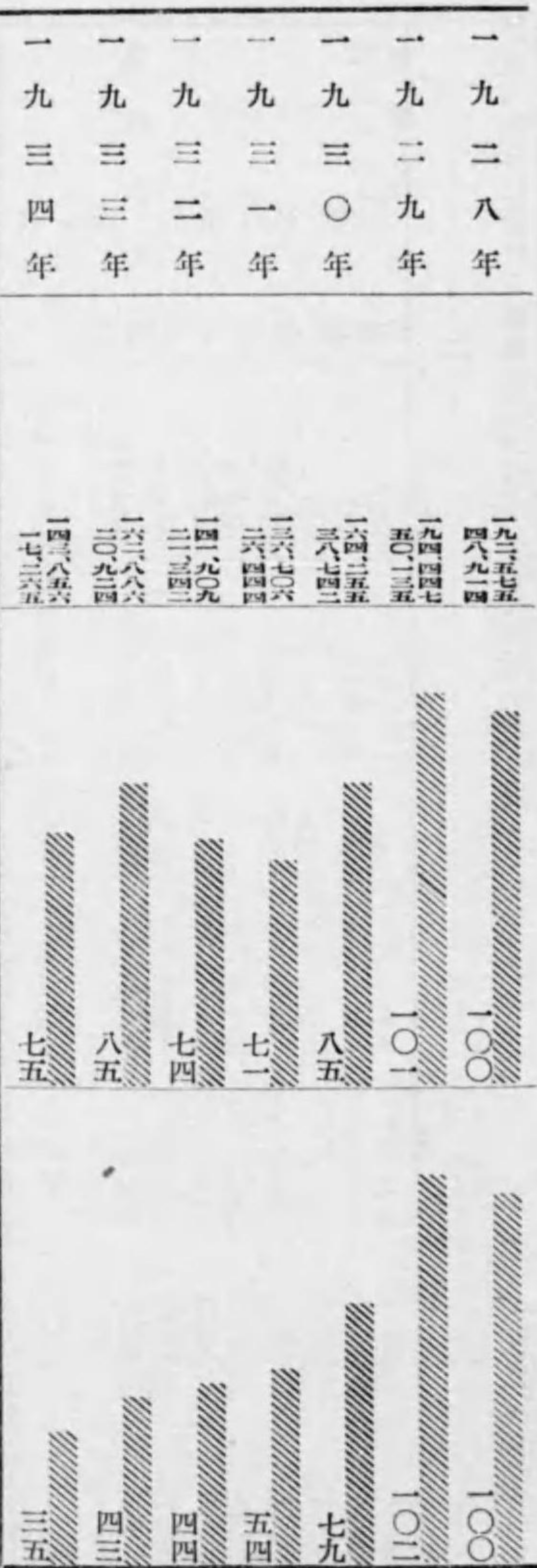
尙平組織のものとも雖も次のは晒綿布に含まれぬ。

ボブリン、ボイル、紋織物、マーセライズされた織物、プロツシエ入り織物、ツ、サートブラルコ、模紗、刺繍を施された織物、其他一般品と認められぬ全ての晒綿布類。

第二節 總 說

晒綿布は、蘭領印度就中爪哇に於ては最も重要な綿布であつて、其の輸入は次の如く巨額に達する。

年 次	輸入高千盾	輸入數量	輸入金額
-----	-------	------	------



右の如く、數量金額共一九二九年を最盛期として爾來之に及ばず。而して一九三三年に於ては本邦品の輸入によつて輸入數量頗る増加したが、一九三四年に入りては輸入制限により再び漸減の傾向に陥つた。併しながら蘭領印度輸入織物上に於ける晒綿布の重要位置は尙以て微動だにしないこと次の如くである (單位千盾)

	一九二八年	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
綿布輸入總額	一七四,四四五	一七〇,五九六	一一二,一五五	八七,八七	七五,五二八	四四,四三	五八,四八
晒綿布の金額	四八,九二四	五〇,二三五	三八,七四三	二六,四四	二二,三四三	二〇,九二四	一七,六五
晒綿布の%	二八〇	二九四	三三九	三〇二	二九四	三〇〇	二九八



右の情勢を圖示するに左の如くである。圖に於ける斜線の部分を晒綿布とす。



晒綿布の輸入が、斯くの如く重要位置を占むる所以は茲に謂ふ迄もなく、爪哇更紗用布たるキャンブリックの輸入の大なるに因るものである。爪哇更紗の産地は爪哇。従つて蘭領印度に於ける晒綿布の輸入は爪哇に負ふ所のものである。

即ち左表の如くである。

(單位 千盾)

年	爪哇	外爪	蘭印輸入計
一九二八年	一、九四七	一、八三九	三、七八六
一九二九年	一、九四七	一、五五五	三、五〇二
一九三〇年	一、九四七	一、四四四	三、三九一
一九三一年	一、九四七	一、四七三	三、四二〇
一九三二年	一、九四七	一、四七三	三、四二〇
一九三三年	一、九四七	一、四七三	三、四二〇
一九三四年	一、九四七	一、四七三	三、四二〇

最近六箇年に於ける蘭領印度の晒綿布輸入状況は次の如くである。

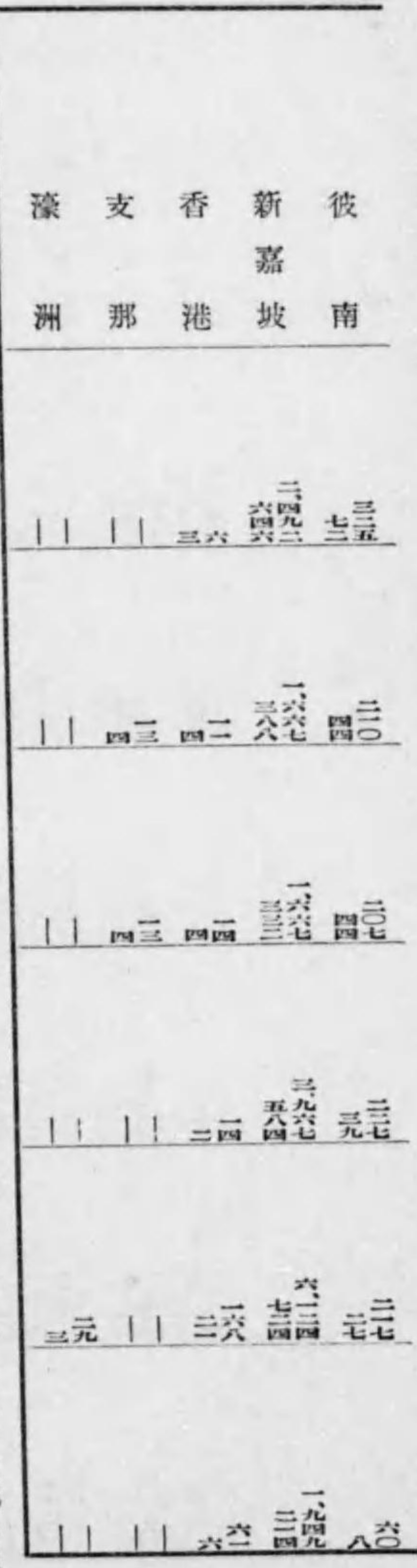
(單位 千盾)

年	日本	和蘭	英國	獨逸	佛蘭西	白耳義	伊太利	瑞西	露西亞	米國	彼南	新嘉坡	蘭領印度計
一九二九年	一、九四七	一、八三九	一、七二五	一、六一〇	一、四九八	一、三〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇	一、〇〇〇	九〇〇	八〇〇	七〇〇	三、七八六
一九三〇年	一、九四七	一、五五五	一、四四四	一、三三三	一、二二二	一一一一	一、〇〇〇	九〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	三、五〇二
一九三一年	一、九四七	一、四四四	一、三三三	一二二二	一一一一	一、〇〇〇	九〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三、三九一
一九三二年	一、九四七	一、四七三	一、三六二	一二五二	一一四一	一、〇三〇	九二〇	八一〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三、四二〇
一九三三年	一、九四七	一、四七三	一、三六二	一二五二	一一四一	一、〇三〇	九二〇	八一〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三、四二〇
一九三四年	一、九四七	一、四七三	一、三六二	一二五二	一一四一	一、〇三〇	九二〇	八一〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三、四二〇









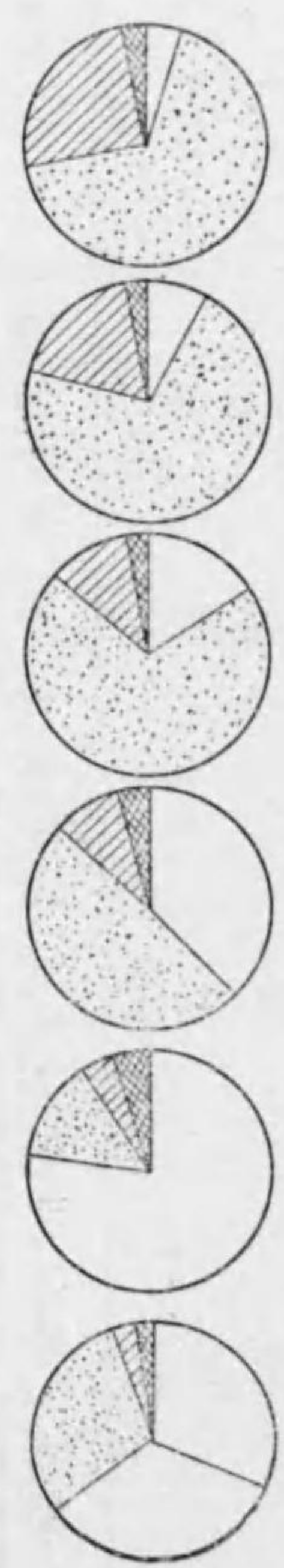
右の如く、最近に於ける晒綿布仕出國の首位を占むるは本邦にして、次いで蘭英の兩國である。而して本邦の異常なる進出は一九三二年に其の端を發し一九三三年に大飛躍をなしたが、一九三四年晒綿布輸入制限によりて頓座を來さしめられ、近い將來に關する限り一路退嬰の方向を辿らざるを得なくなつた。斯くして一九三四年に於て和蘭品の回復的抬頭とはなつたのである。

今主要仕出地の夫々占むる地位を示すに左の如くである。

(單位：千碼)

蘭印總輸入	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
和蘭	一四四四七	一六三三三	一六三三三	一四一九九	一四一八九	一四一八九
日本	五〇三三	六三三三	六三三三	五三六五	五三六五	五三六五
日英	九六〇二	一三〇九九	一三〇九九	七四八〇	一五〇七九	一五〇七九
英國	二四九九	二九八二	二九八二	二四八〇	二四八〇	二四八〇
其他	一三〇一八	一六九三三	一六九三三	一〇六五三	一三〇〇一	一三〇〇一
總計	三三三三四	三六八三三	三六八三三	三三三三四	三三三三四	三三三三四

數量上の%	英國	日本	日英	和蘭	其他
一九二九年	四八三四	一五二五〇	一三〇九九	二四九九	一三〇一八
一九三〇年	三三〇七	三三三三	二九八二	二四九九	一三〇一八
一九三一年	三三〇七	三三三三	二九八二	二四九九	一三〇一八
一九三二年	三三〇七	三三三三	二九八二	二四九九	一三〇一八
一九三三年	三三〇七	三三三三	二九八二	二四九九	一三〇一八
一九三四年	三三〇七	三三三三	二九八二	二四九九	一三〇一八



右數量上の輸入比率を圖示するに左の如くである。但し

類別	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年
蘭印晒綿布計	一四三三三	一三六〇六	一四一九九	一四一八九
キヤンブリック	一〇四一八	九〇〇三	八九六四	一〇三三三
キヤンブリック・	一〇四一八	九〇〇三	八九六四	一〇三三三
エシヤンブリック	一〇四一八	九〇〇三	八九六四	一〇三三三
フアンブリック	一〇四一八	九〇〇三	八九六四	一〇三三三
その他	一〇四一八	九〇〇三	八九六四	一〇三三三

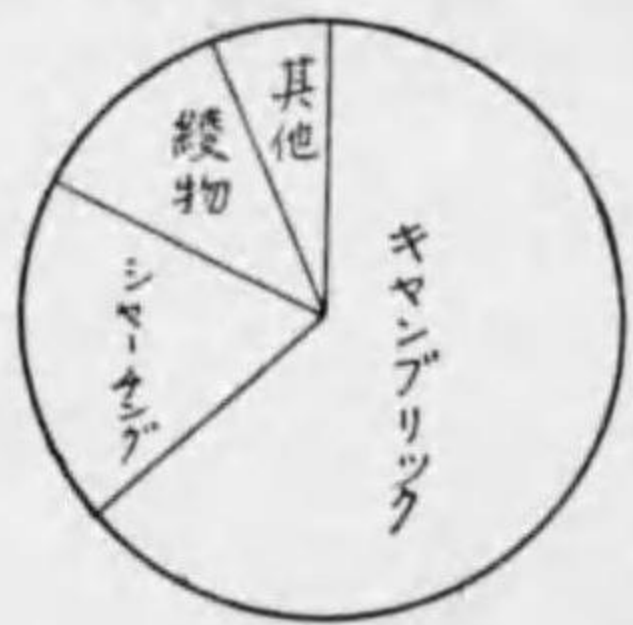


マダボラム	シヤーン	仁太	朱子	フネ	其
107	1076	1076	27	268	
6	1057	85	33	26	
18	375	2398	26	47	
28	1892	37	63	464	

備考 不詳のものは右に含まれず。  
右各類の%を算出表示するに次の如し。

キヤンブリック	キヤン・シヤーン	エレフアント	マダボラム	シヤーン	仁太	朱子	フネ	其
55	23	2	2	2	2	2	2	16
58	2	2	2	2	2	2	2	16
3	1	1	1	1	1	1	1	18
5	1	1	1	1	1	1	1	25

今一九三三年に於けるこの輸入比率の状況を圖示するに左の如くである。



四

今、この類別に分ちたる主要仕出地、日、蘭、英の輸入數量を見るに次の如くである。(單位=千碼)  
左側括弧内は%を示す。

キヤンブリック	日	和	英
10418	7455 (71)	8997 (86)	6466 (62)
9022	3377 (37)	7462 (83)	1458 (16)
8955	3704 (41)	5413 (60)	2583 (29)
10110	8367 (83)	1100 (11)	1443 (14)







晒綿布の島別並主要港別輸入状況は左の如くである。

島別	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
爪哇	一六四三五	一三八六九〇	二六五三二	一八三九三	一三八八七三	一三〇七九
バタビヤ	四二九一六	三三二〇七	三三、七四	一八〇四七	一八一九五	一五〇〇一
スラバヤ	三五〇九七	三三八一	一六九四	一五九二七	一六〇五三	一九七〇七
スマタラ	九一三	五八七六	三、四七	二二八一	二〇四五	二二八七
スマラ	四六四七五	四〇、八七	三、八三	三、四〇三	三、八五二	三、九六〇
スマタラ	一一二五三	九六六四	六、六八	五、二四一	五〇一八	四、八六五
スマタラ	七〇、〇五	六四、三三	五、七四〇	五、八二〇七	七、四三七	五、七九五
スマタラ	一八、〇〇〇	一五、〇六六	一〇、九〇〇	八、九四三	九、三九八	六、五〇六
チエリボン	一一三、五九	一〇、一一一	一、八三三	一〇、一五三	一一、九三〇	一〇、一〇八
スマタラ	三、三三五	二、四六五	一、六〇九	一、五六九	一、六六三	一、一八九
スマト	一五、八四七	一三、七三	一一、〇五一	一三、九一八	一一、七五九	一一、二六三
ブラワ	四〇、五六	三、一四七	二、二七	一、九四五	一、六一六	一、一九五
ブラワ	五、八〇九	五、二四三	三、九三	四、一九一	三、八三	四、〇八八
ブラワ	一、四七	一、一九二	七、七三	六、五四	五、〇〇	四、七七
パダ	四、一〇三	三、四九一	三、三三七	二、九三三	二、〇七	三、六〇六
パレムバン	一一、〇〇	八、八八	六、〇九	四、四五	二、六八	四、〇六
パレムバン	二、二四〇	一、八八	一、二六二	一、六一五	一、二五六	一、五二〇
パレムバン	五、九七	四、四	二、五	二、四	一、六三	一、八五
パカンバル	三、八〇	二、〇八	一、三五	一、七七	一、七三	四、七三

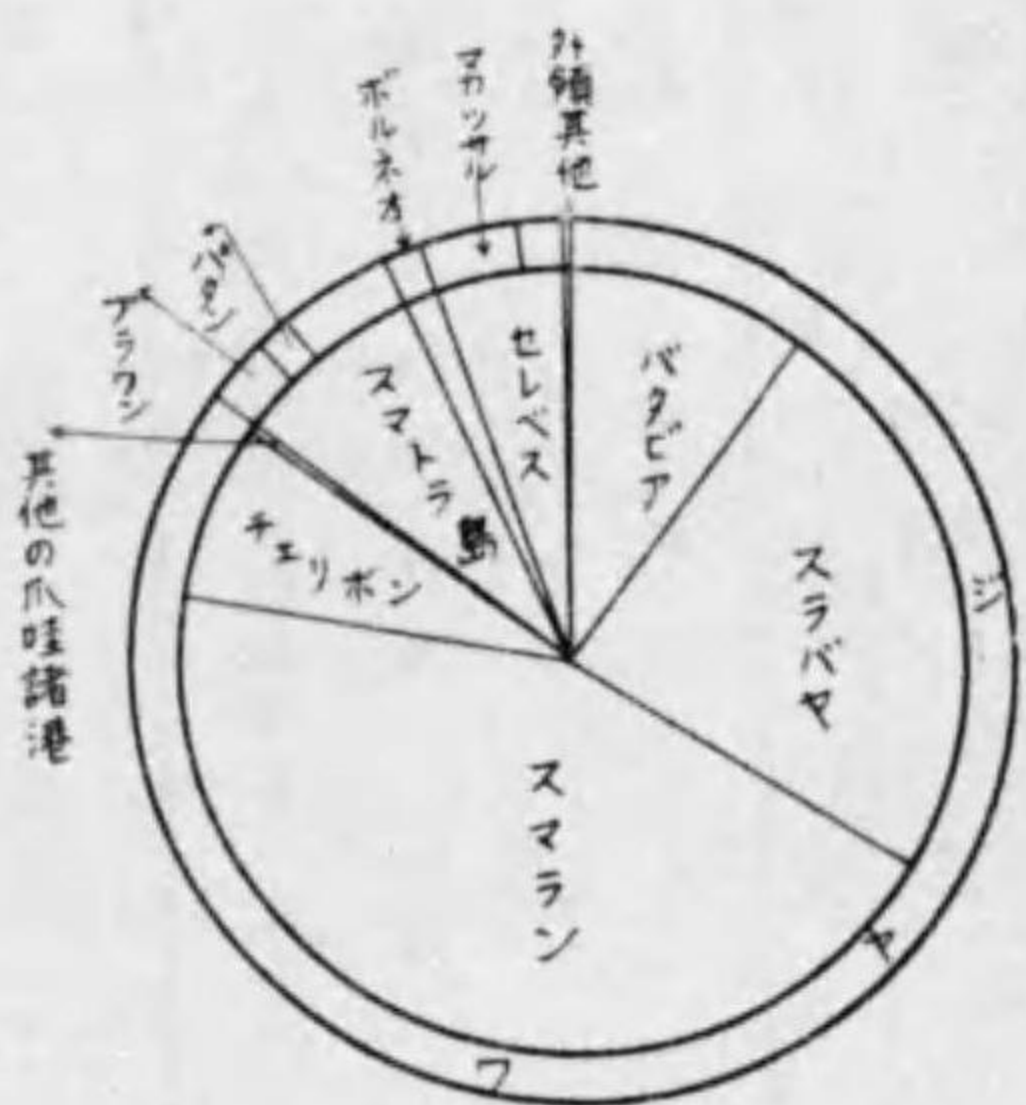
(單位 千盾)

島別	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
ボルネオ	四、三九一	三、三三八	二、六六六	二、三六六	二、一四九	二、八九五
ボラネオ	九六九	六八一	四七二	二九六	二三四	二七九
ボラネオ	一一、二九	七、八七	七、八一	六、五五	六、七五	八、六一
ボラネオ	二、六一	一、六七	一、四四	一、八一	一、六八	七、四
パンジャルマシ	一、五二〇	一、五二四	九、六	一、二三四	九、三	一、三六三
パンジャルマシ	三九	三〇二	一、七〇	一、五一	九、七	一、三九
セレベス	八、二二九	七、五二四	五、三〇〇	七、三四六	八、七四四	七、一七五
セレベス	一、八五四	一、五九一	九、四六	九、三八	八、五〇	六、四一
マカツサル	五、四一五	五、三五一	三、五七六	四、九八〇	五、九四三	五、五三二
マカツサル	一、三三九	一、二二二	六、六	六、四七	五、七二	四、八七
マカツサル	二、三二八	一、五二八	一、四七五	一、七八六	二、四二一	一、三〇六
マカツサル	五、二二	三、四三	二、五四	二、一九	二、四三	一、二五

右に於ける一九三三年の港別輸入状況を圖示するに左の如くである。

島別	一九三三年	一九三四年
爪哇	八三%	五四%
スマタラ	二四%	三六%
ボラネオ	一三%	一五%
パンジャルマシ	〇四%	
マカツサル	〇六%	
マカツサル	〇六%	
チエリボン	七五	
パカンバル	一一	





六 月別に見たる輸入状況は次の如くである。

爪哇	月次	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
一	一月	一五、五六五	一五、二二六	九、七五五	七、〇九九	二二、三二五	九、一四一
二	二月	四、〇一一	三、八二四	二、〇九九	一、二七九	一、七三三	二、一五九
三	三月	一三、三三三	一三、四七〇	九、〇〇一	九、三〇三	一四、三〇一	一三、七二五
四	四月	三、一四九	二、八八八	一、九三九	一、五五九	二、〇四五	一、六五九
		一四、六六四	一三、七二六	七、七二五	九、二八二	一三、四四一	一〇、九〇〇
		三、七二五	二、八〇五	一、七六〇	一、五四一	一、三五一	一、〇九〇
		一四、九三九	九、七四三	九、九一八	一三、二四四	一〇、三六七	六、三七〇
		三、八六八	二、三三三	二、〇一一	一、九七七	一、四四五	七、九七〇

(單位 千盾)

外領	月次	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
一	一月	三、一〇三	二、六六五	一、四七三	一、六一五	一、六九六	一、六九七
二	二月	七〇八	六四三	二八八	二四六	二〇八	二〇九
三	三月	二、二二三	一、八六八	八五三	一、七六五	二、〇三二	二、〇四五
四	四月	五二六	四九九	一七三	二六五	二三八	一九九
五	五月	二、二二七	一、八八〇	一、四〇六	二、八七〇	一、九三三	一、四五六
		五五三	四五一	二八〇	四四一	二二九	一五三
		二、七五〇	二、四二二	一、七五〇	二、五二七	一、九一五	一、八〇四
		六五〇	五六一	三三五	三六二	三三三	一八一
		二、五七〇	二、三九〇	一、三九六	二、七二八	一、八九五	二、三四六
		六二九	五三五	二三八	三三五	三三五	三三五
十	十月	一〇、七一一	一四、七二〇	二二、四七三	一〇、六三七	一三、四八六	一六、三三七
十一	十一月	三、四三三	二、四七五	一、八七〇	一、六三八	一、四八七	一、三三八
十二	十二月	二、六九五	三、二六七	二、四七三	一、五〇〇	一、三〇七	一、六三三
一	一月	一、一五七	一、三〇一	九、四七五	一、三五四	一、四四五	一、八〇一
二	二月	三、〇三三	三、〇〇一	一、七五五	一、三五二	一、四五一	一、〇三〇
三	三月	二、九六二	一、〇八二	一、〇五八	一、二八七	一、四二七	一、三三八
四	四月	三、四三三	二、四七五	一、八七〇	一、六三八	一、四八七	一、三三八
五	五月	一、二二六	一、二五五	九、四七五	一、三五四	一、四四五	一、八〇一
六	六月	三、二八二	二、二五五	一、九七五	一、三五四	一、四五一	一、〇三〇
七	七月	一、二二六	九、〇九五	一、九七五	一、三五四	一、四五一	一、〇三〇
八	八月	一、六二七	二、七九四	一、六八八	一、五三七	一、二三四	一、三三三
九	九月	四、二五〇	二、七九四	一、六八八	一、五三七	一、二三四	一、三三三
十	十月	一、二二六	二、七九四	一、六八八	一、五三七	一、二三四	一、三三三
十一	十一月	三、二八二	二、二五五	一、九七五	一、三五四	一、四五一	一、〇三〇
十二	十二月	二、六九五	三、二六七	二、四七三	一、五〇〇	一、三〇七	一、六三三



月	六	七	八	九	十	十一	十二
二四三四	二四八八	二四九六	二五〇〇	二五〇三	二五〇六	二五〇九	二五一二
二四八八	二四八八	二四八八	二四八八	二四八八	二四八八	二四八八	二四八八
二四八八	二四八八	二四八八	二四八八	二四八八	二四八八	二四八八	二四八八
二四八八	二四八八	二四八八	二四八八	二四八八	二四八八	二四八八	二四八八
二四八八	二四八八	二四八八	二四八八	二四八八	二四八八	二四八八	二四八八
二四八八	二四八八	二四八八	二四八八	二四八八	二四八八	二四八八	二四八八
二四八八	二四八八	二四八八	二四八八	二四八八	二四八八	二四八八	二四八八
二四八八	二四八八	二四八八	二四八八	二四八八	二四八八	二四八八	二四八八
二四八八	二四八八	二四八八	二四八八	二四八八	二四八八	二四八八	二四八八
二四八八	二四八八	二四八八	二四八八	二四八八	二四八八	二四八八	二四八八

一九三四年に於ける輸入状況は輸入制限のため異常状態と見らるゝが故に、一九二九—一九三三年の五箇年に於ける各月平均輸入情勢を見るに次の如くである。但し左表は輸入数量による状況にしてグラフ内に示せるは平均輸入實数である。

月	一	二	三	四
爪哇	九七	八八	九四	一〇〇
外領	一〇七	九八	八三	一〇〇
蘭領	一〇七	九八	八三	一〇〇
印度	一〇七	九八	八三	一〇〇
計	一〇七	九八	八三	一〇〇

月	五	六	七	八	九	十	十一	十二
爪哇	九〇	八一	九六	九八	八八	九四	一〇〇	一〇二
外領	九三	九四	一〇四	一〇〇	九三	八九	一〇八	一〇八
蘭領	九三	九四	一〇四	一〇〇	九三	八九	一〇八	一〇八
印度	九三	九四	一〇四	一〇〇	九三	八九	一〇八	一〇八
計	九三	九四	一〇四	一〇〇	九三	八九	一〇八	一〇八

第三節 キャンブリック

キャンブリックの定義は既に第一節に於て述べた。キャンブリックの用途は、主として爪哇更紗生地である。次いで他の雑用であるが其の数は極めて少くして、大觀するにキャンブリックは爪哇更紗生地であるといふを適切とする。従つて本類の需要地は更紗産地たる中部爪哇方面即ちソロ竝にジョクジャ地方を最とする。爪哇スマラン港に輸入の大なる、即ち之が故である其他爪哇各地々々需要があるが、これも大部分は爪哇更紗用布として、雑用布たるものは極めて一部に過ぎぬ。外領各地の輸入は主として雑用布であると見做される。尚、爪哇織物市場に於てはキャンブリックを一般にモスリンの名を以て稱してゐる。

第一項 輸入概況

キャンブリックは爪哇に於ては晒綿布中に於て最も重要なものならず、織物總額より見るも亦然りであること



既に述べた處である。今この輸入状況を見るに。

指 数	一九二九年		一九三〇年		一九三一年		一九三二年		一九三三年		一九三四年	
	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額
數量 (千碼)	13,140		10,310		8,909		8,750		10,657		8,686	
金額 (千盾)	3,160		2,464		1,706		1,387		1,368		1,099	
織物輸入總額に對する%	20.3		20.5		19.5		19.8		26		19.6	
晒綿布輸入額に對する%	77.7		77.1		75.0		76.7		75.0		73.7	
指 數 (數量上)	100		78		73		71		72		70	
指 數 (金額上)	100		78		73		71		72		70	

一九二九年以來年と共に輸入量は減少し、一九三三年に至つて漸く若干の騰勢を見たが、一九三四年輸入制限によつて再び落勢に至つた。この輸入量減少の大勢は財界不況による代用品の勃興に因るものである。キャンブリック輸入金額の低下減少率は數量に於けるよりも更に甚しいが、これは即ち物價の低落を示すものである。

併し乍ら、爪哇に於けるキャンブリックの重要性には聊かも變りない。即ちキャンブリックの輸入額は爪哇織物輸入總額より見れば引き續き二割内外を占め、晒綿布輸入額より見れば之れ亦引き續き七割五分内外即ち略四分の三を占むる所である。

併し乍ら外領に於ては爪哇と著しく趣を異にしてゐる。即ち外領には更紗工業殆んど皆無のために、キャンブリックは家庭用布、雑用布として若干需要さるゝに過ぎないからである。其の輸入状況を見るに左の如くである。

年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年
數量 (千碼)	1,031	93	1,095	1,186
晒綿布輸入總量	25,555	20,755	23,526	21,011
キャンブリックの%	4.2	4.5	4.9	5.6

數 量 (千碼)	七耗平方の糸數		吋平方糸數に換算	
	並 等 品	中 等 品	並 等 品	中 等 品
晒綿布輸入總量	三五本以下	三六―四五本	四〇吋以下と四一時以上との二種	三九吋以下の物、四〇吋物、四一時以上の物の三種
	一、二八本以下	一、二九―一、六五本	四〇吋以下と四一時以上との二種	四〇吋以下と四一時以上との二種
キャンブリックの%	四二	二〇	四〇吋以下と四一時以上との二種	四〇吋以下と四一時以上との二種
	四二	二〇	四〇吋以下と四一時以上との二種	四〇吋以下と四一時以上との二種

キャンブリックは、統計上次の如く大別して四類、細別して九類とされる。即ち糸數並に織物幅による分類である。

並 等 品	七耗平方の糸數		吋平方糸數に換算	
	並 等 品	中 等 品	並 等 品	中 等 品
並 等 品	三五本以下	三六―四五本	四〇吋以下と四一時以上との二種	三九吋以下の物、四〇吋物、四一時以上の物の三種
中 等 品	一、二八本以下	一、二九―一、六五本	四〇吋以下と四一時以上との二種	四〇吋以下と四一時以上との二種
上 等 品	四六―五五本	一、六六―二、〇一本	四〇吋以下と四一時以上との二種	四〇吋以下と四一時以上との二種
高 級 品	五、六本以上	二、〇二本以上	四〇吋以下と四一時以上との二種	四〇吋以下と四一時以上との二種

爪哇輸入のキャンブリックを右四類に分ちて、輸入統計を表示するに左の如くである。(單位 千碼)

爪 哇 輸 入 合 計	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
數量 (千碼)	13,140	10,310	8,909	8,750	10,657	8,686
金額 (千盾)	3,160	2,464	1,706	1,387	1,368	1,099
織物輸入總額に對する%	20.3	20.5	19.5	19.8	26	19.6
晒綿布輸入額に對する%	77.7	77.1	75.0	76.7	75.0	73.7
指 數 (數量上)	100	78	73	71	72	70
指 數 (金額上)	100	78	73	71	72	70



並等品	中等品	上等品	高級品
八九七六	一七四七	一〇五九〇	一〇五九〇
一〇五九〇	一七四七	一〇五九〇	一〇五九〇
一〇五九〇	一七四七	一〇五九〇	一〇五九〇
一〇五九〇	一七四七	一〇五九〇	一〇五九〇
一〇五九〇	一七四七	一〇五九〇	一〇五九〇
一〇五九〇	一七四七	一〇五九〇	一〇五九〇
一〇五九〇	一七四七	一〇五九〇	一〇五九〇
一〇五九〇	一七四七	一〇五九〇	一〇五九〇
一〇五九〇	一七四七	一〇五九〇	一〇五九〇
一〇五九〇	一七四七	一〇五九〇	一〇五九〇

右によれば、爪哇に於ては従來上等品の需要最も多く中等品之に次いでゐたが、一九三四年に至つては、中等品の輸入量が上等品を遙かに超過するに至つた。之れ即ち爪哇經濟界不況の一現象と言ふことが出來やう。高級品並に並級品は右兩者に比較すれば其の輸入極めて少く、到底同日の談でない。

(單位%)

並等品	中等品	上等品	高級品
五五	三七〇	五〇八	六六
八二	三三三	五〇一	七五
五七	三〇八	五八七	四八
九六	三三五	五四六	三三
八五	四〇三	四九六	二一
六二	五〇六	三九七	三四

尙各類輸入數量の消長を見るに次の如くである。

並等品	中等品	上等品	高級品
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
二五	六	八	一五
三	三	五	五
二六	六	七	三
九	八	六	三
五	六	六	四

幅によつて二類に分てば輸入統計は左の如くである。

(單位千盾)

爪哇輸入計	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
四〇吋以下	一三、八〇〇	一〇、一〇〇	八、九〇八	八、七五〇	一〇、〇五七	八、六〇八
四一吋以上	三、七〇〇	二、四〇〇	一、七〇一	一、三二七	一、三〇八	一、〇四九
數量上の率	七四、七六	六八、九九	六〇、四七	五九、七四	六四、五七	五五、九三
	一八、二九	一五、二四	一〇、二九	八、九九	八、二七	六、八九
	四八、〇〇	三三、七〇	二八、六六	二七、八二	三六、〇八	三〇、一五
	一三、四〇	八、九一	五、九六	四、八二	五、三三	四、一五
	五、六三	三、三七	三、六九	三、八二	三、五五	三、五〇
	四、三七	三、三七	三、六九	三、八二	三、五五	三、五〇

右の如く四〇吋以下のものが六五%、四一吋以上のものが三五%内外を占めてゐる。而して四〇吋以下のものは概ね四〇吋物であり、四一吋以上のもものでは四二吋物が最も大部分を占めてゐる。

四



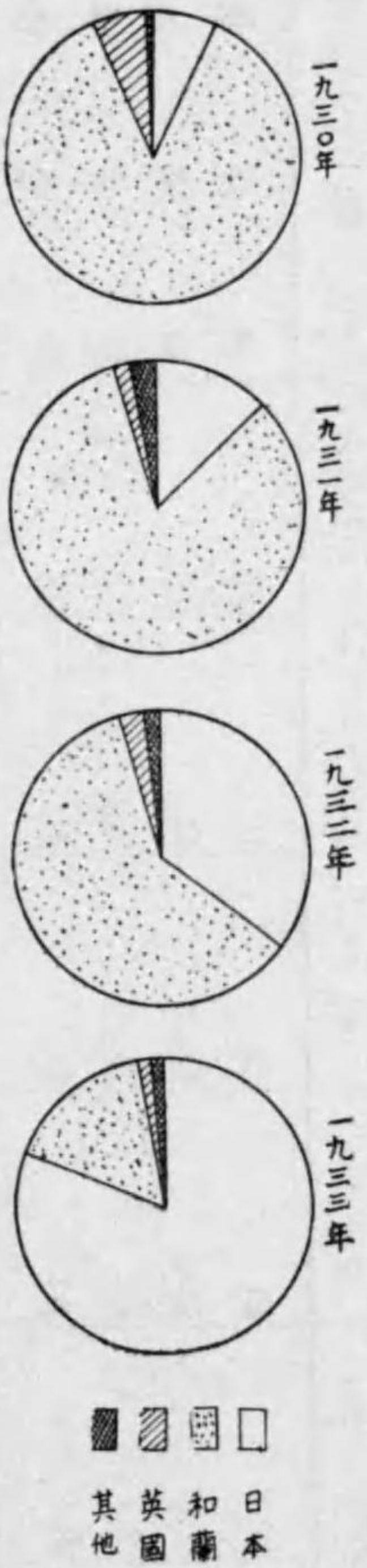
キヤンブリックの仕出地別輸入状況。

之については既に前節にも述べたが、更に茲にも示せば次の如くである。

(單位：千碼)

蘭印キヤンブリック計	一九二九年			一九三〇年			一九三一年			一九三二年			一九三三年			一九三四年			
	日	和	英	日	和	英	日	和	英	日	和	英	日	和	英	日	和	英	
	104,181	74,555	89,947	104,181	74,555	89,947	90,311	23,377	74,662	1,458	89,655	37,044	54,233	16,957	104,181	53,677	16,957	1,458	
	71,111	64,662	71,111	71,111	64,662	71,111	71,111	64,662	71,111	64,662	71,111	64,662	71,111	64,662	71,111	64,662	71,111	64,662	71,111
	6,955	7,111	6,955	6,955	7,111	6,955	6,955	7,111	6,955	7,111	6,955	7,111	6,955	7,111	6,955	7,111	6,955	7,111	6,955
	26,111	26,111	26,111	26,111	26,111	26,111	26,111	26,111	26,111	26,111	26,111	26,111	26,111	26,111	26,111	26,111	26,111	26,111	26,111

日本品進出の跡、驚くべきものあり。圖示すれば一目之を瞭然とすること左の如くである。



爪哇に於ける輸入状況を詳細に見ること左の如くである。

(單位：千盾)

總計	一九二九年			一九三〇年			一九三一年			一九三二年			一九三三年			一九三四年			
	日	和	英	日	和	英	日	和	英	日	和	英	日	和	英	日	和	英	
133,800	101,110	89,092	107,500	101,110	89,092	107,500	101,110	89,092	107,500	101,110	89,092	107,500	101,110	89,092	107,500	101,110	89,092	107,500	101,110
33,810	27,367	25,637	33,810	27,367	25,637	33,810	27,367	25,637	33,810	27,367	25,637	33,810	27,367	25,637	33,810	27,367	25,637	33,810	27,367
101,110	74,555	89,947	101,110	74,555	89,947	101,110	74,555	89,947	101,110	74,555	89,947	101,110	74,555	89,947	101,110	74,555	89,947	101,110	74,555
101,110	74,555	89,947	101,110	74,555	89,947	101,110	74,555	89,947	101,110	74,555	89,947	101,110	74,555	89,947	101,110	74,555	89,947	101,110	74,555
101,110	74,555	89,947	101,110	74,555	89,947	101,110	74,555	89,947	101,110	74,555	89,947	101,110	74,555	89,947	101,110	74,555	89,947	101,110	74,555



年	上等品			高級品		
	日	和	英	日	和	英
一九二九年	五七四六	一六〇七五	二〇一五	六二二	二〇九二	二〇八四
一九三〇年	四七八七	二二二五	七二五	六三七七	一八〇八	一八〇七
一九三一年	四八一八	九九六	一二〇七	三三三〇	八三三	三三三二
一九三二年	四四三六	七五五	一九七四	二〇六三	四四九	四四五
一九三三年	四九六三	七三〇	四〇五八	二二二〇	三九七	三九四
一九三四年	三三〇〇	四七六	二四二八	三〇二七	四六六	四三三

一九三三年キャンブリック總輸入の八割餘を占めた本邦製品も一九三四年のキャンブリックの輸入制限によつて一頓座を來さしめられ再び和蘭品の抬頭を招來せしむるに至つた。而して英國品は最早殆んど何等の勢力を有しない。  
尙右表に明らかなるが如く、高級品は從來より引き續き殆んど和蘭品の獨占市場である。  
爪哇キャンブリック上に於ける日蘭英の%は左の如くである。

(上表参照)

一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
-------	-------	-------	-------	-------	-------

年	數量上			金額上		
	日	和	英	日	和	英
一九二九年	三六	八三	一三八	四〇	八一七	一四〇
一九三〇年	七二	八六	六二	七九	八五三	六六
一九三一年	一三九	八三〇	二六	一五三	八一四	二九
一九三二年	三三八	六〇九	二八	三六一	六〇四	三〇
一九三三年	八三三	一六七	一四	八一〇	一七三	一五
一九三四年	六三〇	三五四	〇七	三三〇	三六三	〇八

外領に於けるキャンブリック輸入は次の如くである。

(單位=千碼)

年	計		
	日	和	英
一九三〇年	一〇六一	七三五	一九七
一九三一年	九三三	六七八	一四
一九三二年	二〇九五	四三三	一七五
一九三三年	二四八六	一六〇	八

かくて、蘭印の輸入キャンブリックを爪哇外領に分ち見るに

(單位=千碼)

一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年
-------	-------	-------	-------



計	一九二九年		一九三〇年		一九三一年		一九三二年		一九三三年		一九三四年	
	爪哇	外領	爪哇	外領	爪哇	外領	爪哇	外領	爪哇	外領	爪哇	外領
計	107,181	107,110	107,110	107,110	207,011	89,089	89,089	89,089	100,550	87,550	107,110	107,110
爪哇	107,110	107,110	107,110	107,110	207,011	89,089	89,089	89,089	100,550	87,550	107,110	107,110
外領	107,110	107,110	107,110	107,110	207,011	89,089	89,089	89,089	100,550	87,550	107,110	107,110

即ち爪哇に比すれば外領は殆んど論ずるに足りない。

四

(單位：千碼)

計	一九二九年		一九三〇年		一九三一年		一九三二年		一九三三年		一九三四年	
	爪哇	外領	爪哇	外領	爪哇	外領	爪哇	外領	爪哇	外領	爪哇	外領
計	113,800	107,110	107,110	107,110	207,011	89,089	89,089	89,089	100,550	87,550	107,110	107,110
爪哇	113,800	107,110	107,110	107,110	207,011	89,089	89,089	89,089	100,550	87,550	107,110	107,110
外領	113,800	107,110	107,110	107,110	207,011	89,089	89,089	89,089	100,550	87,550	107,110	107,110

備考 各年共、不詳の分を除く。  
 右の如く、スマラン港の輸入常に各港に冠絶してゐる處、この所以はスマラン港は背後に更紗産地ソロ方面を控ふるが故である。而して一九三四年に於けるこのスマラン港の輸入著しく減少せるは、これ即ち三巾金巾の進出を

物語る半面である。

各港輸入量の%は左の如くである。

金額上	数量上		一九二九年		一九三〇年		一九三一年		一九三二年		一九三三年		一九三四年	
	バタビア	スマラン	バタビア	スマラン	バタビア	スマラン	バタビア	スマラン	バタビア	スマラン	バタビア	スマラン	バタビア	スマラン
バタビア	137	262	137	262	137	262	137	262	137	262	137	262	137	262
スマラン	512	92	512	92	512	92	512	92	512	92	512	92	512	92
バタビア	137	262	137	262	137	262	137	262	137	262	137	262	137	262
スマラン	512	92	512	92	512	92	512	92	512	92	512	92	512	92
バタビア	137	262	137	262	137	262	137	262	137	262	137	262	137	262
スマラン	512	92	512	92	512	92	512	92	512	92	512	92	512	92

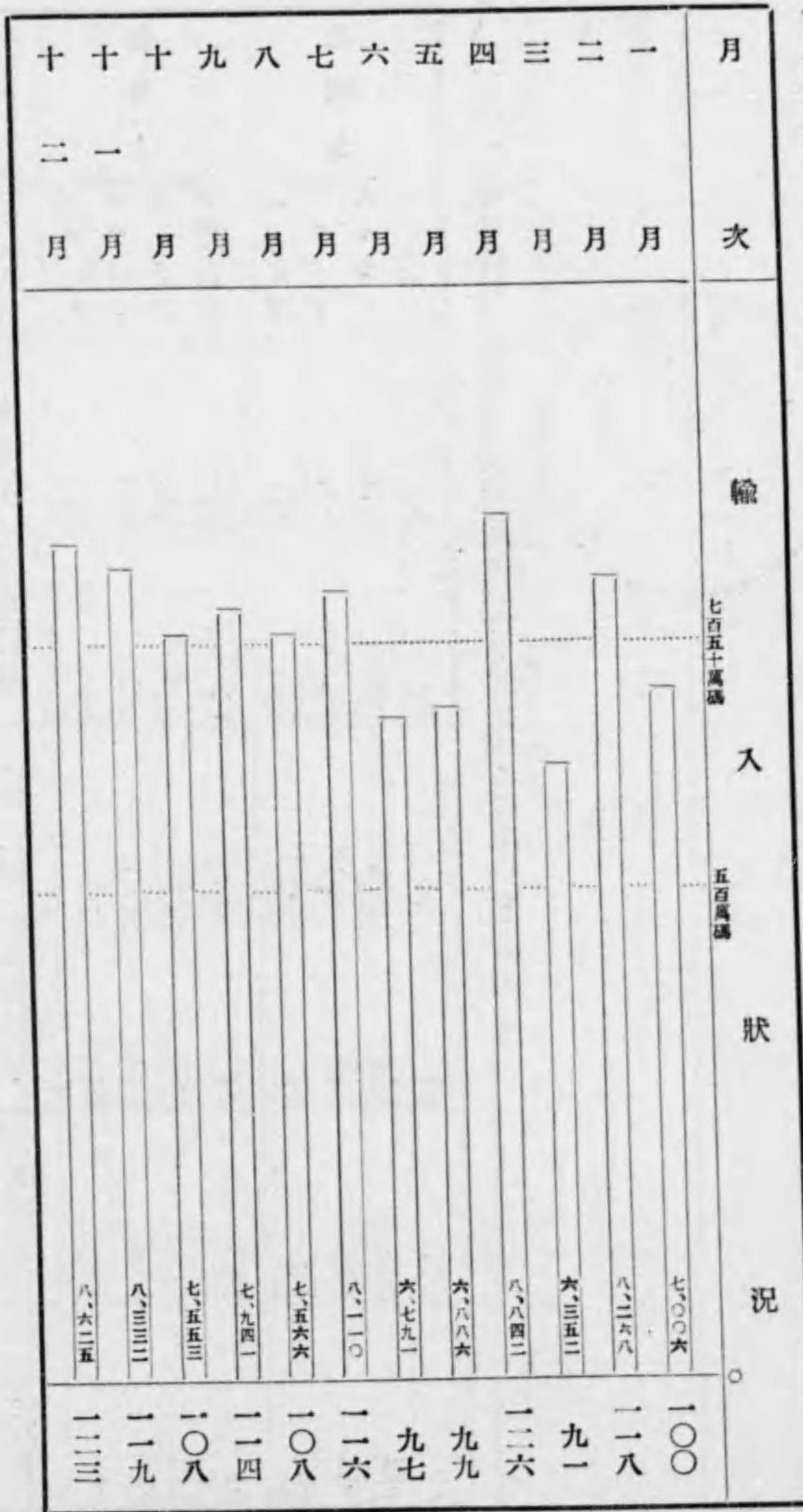
今、一九三三年に於ける數量上の港別輸入状況を圖示するに次の如くである。



第三編 關領印度輸入織物總觀 第二章 晒綿布



尙月別の輸入状況は次の如くである。但し一九三一年—一九三三年の各月平均輸入概数とす。(單位 千碼)



第二項 製品の概観

キャンブリックは糸数によつて品質を分ち四階級となす。即ち次の如くである。

- (一) 高級品 Finest quality
- (二) 上等品 Fine quality
- (三) 中等品 Medium quality
- (四) 並等品 Low quality

高級品は輸入統計上、七耗平方の糸数五十六本以上(換算時平方二百二本以上)とさるゝ類であつて、僅かにジョクジャ地方の一部に於て爪哇更紗用布として用ひらるゝを主とし、需要數量極めて少い。

上等品は七耗平方の糸数四十六本以上五十五本以下(換算時平方百六十六本—二百一本)の類に該當するもので、從來需要最も多かつたが、一九三四年には著しく需要を減じた。最大の需要地はソロ方面。用途は勿論更紗用布である。

中等品は、七耗平方の糸数三十六本以上四十五本以下(換算時平方一三九—一六五本)とさるゝもの、ソロ方面に於けるを最大の需要地とし、更紗用布とさる。一九三四年の輸入に於ては從來首位にあつた上等品の數量を凌駕するに至つた。

並等品は中等品以下のもので、需要は未だ大となすに足らざるも漸次増加の情勢に在る。而して、前述各類の輸入概況は既に前項に於て述べた處である。

二

キャンブリックは又其の仕上方法(主として糊付程度の如何によるものであるが)によつても分類される。即ち左の通りである。

- (一) 硬糊仕上 Hard finish



(一) 並糊仕上	Medium finish	.....	硬仕上	Medium hard finish
(二) 軟糊仕上	Soft finish		軟仕上	Medium soft finish

右の相違は單に糊付効果を異にするを主となすに過ぎないが需要方面から見れば非常に重要視さるゝものである。即ち各更紗産地によつて夫々獨特の仕上ものを要求するが故である。

硬糊仕上は普通ペーパーフィニッシュと稱せられ、一見、外見手觸りが紙の如くに仕上げられてゐるものが専らジヨクジャ方面に需要され、他の爪哇更紗産地には向かない。

並糊仕上の中、硬仕上ものは前同様ジヨクジャ方面を主とし、軟仕上ものはソロ方面に需要される。軟仕上ものは其他の爪哇更紗産地、ベカロンガン、ボノロゴ、マデオン、ギリセ等にも需要される。而して上述各地の嗜好需要趨勢は常に殆んど變化を認めない。

キャンブリック仕上の糊料は澱粉を主とし又蠟をも混用される。別項にも述ぶる如く、キャンブリックを爪哇更紗に用ふる場合には概ね糊落しを行ふが故に、右の糊料は容易に除去し得らるゝものでなくてはならぬ。キャンブリックの糊付仕上の可良なることは頗る重大事であつて、其の巧拙は價格をも左右するを一般とする。糊付される目的は布の外観を優秀ならしむる以外に生産の汚損をも保護するためである。即ち土間等に置かれた生地泥土等を附着するやうなことがあつても糊落しによつて糊と共にこの汚物をも容易に除去さるゝことを要するのである。

三

次に幅竝に丈によつて本類を見るに、幅よりすれば四〇吋物と四二吋物との二種を主となす。其他の幅のものもあるが其の数は上記のものに比し遙かに少い。而して四〇吋物と四二吋物とを比較すれば、四〇吋物の需要が遙かに多い。これに關しては既に輸入状況の項に於て述べた通りである。

キャンブリックの幅は頗る重大な意義を有するものである。即ち幅は加工の如何に不拘、常に一定不變なるを要する。水洗されても、更紗に仕上げられても幅に絶體に伸縮無きを要する。例へば四二吋の幅あるキャンブリックは、更紗とされた場合にも、依然加工前に於けると同様四二吋の幅を有せねばならぬ。

丈よりすれば、一反の長さは漸次増加されつゝある。即ち現在に於ては十五碼物の如き殆んど市場に見られないが、従來はキャンブリックの丈は十五碼を以て規準とされたものである。かくて十六碼物は十六碼半に、十七碼物は十七碼四分の一に至れる現状である。今キャンブリックの規準サイズを見るに次の如くである。

四二吋×一七碼五分

四〇吋×一六碼五分

尙、十六七碼のキャンブリックから爪哇更紗に製せらるる際は生地一反より、サロン七枚、カインバンジャン一枚を取るを普通とする、従つて布丈は可及的大なるを可とさるゝのである。

丈には上述のものゝ外、四十七八碼のものもある。

今キャンブリックの需要地向サイズを見るに略次の如くである。

ソロ方面、各類共幅四〇吋。丈は中等品以上は十六碼半を可とし、並品は長碼物にてもよし。

ジヨクジャ方面、中等品以上は必ず四二吋×一七・五碼。並等品は四〇吋×四八碼、或は四〇吋×四七・五碼にてもよし。

キャンブリックの最大需要消費地はソロ(スラカルタともいふ)とす。下つて第二位ジヨクジャとす。而してキャンブリック需要はこの兩地方に於てその大半を占めてゐる。



尙バタバヤ方面では四二吋×一七・五碼物の需要が多い。

四

尙、茲で簡単に各更紗産地のキャンブリック取扱法を概述するに、ジョクジャ方面では高級品上等品(何れも生地についてのこと、以下同)は必ず灰汁揉みをなし中等品以下には水洗ひを第一工程としてパチツク加工をなす。ソロ方面では上等生地には水洗ひをなすが、中等品以下のものは水洗ひも行はない。ペカロンガン、バタバヤ、其他の更紗産地では一般に生地の儘直ちに加工するを普通とす。生地物も亦然りて布晒しの如きは勿論施されない。

〔備考〕

爪哇更紗については、本調査書第六編第一部爪哇更紗の項に於て詳述す。参照を乞ふ。

第三項 高級キャンブリック

一

高級キャンブリックとは七耗平方の経緯糸数の合計数五十六(本換算吋平方二百二本)以上のものゝ義で需要極めて尠く、専らジョクジャ方面に於て描き更紗用布として用ひらるゝのみである。輸入状況は次の如くである。

數量 (千碼)	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
數量	六三三	六三七	三,五〇〇	四,〇〇〇	四,一〇〇	三,〇一七
金額 (千盾)	二,〇八一	一,八〇八	八,四〇〇	四,五〇〇	三,九七〇	四,六六六
輸入數量指數	一〇〇	一〇四	五五	三三	三五	四九
キャンブリック中の%	六六	七五	四八	三三	二二	二四

一九三四年に於ては輸入稍々増加せるも、尙以てキャンブリック總輸入量の二・四%に過ぎず、以て重要品となすに足りない。

而して本類は幅によつて次の如く二類に分たれる。

(單位 千盾)

總計	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
幅三八—四〇吋	六三三	六三六	三,五〇〇	四,〇〇〇	四,一〇〇	三,〇一七
仕出地	不詳	一	二七	二	一七	一六
幅四一吋以上	六三〇	六三六	三,三三三	三,〇〇〇	二,一三三	二,七三六
和	二〇〇	一八〇	八三三	四〇〇	三九四	三三三
關	六〇五	六三六	三,三三三	二,六〇〇	二,一三三	二,七三六
獨逸	二〇〇	一八〇	八三三	四〇〇	三九四	三三三

右の如く主なるは四一吋以上のもので四〇吋未満のものは特に寥々たる處である。而して四一吋以上のものは専ら四二吋物とす。

尙、四一吋以上の類について輸入港を見るに左の如く、主にスマラン港にかゝる。

(單位 千盾)

	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
輸入港						



品名	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
計	六〇八	六〇八	三〇三	三〇三	二〇三	二〇三
バタビア	一八四	一七二	一七二	一七二	一七二	一七二
スラバヤ	一五三	一五三	一五三	一五三	一五三	一五三
スマラン	三九七	三九七	三九七	三九七	三九七	三九七
チエリボン	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇

而してこの輸入時間は、一九三一年—一九三三年三箇年の平均よりするに左の如く、年の中央にて般振なるを見る。

月	平均輸入価格	月	平均輸入価格
一月	一〇〇	七月	一四四
二月	一六四	八月	一二二
三月	一三一	九月	九三
四月	一七五	十月	一〇〇
五月	一七七	十一月	九二
六月	一五九	十二月	八八

(単位：盾)

幅	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
幅四〇吋以下	六六五	二九三	三九六	四三〇	三三三	二四九
幅四一吋以上	六〇〇	四九七	四三〇	三八二	三三六	二七三

二

次に高級キャンブリックの糸遣ひ例を見るに、左の如く、糸番手五六〇、密度は経緯略同じである。

標本例	番		時		間		計	幅
	經	緯	經	緯	經	緯		
第一例	五〇	五〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	四吋
第二例	五三	五三	一〇八	一〇八	一一〇	一一〇	一一〇	四吋

(標本例は別冊を以つて出版する豫定)

第四項 上等キャンブリック

上等キャンブリックは、統計番號一五四八及一五四九の七耗平方の糸數四六一五五本(換算時平方一六六一二〇一本)に該當するもの、義。一九三四年に於ける輸入量は次項の中等キャンブリックに及ばなかつたが、従來はキャンブリック中、最も重要なものであつた。輸入状況は左の如くである。

數量	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
數量(千碼)	五、四六六	四、七八七	四、八二一	四、三五六	四、九六二	三、四三〇
金額(千盾)	一、六七五	二、二二六	九、九六六	七、五五三	七、三四〇	四、七九六
輸入數量指數	一〇〇	八四	八五	七六	八六	六〇
キャンブリック中の%	五〇・八	五〇・一	五七	五〇・六	四九・六	三九・七

本類も幅によつて二類に分たれる。四〇吋以下のもの、四一吋以上のもの之であるが、前者に屬するものは概ね



四〇吋物、後者に屬するものは概ね四二吋物である。輸入狀況左の如し。

(單位 千盾)

數量上の% 〔四〇吋以下 四〇吋以上〕	計		一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
	幅三八—四〇吋	五七四六 一六〇五	四七八七 二二二六	四七八七 二二二六	四九八九 二二二六	四九八九 二二二六	四九八九 二二二六	四九八九 二二二六
幅四一吋以上	二七五二 七六三二	二六〇八 六四八〇	二六〇八 六四八〇	二六〇八 六四八〇	二六〇八 六四八〇	二六〇八 六四八〇	二六〇八 六四八〇	二六〇八 六四八〇
數量上の% 〔四〇吋以下 四〇吋以上〕	五四八	四五五	四五五	四五五	四五五	四五五	四五五	四五五

仕出地は從來和蘭を以て絶體的首位となしたが、一九三三年に至つて其の地位は本邦によつて代られたこと既に述べた通りである。但し一九三四年に於ては輸入制限によつて本邦品の進出は完全に大打撃を被つた。二類に分ちて輸入狀況を示せば左の如くである。

(單位 千盾)

幅〔五四八 三八—四〇吋物〕	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
	和	二七五二 七六三二	二六〇八 六四八〇	二六〇八 六四八〇	二六〇八 六四八〇	二六〇八 六四八〇
日	一三〇一 三七八	二二四七 五九八	二二四七 五九八	二二四七 五九八	二二四七 五九八	二二四七 五九八
和	二七五二 七六三二	二六〇八 六四八〇	二六〇八 六四八〇	二六〇八 六四八〇	二六〇八 六四八〇	二六〇八 六四八〇

幅〔五四九 四—四二吋以上〕	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
	英	四八八 一三二六	二八六 七三四	一五六 三三四	一五六 三三四	一五六 三三四
露	二九七五 八四三	二二七九 五三三	二二七九 五三三	二二七九 五三三	二二七九 五三三	二二七九 五三三
日	二八七 八三六	四九〇 一三六	四九〇 一三六	四九〇 一三六	四九〇 一三六	四九〇 一三六
和	二六九五 六三六	二五二 三八七	二五二 三八七	二五二 三八七	二五二 三八七	二五二 三八七
英	二九七五 八四三	二二七九 五三三	二二七九 五三三	二二七九 五三三	二二七九 五三三	二二七九 五三三

右表に於ける日蘭兩國數量に於ける百分率を算出するに左の如くである。

四〇吋以下 〔和日〕	一九二九年		一九三〇年		一九三一年		一九三二年		一九三三年		一九三四年	
	和	日	和	日	和	日	和	日	和	日	和	日
四〇吋以下 〔和日〕	四八	四八	八六	八六	七五	七五	三六	三六	八〇	八〇	七〇	七〇
四一吋以上 〔和日〕	九五	九五	一七	一七	二五	二五	五二	五二	一五	一五	三〇	三〇

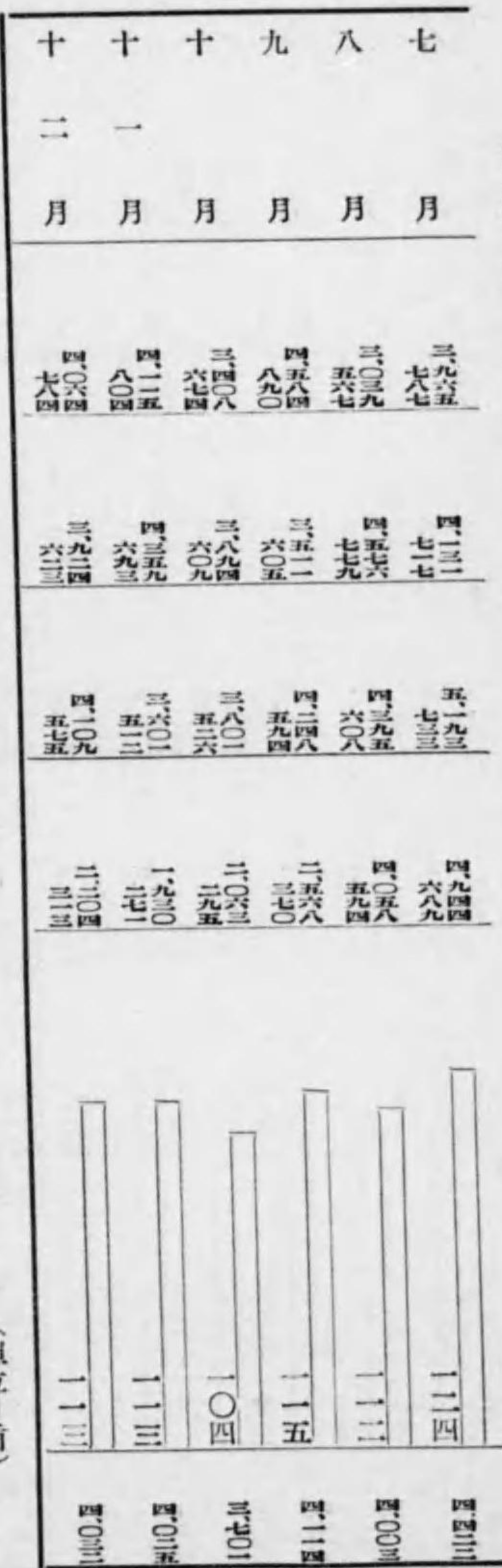
本類の輸入港は左の如くである。

一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
和	九五	一七	二五	五二	一五
日	四八	八六	七五	三六	八〇









尙一反(一七・五碼物として)の輸入価格は左の如くである。

品名	1929年	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年
四〇吋以下の物	480	455	356	294	251	240
四一時以上の物	496	453	374	304	260	253

本類はソロ、ジョクジャ方面に於て頗る廣く需要され、其の他の更紗産地に於ても亦頗る賞用される。而して就中需要の最も大なるはソロ方面であつて、次いでジョクジャ地方とす。前者向としては並糊仕上を可とし、後者向きには硬糊物が需要される。其の更紗加工に當つては、ソロ方面では單に水洗工程を施すに過ぎざるも、ジョクジャ

ヤ地方では概ね灰汁揉みを施される。

上等キャンブリックに屬する本邦品としては、「猫鏈」、「貝印」、「鳥小供」、「海老」、「化鳥」、「九龍」、「鳥獸」の如き諸票が之である。

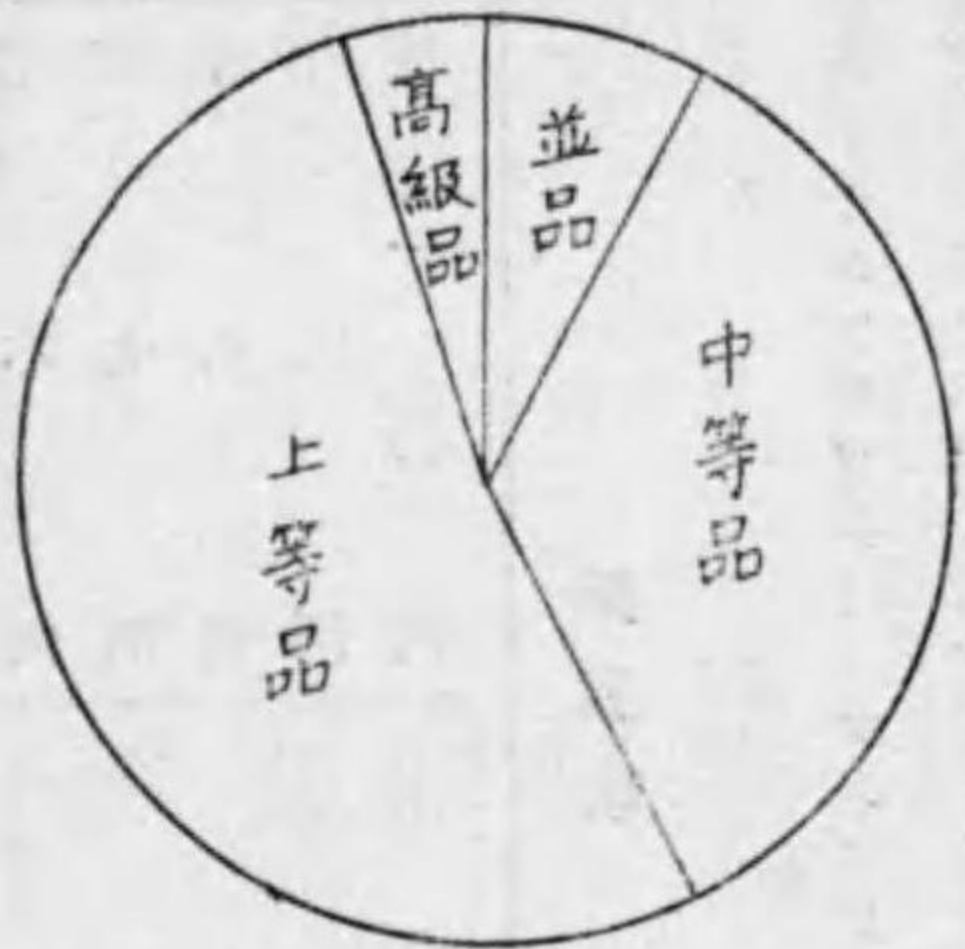
外國品の糸遣ひ例を大觀するに凡そ次の程度である。即ち糸番手は五〇手内外、而して密度は經糸に比し緯糸が若干粗であつて、左記各品の平均値は經糸一〇〇に對して緯糸九一を示してゐる。

標本例	番手	緯手	時間	緯糸	計數	幅
第一例	50	60	100	6	198	400
第二例	45	55	90	6	198	400
第三例	40	50	80	6	195	400
第四例	35	45	70	6	194	400
第五例	30	40	60	6	178	400
第六例	25	35	50	6	168	400
第七例	20	30	40	6	166	400
第八例	15	25	30	6	166	400
第九例	10	20	20	6	166	400
第十例	5	15	10	6	166	400

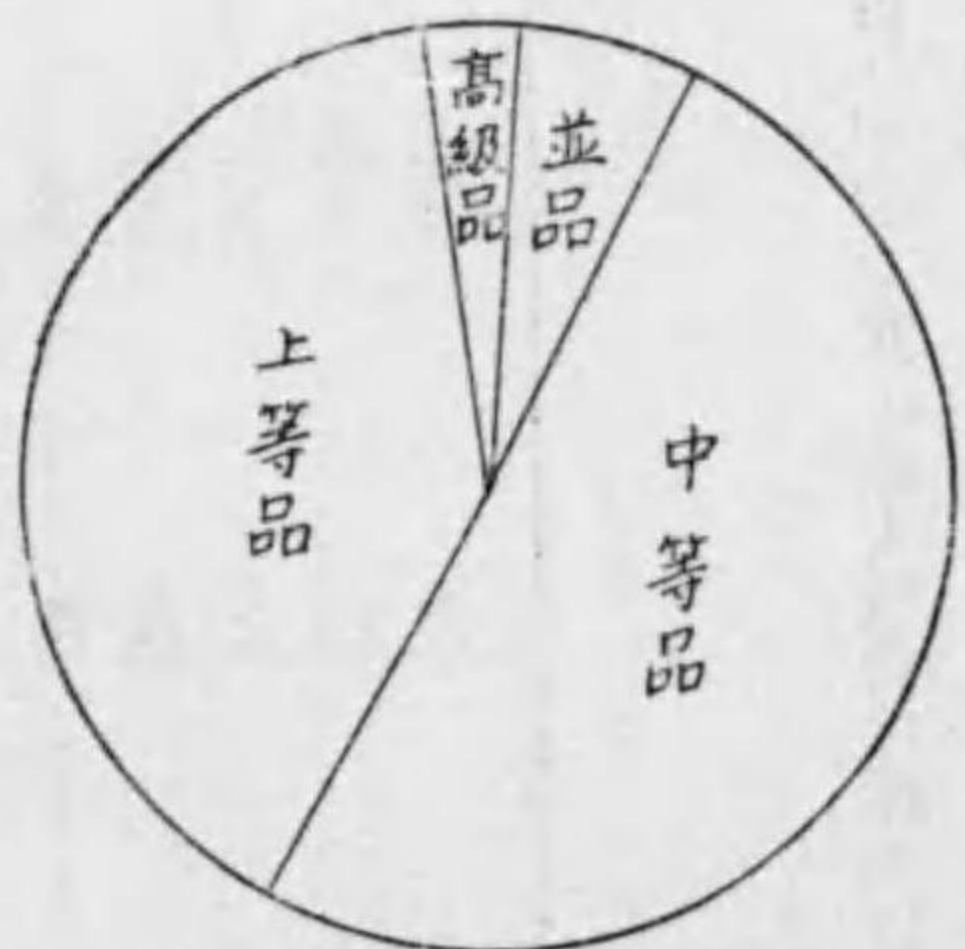
第五項 中等キャンブリック

中等キャンブリックはキャンブリック中最も重要な位置を占む。即ち其の輸入數量は從來は上等キャンブリックに及ばなかつたが、一九三四年に至つては完全に之を凌駕するに至つた。今この状況を圖示するに左の如くである。





並等品 七・五  
中等品 三五・〇  
上等品 五二・七  
高級品 四・八



並等品 六・二  
中等品 五〇・六  
上等品 三九・七  
高級品 三・四

輸入状況は左の如くである。

數量 (千碼)	金額 (千盾)	輸入數量指數	キヤンブリック中の% (數量上)
一九二九年	五〇九五	二、六四四	三七〇
一九三〇年	三八四六	八三七九	三四二
一九三一年	三〇九五〇	五二四二	三〇八
一九三二年	三〇五九〇	四四九〇	三三五
一九三三年	四〇三八三	五二一〇	四〇三
一九三四年	四三五三四	五二五二	五〇六

中等キヤンブリックと謂ふは、七耗平方の糸數三六―四五本(換算吋平方二二九―一六五本)のもの、上等キヤンブリック等の一九三四年輸入激減に不拘、約一割の増加を見てゐる。

本類の輸入統計は幅によりて三類とせらる。

(單位 千碼)

計	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
幅三八―三九吋	五〇九五	三八四六	三〇九五〇	三〇五九〇	四〇三八三	四三五三四
幅四〇吋	二、六四四	八三七九	五二四二	四四九〇	五二一〇	五二五二
幅四一吋以上	三七〇	三四二	三〇八	三三五	四〇三	五〇六

右の通り、四〇吋物最も重要な位置を占め、四〇吋未満のものは最も少く且年々其の數量も激減しつつある。今合計に對する各の%を算出するに次の如くである。

	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
幅三八―三九吋	九・二	一五・四	一〇・八	九・五	四・九	一・〇
幅四〇吋	六・八	六・三	六・九	七・〇	七・五	六・九
幅四一吋以上	三・九	一・四	一・九	一・九	三・六	二・九

而して右の仕出地別輸入状況は次の如くである。

(單位 千碼)

	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
幅三八―三九吋	九・二	一五・四	一〇・八	九・五	四・九	一・〇
幅四〇吋	六・八	六・三	六・九	七・〇	七・五	六・九
幅四一吋以上	三・九	一・四	一・九	一・九	三・六	二・九

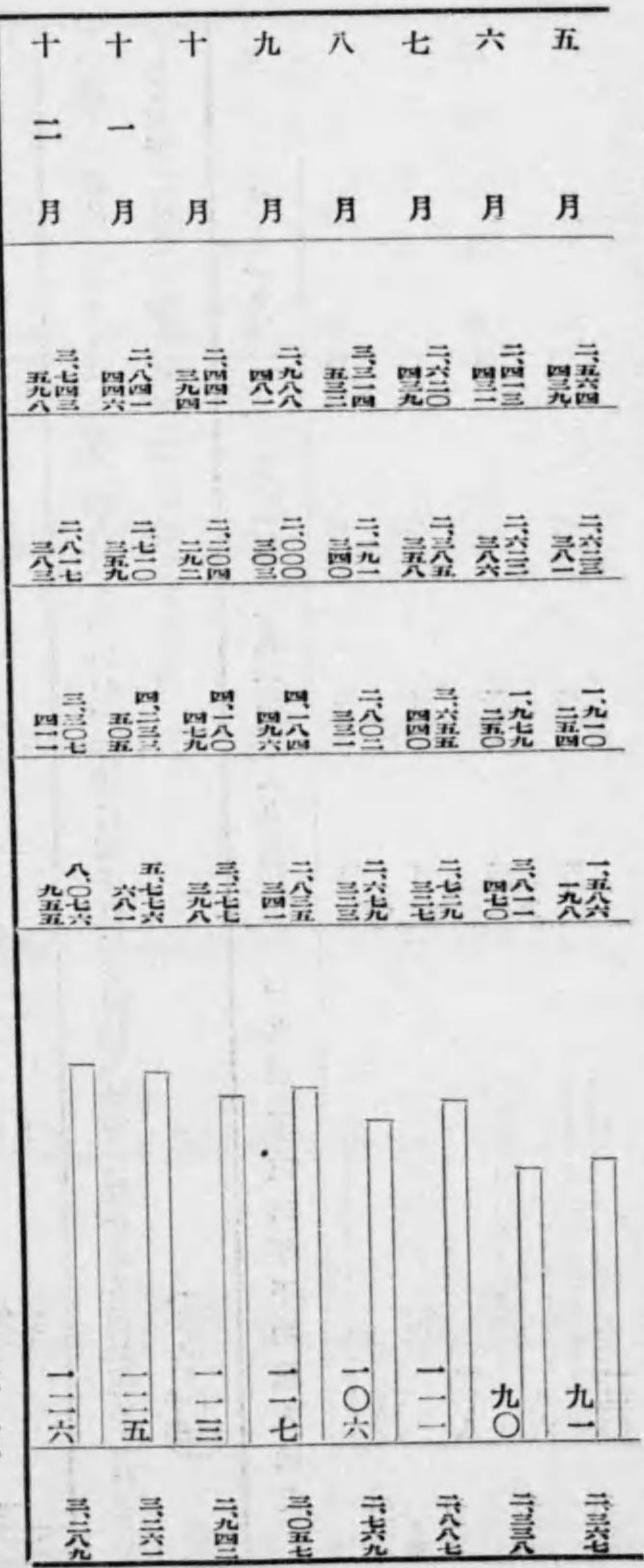












尚本類キャンブリックの一反(十六半碼物として)の輸入價格平均次の如し。

寸法	1929年	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年
三九吋以下物	366	359	269	255	199	206
四〇吋物	382	354	276	227	203	195
四一時以上物	433	396	314	276	230	209

中等キャンブリックの需要もソロ方面を第一とし、ジョクジャ之に次ぐ、而して何れも並糊仕上のものが割合に多い。他の爪哇更紗産地としては軟糊仕上物が好まれる。

本邦品としては、「孔雀」、「小供獅子」、「金刷洋傘」の如きものである。外國品糸遣ひは次の如く、糸番手四〇見當で経緯糸の密度は略同一程度である。

第 一 例	第 二 例	第 三 例	第 四 例	番 手		時 間		計 數	幅 吋
				經	緯	經	緯		
3	3	3	3	3	3	3	3	3	40
3	3	3	3	3	3	3	3	3	40
3	3	3	3	3	3	3	3	3	40
3	3	3	3	3	3	3	3	3	40

第六項 並等キャンブリック

茲に並等キャンブリックと謂ふは、七耗平方の糸數合計三五本以下(時間一二八本以下)のもので、キャンブリック中品質最も下級のものである。従つて之より製せられた爪哇更紗は勿論下級品に屬する。並等キャンブリックの需要は大ならず特に生地綿布三巾巾巾の代用増加するに伴ひ、この類の需要は著しく減少しつつある。需要地は中部爪哇を主とし東部爪哇も亦多い。輸入狀況は左の如くである。



數量 (千碼) 金額 (千盾) 輸入數量指數 キャンブリック中の% (數量上)	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
	八九七六 一七四七 一〇〇 五五	一〇三九〇 一六六 一一五 八二	六六〇八 九六四 七三 五七	一〇五四〇 一三三五 一一六 九六	八五七 八二二 九五 八五	五三三 五三六 五九 六二
幅三八—四〇吋	八二四四 一六〇二 一五八 三四	一〇一三五 一九〇九 	六二四五 九二〇 	一〇三三七 一三〇四 一七九 二八	八四三五 八七一 七八七 八〇六	五〇七九 五〇七 四八五 四八四
幅四—一吋以上	七三 一四七 一四〇	二六五 五三 三五	三六三 五四 	三三三 三三 三九	二九二 	二五六 二九
和	七三 一四七 一四〇	二六五 五三 三五	三六三 五四 	三三三 三三 三九	二九二 	二五六 二九
日						
和						
英	七三 一四七 一四〇	二六五 五三 三五	三六三 五四 	三三三 三三 三九	二九二 	二五六 二九
國						

本類は統計上四〇吋以下のものと四—一吋以上のものと二類に分たれる。前者は主に四〇吋である。四—一吋以上のもの輸入は極めて少い。類別仕出地別の輸入状況は左の如くである。

(單位 千盾)

尙四〇吋以下のものにつき、輸入港並に月別の輸入状況を示すに左の如くである。

(單位 千盾)

	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
計	八二四四 一六〇二 一五八 三四	一〇一三五 一九〇九 	六二四五 九二〇 	一〇三三七 一三〇四 一七九 二八	八四三五 八七一 七八七 八〇六	五〇七九 五〇七 四八五 四八四
バ タ ビ ア	一八五三 三三〇	三〇二 五二	三三 四〇	六二 六八	二二 	一三四 一三四
ス ラ バ ヤ	三二五四 三六	四六五〇 八八二	二二七七 三五〇	二九八一 三八五	二二七九 二二七	二六四〇 二六四
ス マ ラ ン	二九五五 五八六	四八七七 九二二	三三六 四八	六〇三〇 七六二	五九五九 六二二	一八六八 一八五
日 本						
チ エ リ ボ ン	二九〇 五七	二九五 五三	二〇八 三〇	六八五 八八	一七六 一八	四三七 四三
日 本						



月別輸入狀況

月次	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三一年—一九三三年平均輸入指數
一月	二七六	一一二	六三〇	九〇七	100
二月	四四五	一五三	六三六	九〇七	100
三月	四四〇	一三四	七三三	八三三	103
四月	四二二	一五二	五九一	七七五	87
五月	三九三	一三七	六〇九	七〇七	81
六月	二七〇	一八七	三六六	四〇九	113
七月	三三五	二〇〇	六〇四	一〇四	83
八月	三三三	一九七	五九三	三三七	84
九月	九四	六七	六二	三九	94
十月	一〇九	六五	八六	四三	96
十一月	一〇八	三九	二八	一九	111
十二月	二九	四六	一五	一七	175
平均	二七六	一一二	六三〇	九〇七	100

（單位：千碼）

尙並等キャンブリツクの（一反十六碼半物として）の輸入價格は次の如くである。

（單位：盾）

種類	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
四〇吋以下の物	三二〇	三二三	二四二	二〇八	一六五	一六四
四一時以上の物	三三六	三二四	二四六	二二九	一九八	一八七

二

本類に屬する本邦品としては、「赤刷洋傘」、「虎頭」等の諸票がある。外國品の糸遣ひ程度は略次の如くである。

標本例	番		手	間		糸	計	幅
	經	緯		經	緯			
第一例	三	四	四〇	三	三	一〇四	三八〇	
第二例	四	四	四〇	三	三	一〇四	四〇五	
第三例	三	四	四〇	三	三	一〇四	四三五	

即ち番手は經緯糸共四〇手内外、密度は經緯略同一程度である。仕上は一般に硬糊仕上で、サイズは從來十五碼乃至十五碼半であつたが、近來十六碼半を標準サイズとするに至つた。

第四節 シャーチング



茲にシャーチングと稱するは、蘭領印度輸入統計に於て Shirts 及び Longcloth なるノ類、即ち統計番號一五五七一—一五六五に屬する類である。

シャーチングは細布或は生金巾即ち生シャーチングを晒した綿布である。併し蘭領印度に謂ふシャーチングとは平織晒綿布(特に特殊の商品名を有するものを除く)にして幅三八吋以下のものに限られる。

ロングクロスとは、細糸にて密に織られた薄地の平織綿布であつて、シャーチングに比べると一般に高級品である。經五〇手緯六〇手位の甘燃單糸を經百本緯九十本位の密度に織り上げられたものが多い。サイズは二八吋×六〇碼或は九〇碼とす。ロングシャーチングとも謂ふ。

ロングクロスに付いては特に本節第六項に述ぶる處であるが輸入極めて僅少である。

第一項 シャーチング概要

晒シャーチングは、所謂晒金巾ホワイトシャーチングの謂であつて、生金巾を漂白加工した綿布である。従つて綿糸の番手は生金巾に於けると變りないが、漂白操作のために生金巾に比較して幅は幾分縮まり、長さは少し伸びるを普通とする。

晒シャーチングの原布は概ね金巾類であるが、下級晒シャーチングには細布を漂白したものもある。

爪哇に於ける晒金巾類は幅によつて二類となされる。三六吋物と三三吋物之である。其の他のものは極めて少い。「用途」前者は被服材料ともされ、又卓子掛、或は寢具用布等にも用ひらる。三三吋物は更紗生地としての需要を主とする。

尙サイズは三六吋物は四〇碼、三三吋物は二〇碼を普通とする。

蘭領印度に於ける本類(シャーチング及ロングクロス)の輸入は次の如くである。

計 (千碼)	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年
日 本	一七二	四二二	二五七	三二六
和 蘭	三三五	一七八	三九九	三三六
英 國	一七一	八三四	六二八	一四四
計	?	三、四九	三、七〇	三、五九

而して爪哇と外領の輸入は夫々略相半ばせること左の如くである。

爪 哇	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年
爪 哇	二、四六〇	一、六八〇	一、八四九	一、八五六
外 領	一一	五四三	五三三	五八九
計	二、四七一	二、二二三	二、三八二	二、四四五

爪哇に於ける晒シャーチングの輸入状況を更に詳記するに次の如くである。



輸入數量指數	一九二九年		一九三〇年		一九三一年		一九三二年		一九三三年		一九三四年	
	數量 (千碼)	金額 (千盾)	數量 (千碼)	金額 (千盾)	數量 (千碼)	金額 (千盾)	數量 (千碼)	金額 (千盾)	數量 (千碼)	金額 (千盾)	數量 (千碼)	金額 (千盾)
晒綿布中の% (金額上)	二八一九九	六三三〇	二四六六〇	五二八九	一六八五〇	三〇四三	一六八四九	二五七	一八五六六	一九九〇七	一九二七	二二九
輸入數量指數	一〇〇	一四七	八六	一五八	六〇	一三四	六〇	一三二	二二八	六六	二二九	七二

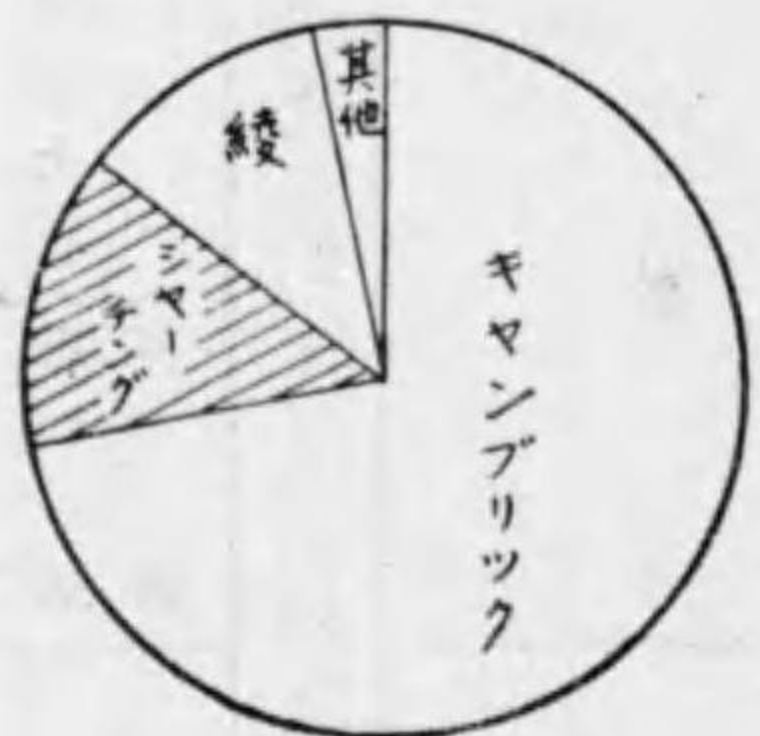
一九三四年輸入量は一九三一年以來の最高記録を示してゐるが、既往に比すれば著しく輸入不振に陥つてゐる。併し晒綿布中に於ける晒シャーチングの位置は尙引き續き一割三分内外を占め、キャンブリックに次いで重要な品である。

併しながら外領に於ける晒シャーチングの位置は頗る重要なもので、其の輸入數量よりしての%等は左の如くである。

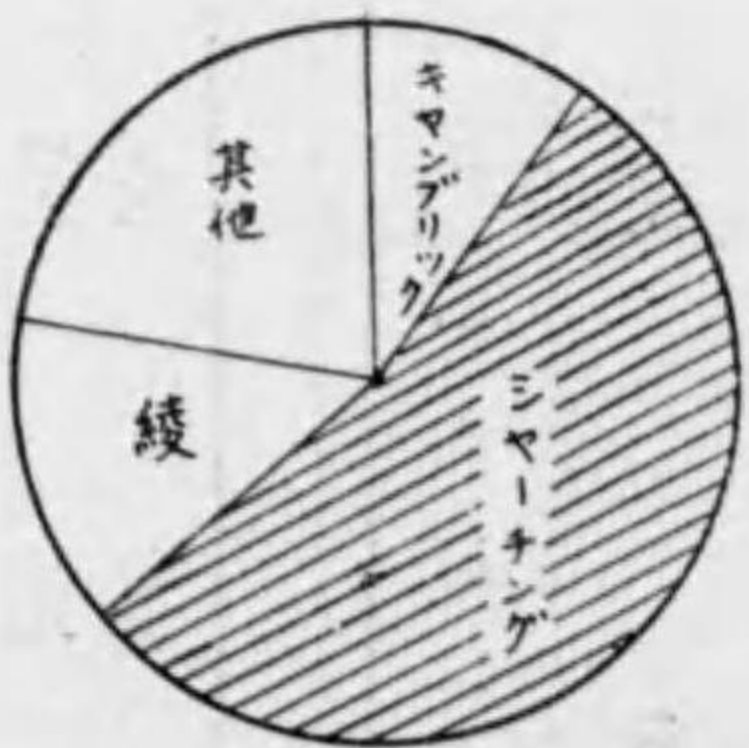
外領晒綿布計 外領晒シャーチング %	一九三一年		一九三二年		一九三三年	
	數量 (千碼)	金額 (千盾)	數量 (千碼)	金額 (千盾)	數量 (千碼)	金額 (千盾)
外領晒綿布計	110,174	1,419,997	133,516	1,485,661	140,133	1,395,333
外領晒シャーチング %	70.4	70.4	53.3	53.3	54.0	54.0

斯くの如くにして、これを圖示するに一九三三年に於ける狀況は左の如くである。(但し數量上)

(哇 爪)



キャンブリック 七二・〇%  
シャーチング 一三・四%  
綿布 一一・二%  
其他 三・四%



キャンブリック 一〇・三%  
シャーチング 四〇・〇%  
綿布 一三・九%  
其他 三五・五%

四

晒シャーチングの主なる仕出地は日、蘭、英の三國とす。而して従前に於ては和蘭品最も多かつたが、一九三三年以來斷然本邦品の市場たるに至つた。併しながら一九三四年に入つて、輸入制限の掣肘を受けて本邦品は大打撃を被むるに至つた。

尙、地域別に見れば、爪哇に於ては従來英國が第一位を占めてゐたこと後掲輸入表の通りである。  
(單位：千碼)

蘭領印度晒シャーチング輸入統計表

計 日 本 和 蘭 英 國	一九三〇年		一九三一年		一九三二年		一九三三年	
	數量 (千碼)	金額 (千盾)	數量 (千碼)	金額 (千盾)	數量 (千碼)	金額 (千盾)	數量 (千碼)	金額 (千盾)
計	?	?	三,〇四九	三,七七五	三,七七五	三,三三九	三,三三九	三,三三九
日 本	一七七一	一七七一	四,一二三	一,一四五七	一,一四五七	二,三二九	二,三二九	二,三二九
和 蘭	三,三七五	三,三七五	一,七八五	一,二九七九	一,二九七九	三,七三七	三,七三七	三,七三七
英 國	一七,二六二	一七,二六二	八,二五四	六,二二八	六,二二八	一,四四六	一,四四六	一,四四六







金額上の%	金額上の%			
	高等品	中等品	並等品	高等品
中等品	10,048	9,310	11,755	6,736
上等品	20,755	17,350	12,581	7,036
高級品	11,134	10,233	6,869	9,577
	2,983	2,544	1,459	5,103
	1,398	1,042	709	2,103
	990	332	70	477
	78	64	23	20
	473	490	479	382
	339	342	380	403
	331	27	27	194
	212	103	27	194
	112	103	380	403
	78	64	23	20
	1,398	1,042	709	2,103
	990	332	70	477
	78	64	23	20
	473	490	479	382
	339	342	380	403
	331	27	27	194
	212	103	70	477
	112	103	380	403
	78	64	23	20

新様に従来は上等金巾の輸入最も多かつたが、近來全く中等金巾に壓倒されて了つた。之れ即ち經濟不況に因る現象といふべく、上等金巾と共に高級金巾亦不振、之に反して並等品の需要が中等品と共に増して來た。但し高級金巾の需要は極めて少いこと右表の通りである。

尙幅によつて晒シャーチングの輸入狀況を見るに左の如くである。

(單位 千碼)

計	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
三三吋以下	26,145	24,677	16,805	16,899	18,566	19,677
	6,310	5,191	3,032	2,372	2,311	2,173
	15,143	11,521	8,956	6,326	6,190	7,402
	3,172	2,380	1,580	877	746	749
	1,654	1,104	763	1,023	1,151	1,163
	2,639	2,474	1,389	1,446	1,555	1,344
三四吋以上	1,398	1,042	709	2,103	2,103	2,103
	990	332	70	477	477	477
	78	64	23	20	20	20
	473	490	479	382	382	382
	339	342	380	403	403	403
	331	27	27	194	194	194
	212	103	70	477	477	477
	112	103	380	403	403	403
	78	64	23	20	20	20

不明のもの	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
不明のもの	1,398	1,042	709	2,103	2,103	2,103
	990	332	70	477	477	477
	78	64	23	20	20	20
	473	490	479	382	382	382
	339	342	380	403	403	403
	331	27	27	194	194	194
	212	103	70	477	477	477
	112	103	380	403	403	403
	78	64	23	20	20	20

備考 幅不明のものは高級晒シャーチングとす。

右の通り従前は三三吋以下のものが常に過半を占めてゐたが、一九三二年以來三四吋巾以上のものに著しく凌駕さるゝに至つた。三三吋以下のものは主に三三吋物、三四吋以上のものは主に三六吋物であつて、前者の用途は概ね爪哇更紗用布、後者は被服其他雜用に供せらる。之即ち用途上より右兩者の輸入消長を觀察するに頗る興味ある處である。尙、高級晒シャーチングは主に三六吋物かと想像される。外領に於ける狀況は全然不詳である。

六

次に各類毎に主要仕出地を見るに左の如くである。

(單位 千盾)

並等品	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
並等品	5,151	4,071	2,974	4,161	3,742	4,047
	761	535	355	406	372	351
	210	54	181	110	342	364
	106	495	671	651	11	108
	158	70	80	61	11	108
日本	1,016	495	671	651	11	108
和蘭	158	70	80	61	11	108



英國	中等			上等			高級		
	英國	和蘭	日本	英國	和蘭	日本	英國	和蘭	日本
四〇八七 五七六	一〇四〇八 二〇七五	六五三 一四七	四三三七 七九八	五三二五 一〇八二	二九〇 二九〇	二二二八 二九〇	一三九八 四九〇	一三九八 四九〇	一三九八 四九〇
三三三 四三	九三〇 一七五	六九 一四	四四九 八〇五	四〇〇 八〇	一〇三 一〇	一〇三 一〇	一〇三 一〇	一〇三 一〇	一〇三 一〇
一九八一 二二七	六七六 一一八	一三五 二五	三三三 五三	一九二 三五	二〇 三	二〇 三	二〇 三	二〇 三	二〇 三
一三九三 二二八	七〇三 九五七	三二九 四六	三三九 四九六	一九三 二八	一五九 三〇	一五九 三〇	一五九 三〇	一五九 三〇	一五九 三〇
一六八 一五	九四九 一一〇	八〇五 九七〇	五七五 六七一	三五一 四二	二二 三	二二 三	二二 三	二二 三	二二 三
三 四	一一八〇 一三〇	八三三 八九四	二二七 三三〇	三九 四一	一〇 一	一〇 一	一〇 一	一〇 一	一〇 一

備考 未詳の分は控除す。

外領に於ける輸入状況は明らかでない。

七

港別に、爪哇輸入の晒シャーチングを見るに

(單位 千盾)

計	數量上の%				
	バタビア	スラバヤ	スマラン	チエリボン	バタビア
一九二九年	二八一五	一五二八	三六七〇	一七五〇	二八
一九三〇年	二四七	一四三	三二六	一七三	三八
一九三一年	一六八〇	八三九	一六〇	四九	二八
一九三二年	一六八〇	七五二	一〇九五	八二	四九
一九三三年	一八五六	六六四	八八五	一〇五	五九
一九三四年	一九七	九〇二	一〇四〇	七二	四〇

備考 輸入港未詳の分は控除す。

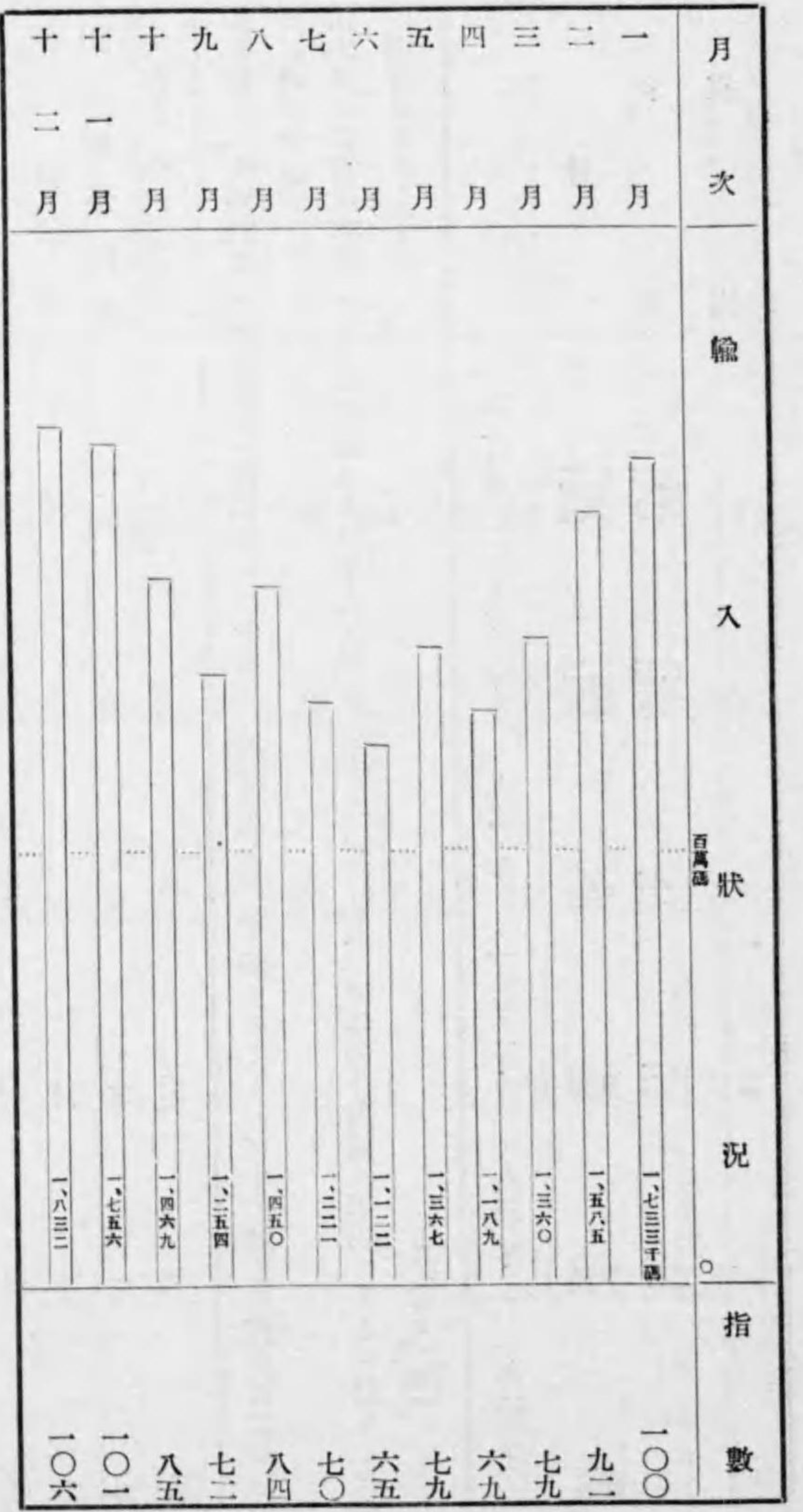
個々の類については夫々若干趣を異にするも、總じてバタビアが最も多い。一九三三年にはスラバヤ首位を占めたが、之は全くの一時的現象に過ぎなかつた。



幅によつて晒シャーチングを二類に分ち、其の主要港に於ける輸入状況を見るに左の如し。但し、幅竝に輸入港不明なるものは除く。

幅	一九二九年		一九三〇年		一九三一年		一九三二年		一九三三年		一九三四年	
	数量の%	数量の%	数量の%	数量の%	数量の%	数量の%	数量の%	数量の%	数量の%	数量の%	数量の%	
幅三三吋以下	二五二四	二五二	二五二	二五二	八九六	六三六	六三六	六三六	六三六	六三六	七四二	
バタバ	三二七	三二七	三二七	三二七	一五八〇	八七七	七四六	七四六	七四六	七四六	七四二	
スラバヤ	八五〇	七〇四	一五九	一五九	四八六	三六七	三六七	三六七	三六七	三六七	三六七	
スラバヤ	二八七	一五九	二八〇	二八〇	二八八	一六二	一六二	一六二	一六二	一六二	二二七	
スラバヤ	四二七	五二	五二	五二	三七	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	
スラバヤ	八四	二四五	二四五	二四五	五〇	二五八	二五八	二五八	二五八	二五八	二五八	
幅三四吋以上	二六五四	二二四	二二四	二二四	七六三	一〇二九	一〇二九	一〇二九	一〇二九	一〇二九	一二八	
バタバ	二九	二四七	二四七	二四七	一三八九	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四	
スラバヤ	六八三	六六七	一五二	一五二	三五四	三八八	三八八	三八八	三八八	三八八	三八八	
スラバヤ	一五六	一五二	一五二	一五二	七〇八	五七七	五七七	五七七	五七七	五七七	五七七	
スラバヤ	四八三	三五四	三五四	三五四	二八三	四三六	四三六	四三六	四三六	四三六	四三六	
スラバヤ	八〇	六四	六四	六四	四八	五二	五二	五二	五二	五二	五二	
スラバヤ	五二	三九	三九	三九	四三	三七	三七	三七	三七	三七	三七	
スラバヤ	三五	三九	三九	三九	三七	四三	四三	四三	四三	四三	四三	

後者即ち幅三四吋以上のものに在つては兩港の情勢必ずしも概言し難きも、前者即ち主として爪哇更紗生地用たる幅三三吋以下のものに於ては、常にバタバの輸入を最たるものとす。但し一九三一—三三年の三箇年平均である。(單位千碼) 尙、晒シャーチングの月別輸入状況は左の如くである。



備考 輸入月の不詳なるものを除く。

第二項 高級金巾、(統計番號一五六五)

高級金巾は、七耗平方の糸數五〇本(換算時平方一八四本)以上のもので、晒シャーチング中の最高級品である。



近來需要特に尠く、重要品と云ふには足りない。  
 本類の爪哇輸入は次の如くである。尙外領の状況は不詳で、本項に述べる處は全て爪哇に關するものである。

數量 (千碼) 金額 (千盾) 輸入數量指數 金巾中の% (金額上)	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
	1,299 492 100 76	1,047 333 64	2,707 97 23	2,407 49 20	2,497 50 21	2,337 45 20

即ち其の一九三四年は輸入數量一九二九年の一六%に過ぎず、而して晒シャーチング中に於ては僅かに二%を占むるに過ぎない。

仕出地は和蘭並英國にして本邦品は未だ輸入を見るに至らない。一九三四年の仕出國は不明であるが恐らくは蘭英の兩國品であらう。

和 國 英 國	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
	1,299 492 100 76	1,047 333 64	2,707 97 23	2,407 49 20	2,497 50 21	2,337 45 20

(單位 千盾)

輸入港は次の通りである。

(單位 千碼)

計 バタビヤ スラバヤ スマラヤ スマラヤ スエリボン チエリボン	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
	1,299 492 100 76	1,047 333 64	2,707 97 23	2,407 49 20	2,497 50 21	2,337 45 20

本類に屬する外國品の糸遣ひ例は左の如くである。

標 本 例	番 手		時		幅 時
	經	緯	經	緯	
第一八例	四〇	四〇	六	六	一、三
第一九例	三〇	三〇	六	六	一、四

即ち番手は何れも四〇手見當、時間密度は九十六七本の程度にある。幅は三六吋、丈は四〇碼。



第三項 上等金巾

上等金巾とは、七耗平方の糸數四一―五〇本（換算時平方一四七―一八三本）（統計番號一五六三及一五六四）のもの、謂であつて、嘗ては爪哇に於て最も需要の大きかつた晒シャーチングであつたが、最近需要激減し、一九三四年の輸入量を一九二九年に比ぶるに僅かに其の三四%に過ぎざるに至つた。輸入狀況は次の如くである。但し爪哇のみに關するもので外領は全然不詳である。

	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
數量 (千碼)	一一二六	一〇三三	六八九	五四〇	五〇三	三八二
金額 (千盾)	二九八三	二五四四	一四九九	九〇六	七六九	五二九
輸入數量指數	一〇〇	九三	六三	四九	四四	三四
金巾中の% (金額上)	四七三	四九〇	四七九	三八二	三三三	二四四

本類は幅によつて二類に分たる。三三吋未満のもの三三吋以上のもの之である。前者は主に三三吋物、後者は主に三六吋物であるが、この兩者の輸入は略大差ない。即ち左の如くである。

計	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
	一一三六	一〇三三	六八六	五四〇	五〇三	三八三
	二九八三	二五四四	一四九九	九〇六	七六九	五二九

數量上の比 三三吋以下 三四吋以上	幅三三吋以下		幅三四吋以上	
	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年
	六二九七	五五九七	四〇〇〇	三二六四
	一五九四	一三四七	八二六	五二七
	四八四三	四六三六	二八三九	二一四七
	一三九〇	一八九八	六四四	三九〇
	五五五	五四七	五八八	六〇三
	四三三	四三三	四三三	三九七
	五八五	五八五	五八五	五八五
	四三三	四三三	四三三	四三三

(單位 千碼)

この仕出地は次の如くである。

數量上% 英和日 英和日	日 本		英 國		和 國		計	
	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九二九年	一九三〇年
	二二二六	一〇三三	六八六	五五〇	五〇三	三八二	二二二六	一〇三三
	三九八	二五〇	一四九	九〇六	七六九	五二九	三九八	二五〇
	一七四	一七四	二七	二七	二七	二七	一七四	一七四
	四一七	四三三	一五〇	一四七	一四七	一四七	四一七	四三三
	一〇八五	一〇七	三三	一〇七	一〇七	一〇七	一〇八五	一〇七
	六三四五	五四一	二五七	二二八	二二八	二二八	六三四五	五四一
	一七三	一三六	五五	三三	三三	三三	一七三	一三六
	五七〇	四三	三六	四七	四七	四七	五七〇	四三
	三七〇	四六	五九	二四	二四	二四	三七〇	四六
	五七〇	五五	三九	四一	四一	四一	五七〇	五五
	二二二六	一〇三三	六八六	五五〇	五〇三	三八二	二二二六	一〇三三
	三九八	二五〇	一四九	九〇六	七六九	五二九	三九八	二五〇
	一七四	一七四	二七	二七	二七	二七	一七四	一七四
	四一七	四三三	一五〇	一四七	一四七	一四七	四一七	四三三
	一〇八五	一〇七	三三	一〇七	一〇七	一〇七	一〇八五	一〇七
	六三四五	五四一	二五七	二二八	二二八	二二八	六三四五	五四一
	一七三	一三六	五五	三三	三三	三三	一七三	一三六
	五七〇	四三	三六	四七	四七	四七	五七〇	四三
	三七〇	四六	五九	二四	二四	二四	三七〇	四六
	五七〇	五五	三九	四一	四一	四一	五七〇	五五











幅三三吋級のものは丈二〇碼を以て一反とされ、主なる用途は爪哇更紗生地(子供サロンを主とす)である。三六吋物は衣料其他一般家庭の諸用布に供せられる。

本類に屬する本邦品としては、「黒千鳥」、「蝙蝠」、「隊商(キヤラバン)」、「鳥籠」の如きを主とする。サイズは三六吋×四〇碼、或は三六吋×四二碼とし、一函五〇反或は六〇反入とされる。尙三三吋×二〇碼物も少くない。これは一〇〇反入函詰とされるが、時には三〇反ガニー布包みの場合もある。

仕上は一般の金巾仕上であるが、三三吋物は其の用途の關係上キャンブリック様の仕上を施されたものが多い。歐洲品の糸遣ひ例を示すに左の如くである。

標本例	番		時		度		幅吋
	經	緯	經	緯	計	計	
第二〇例	三〇	三〇	三〇	三〇	六〇	一四八	三三
第二一例	三〇	三〇	三〇	三〇	六〇	一五〇	三三
第二二例	三〇	三〇	三〇	三〇	六〇	一六一	三三
第二三例	三〇	三〇	三〇	三〇	六〇	一六八	三三

即ち糸の太さは先づ四〇手見當、而して密度は總じて緯の方が多い。

第四項 中等金巾

茲に中等金巾としたのは七耗平方の糸數三四一四〇本(換算吋平方一二二—一四六本)の晒シャーチング(統計番

號一五五九—一五六二)の謂である。

本類は晒シャーチングに於て最近最も重要視されるものである。即ち從來に於ては上等金巾の輸入量に及ばなかつたが、一九三二年に至つて之を凌駕し、一九三四年に於ては晒シャーチング輸入量の約六〇%を占むるに至つた。

爪哇に於ける輸入狀況、以下に示す通りである。

數量(千碼)	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
數量	10,608	9,310	6,736	7,036	9,497	11,805
金額(千盾)	11,075	11,775	11,581	9,577	11,110	11,177
輸入數量指數	100	90	63	64	91	111
金巾輸入額中の%	33.9	34.2	38.0	40.3	48.7	57.5

而して本類は、其の幅によりて四類に分たれる。其の分類並各輸入狀況は左の如くである。(單位 千碼)

計	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
幅三二—三三吋	10,608	9,310	6,736	7,036	9,497	11,805
幅三一吋以下	110	175	126	177	110	114
幅三二—三三吋	467	539	514	86	286	340



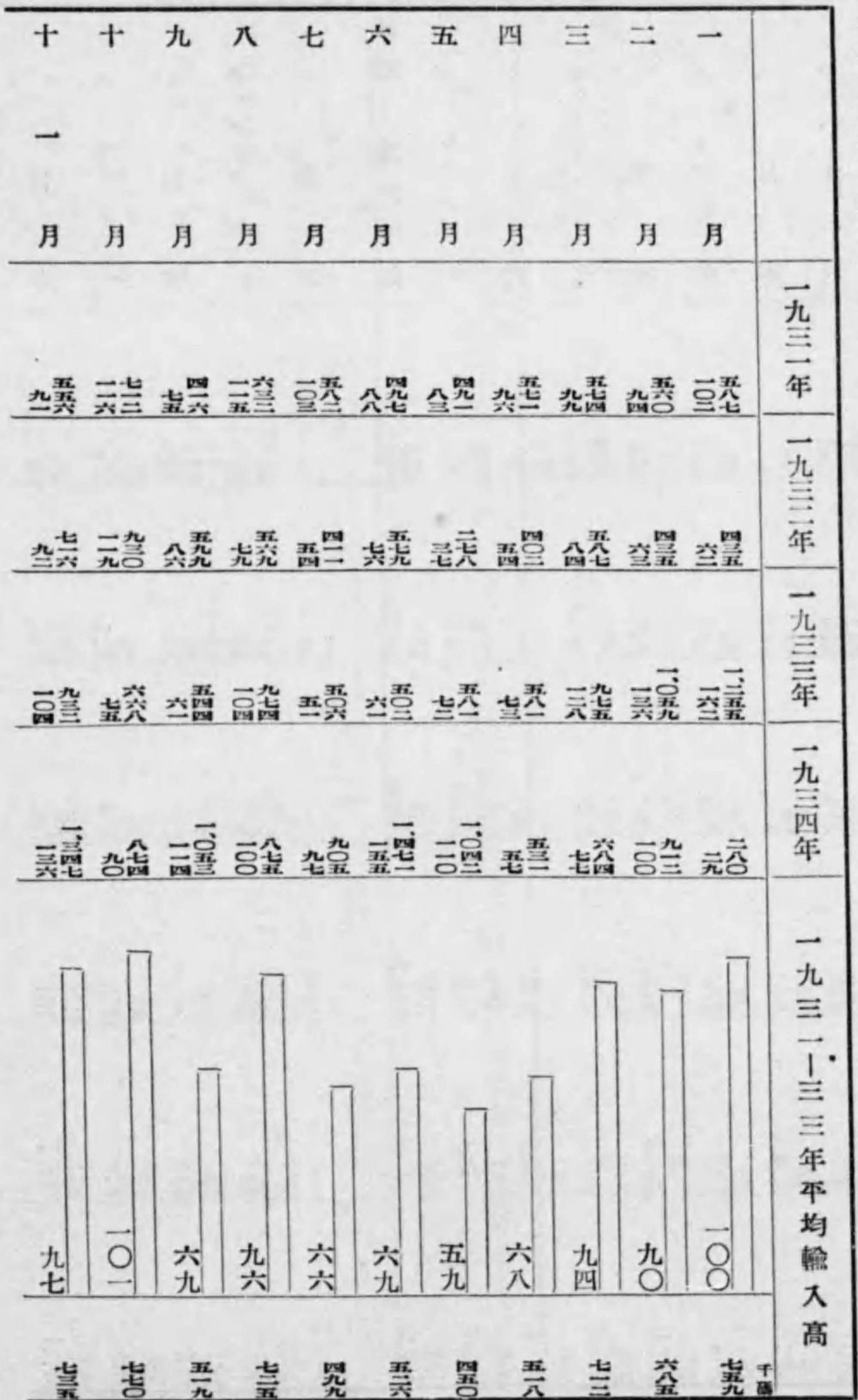








即ち兩類共大部分はバタバ、スラバヤの占むる處である。月別に觀た輸入狀況は次表の如くである。



(單位 千盾)

尚各類の一碼當り輸入價格は左表の如くである。

月	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
十一月	五四〇	九七五	八二四	一七四九
十二月	八八	一三三	八八	一七三

(單位 仙)

幅	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
三 一 吋 以下	二〇六	二〇四	一七六	三三〇	二二一	一〇二
三 二 一 三 吋	一八三	一六九	一五三	二二二	一〇八	九八
三 四 一 三 六 吋	二二五	二〇一	一八八	二四〇	二二四	二一〇
三 七 吋 以上	四〇七	三二三	三〇九	二二八	三三五	九四

本類に屬する本邦品は主に、三四—三六吋幅のものなること上表の通りである。主なるものは「三如意」「童牛」。「竹虎」「鹿頭」「三友圖」、「九龍」の各標である。サイズは三六吋×四〇碼物を主とし、其他三三吋物も尠くない。包装は五〇反を以て一函とされる。

本類の用途は上述上等金巾同様であるが、最近に於ては晒金巾中最も需要の大なること既に述べたるが如くである。

外國品の糸遣ひ例は次の如くである。



標本例	番	經	緯	時	間	緯	密	計	度	幅	吋
第 三 例	三	三	二	三	三	三	三	三	三	三	三
第 三 例	三	三	二	三	三	三	三	三	三	三	三
第 二 例	二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二
第 二 例	二	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一
第 二 例	二	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一
第 二 例	二	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一
第 二 例	二	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一
第 二 例	二	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一
第 二 例	二	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一
第 二 例	二	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一

第五項 並等金巾

並等金巾とは、七耗平方の糸數三三本以下(換算時平方二二一本以下)の晒シャーピング(統計番號一五五七及一五五八)の謂であつて晒シャーピング中の最下級品である。爪哇に於ける需要は大でない。併し一九三四年に於ては其の輸入量前年に比して若干の増加を見た。  
輸入統計は次の如くである。

一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
...	...	...	...	...	...

數量 (千碼)	金額 (千盾)	數量指數	晒金巾金額上の%
五二五二	六二	100	二二
四〇七二	五五	六六	10三
二九七四	三五	五七	一一
四一六二	六〇	七九	一九
三二四二	三七	七	一六
四〇七二	三五	七	一六

本類は幅によつて二類に分たる。其の輸入狀況は。

計	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
幅三三吋以下	五二五二	四〇七二	二九七四	四一六二	三二四二	四〇七二
幅三四吋以上	二二〇	五五	三五	六〇	三七	三五
數量の%	二二	10三	一一	一九	一六	一六

即ち本類の大部分は幅三四吋以上のものである。仕出地は從來蘭英の兩國であつたが、一九三三年來本邦の進出著しき進境を見せた。

(單位 千碼)

計	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
...	...	...	...	...	...	...

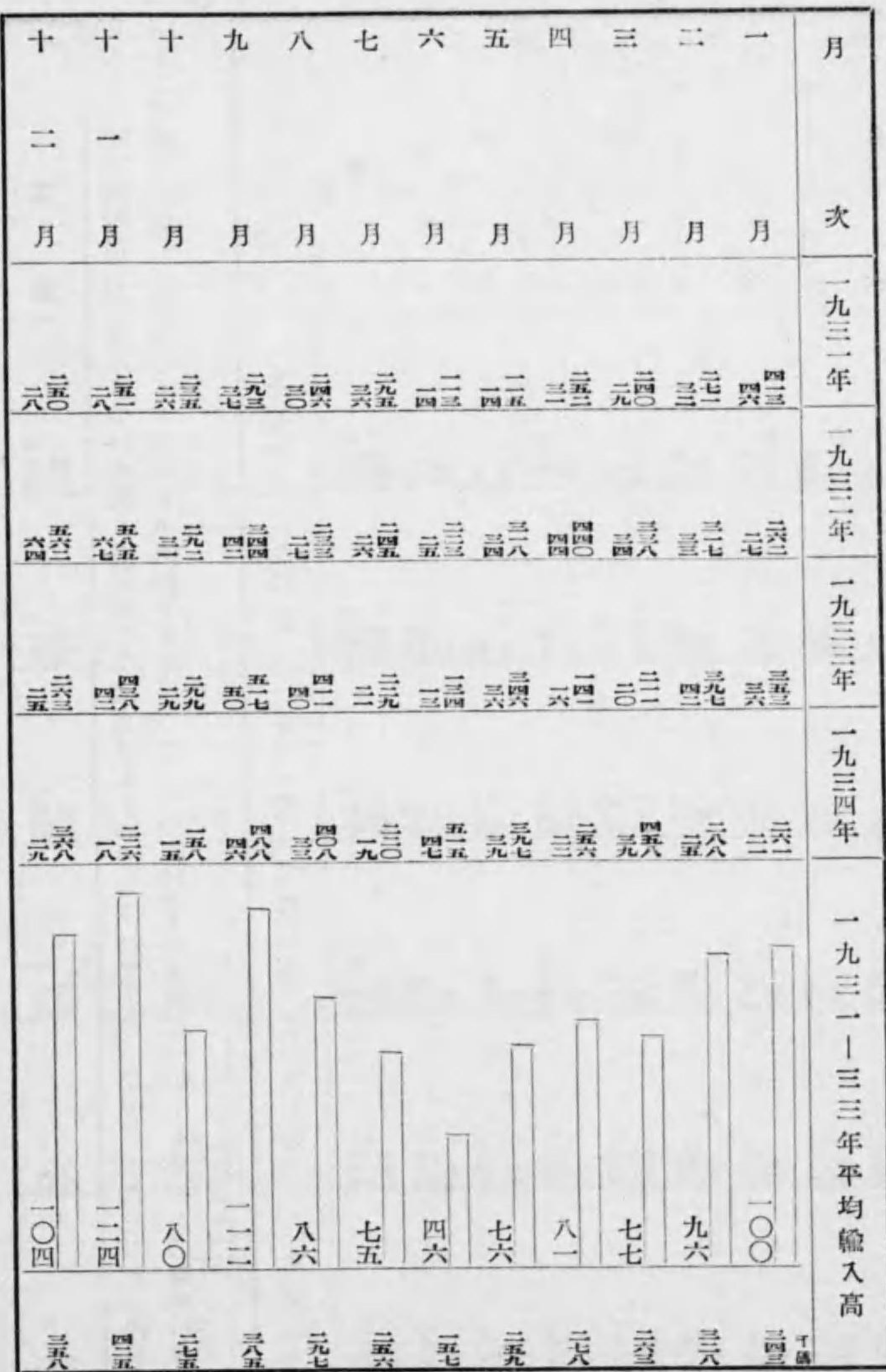






月別輸入狀況は次の如くである。

(單位：千碼)



總じて年の中央に於ける輸入が少い。  
各級の平均輸入価格は一碼當り左の如くである。

(單位：仙)

三三吋以下	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
三三吋以下	一四三	一四三	一一三	九七	九〇	六〇
三四吋以上	一四六	二八	一三〇	二四	一〇〇	九一

一反のサイズは、三三吋×二〇碼或は三六吋×四〇碼なること、他の晒シャージングと變らない。用途も、前者は更紗生地として後者は被服用或は家庭用布たること之れ亦同様である。

本邦品としては、「熊競馬」[K. Y. W.] 「H. V. C.」 「Borsunij」の如きを主なるものとする。  
外國品の糸遣ひ例は左の如くである。

標本例	番經	手緯	吋間	密計	幅吋
第三例	三四	四〇	天	四	三六吋
第三例	三〇	三〇	天	六	三三吋
第三例	二七	二〇	天	六	三〇吋



第三四例第三五例は即ち晒細布の類である。

第六項 ロングクロス

ロングクロスは高級平織綿布の柔軟仕上のものであつて、一般的用途としては婦人或は女兒の下着用に供せらるゝものであるが、爪哇に於ては屍體包衣にも用ひられる。需要はさして大ではない。サイズは二八吋×六〇碼或は九〇碼物を普通とする。

爪哇市場に於けるものは概ね蘭英の兩國品の如くに認められる。輸入量は晒シャーチングに集計さるゝを以て全然不詳である。

本類に屬する外國品の糸遣ひ例を示すに左の如くで、仕上極く柔軟手觸り頗る可良である。

標本例	番		吋		幅
	經	緯	經	緯	
第三三九例	三〇	三〇	二四	二六	一六
第三三八例	一〇〇	二五	二八	二七	二五
第三三七例	五〇	六	二四	一四	二八
第三三六例	五〇	六	一〇〇	六	一六

第五節 晒綾綿布

第一項 輸入概況

晒綾綿布とは綾木綿又は細綾或はサチンドリルを漂白加工せるもので、被服材料として蘭領印度に於て甚だ廣く需要さるゝものである。

而して本類を分つ蘭領印度の品目は次の如くである。

ドリル 三一綾組織のもの。但し組織密なる五枚朱子は特にサチンドリルとして、ドリルと見做さる。

ジンス 二一綾組織のもの。

トウイル 二二の四綾のもの。

本邦品に屬する本類は専ら晒細綾類であつて、主として土人男の衣料に供せられ、歐洲品は大部分ホワイトサチンドリルで主に歐人階級の服地用として需要される。

蘭領印度に於ける本類の輸入量並に其の地位は次の如くである。

(單位：千碼)

晒綾綿布輸入計	晒綿布輸入計		領別輸入	
	爪	外	爪	外
一九三〇年	一〇,七六六	一〇,七六六	八,五五五	二,二一一
一九三一年	一〇,一五七	一〇,一五七	八,五五〇	一,六〇七
一九三二年	一三,六八八	一三,六八八	一一,六六一	二,〇二七
一九三三年	一八,九三三	一八,九三三	一五,五七五	三,三五七

備考 爪哇及外領の輸入量の左側數字は夫々の領域に於ける晒綿布輸入量に對する%とす。



其の主なる仕出地は左の如くである。

計	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年
日 本	107,666	101,577	139,688	189,211
和 蘭	3,341	4,631	9,840	14,927
英 國	(3,323)	(4,566)	(7,033)	(7,910)
	(1,332)	(1,330)	(6,443)	(4,111)
	(1,255)	(2,289)	(3,560)	(8,111)
	(4,856)	(2,759)	(2,833)	(2,239)

備考 左側括弧内は%とす。

三

爪哇に於ける本類の輸入状況は左の如くである。

(統計番號一、五六六)

數量 (千碼)	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
數量 (千盾)	10,309	8,575	8,560	2,621	15,575	13,349
金額の指數	100	83	83	24	151	130
晒綿布金額上の%	96	92	94	83	91	94

右の如く其の輸入額は晒綿布總額の九%餘を占め、相當重要位置に在る。

仕出地別に見れば左の如し。

(單位：千盾)

計	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
日 本	10,009	8,575	8,560	2,621	15,575	13,349
和 蘭	2,856	3,053	4,253	8,847	12,730	10,433
英 國	2,060	1,030	957	678	3,400	8,008
獨 逸	3,771	3,851	3,303	1,771	3,400	5,000
伊 太 利	1,633	1,350	1,015	504	3,755	2,408
瑞 西	558	445	334	76	6	2
米 國	57	39	56	94	6	2
露 西 亞					90	27

斯様に金額に於ては英國品最も優勢に在つたが、本邦品の進出愈々大となつて一九三二年には斷然首位を占むるに至つた。今主要仕出地日蘭英につき金額上の%を見るに左の如くである。











和 國	英 品	和 品	英 品
二三元	一六六	二二三	一五八〇
九六〇	一三三	七五	九三
六八〇	八三六	五七	七五

第二項 日本品

蘭領印度に輸入さるゝ本邦晒綾綿布は我國輸出統計にも明らかなる如く専ら細綾即ちジンス類である。而して本邦品晒仁斯として爪哇市場に最も需要の大なるは水雷級生地のもので之に次いで双童級である。其他、双犬級と認めらるゝ四〇手遣ひのもの(仕上り密度經九八本緯五六本)も若干輸入されてゐる。

双 水 双	犬 雷 童	番 手		時 間		密 度		總經系數	幅 吋
		經	緯	經	緯	計	計		
三〇	三〇	三〇	三〇	六六八	五	一四八	二六四	三〇	三〇
三〇	三〇	三〇	三〇	五五六	五	二二六	一九六	三〇	三〇
三〇	三〇	三〇	三〇	五二六	五	一五〇	二七〇	三〇	三〇

晒仁斯類のサイズは一般に二八吋×三〇碼乃至三一碼とす。需要は東部爪哇及中部爪哇最も大にして、専ら土人男子の上衣用布に供せられる。

第三項 外國品

一

晒綾綿布たる外國品は大部分はサチンドリル類即ち五枚朱子組織のものであるが、其他に三綾組織のもの或は四綾組織のものも若干認められる。

二

三綾組織は蘭領印度の謂ふ仁斯である。外國品の糸遣ひを見るに次の如きものである。

標 本 例	番 手		時 間		密 度		幅 吋
	經	緯	經	緯	計	計	
第 四 〇 例	三三	三三	六四	三	二六	二七〇	二七〇
第 四 一 例	三三	三三	六	三	一〇	二七〇	二七〇
第 四 二 例	三三	三三	一〇〇	三	一〇	二七〇	二七〇

右の糸番手は本邦品「竹虎」級に相當するが、糸數は全然趣きを異にし本邦品中には相當品は無い様である。晒並に仕上は可なり優良に出來上つてゐる。一反の長さは三〇碼或は四〇碼である。商標としては、英國品「金貨」印が最も著名である。

三

四綾物は三一組織のもの、即ち蘭領印度の謂ふドリルである。之は市場に最も尠く、極く稀に見受けらるゝに過ぎない。

糸遣ひ例を見るに次の如くである。







以上二十四種、この中或は同票同一程度のものもあるかも知れないけれども、大約右表の程度と見られる。サイズは二八吋×三〇碼を以て標準とするが、幅に於て半吋内外の異同、長さに於て時に一一二碼内外の長尺物もある。而して上表外國品を糸数によりて二類に分ち以て品質を検討するに次の如くである。

- (一) 糸数二百本未満のもの 第四八例—第六五例
- (二) 糸数二百本以上のもの 第六六例—第七一例

先づ糸番手を見るに其の平均太さは、

二百本未満のもの	經一七手	緯一五手
二百本以上のもの	經三一手	緯二三手

即ち前者は十六番手内外の糸遣ひ、後者は經三〇緯二〇といふ程度に在る。斯くて前者は布の手觸り外見共に堅牢味に富み、後者は弱やかに於て優る。

需要の状態は常に必ずしも一定せるものではないが、總じて前者の需要が多い。

尙、經緯糸の密度の比によつて本類品質を見るに右例示せる類の總平均は經一〇〇本につき緯糸約六二本となる。而して之を細別するに次の如くである。

二百本未満	中庸	最大	經密度に對する緯密度の最小なるもの (四種)	經一〇〇につき緯	五三本	
			〃	〃 (一〇種)	〃	六三本
			〃	〃 (四種)	〃	七二本
			〃	〃	〃	五九本
二百本以上						

要するに、品質高級となるにつれ緯糸密度を増加し、且緯糸に比較して經糸の番手小なる場合には一般に經密度

が大であることを結論され得る。

而して本領の主なる製造所は、英國の Horrocks Miller, Tootal 及び Wencos 如きであつて、商標としては「金貨印」、「猫頭印」、「鹿頭印」等とし、厚手物としては「一〇〇一」票も亦著名である。高級品としては「馬」標がある。包装は概ね碼五折疊とし、一反毎に強靱な高級ハトロン紙にて包む。一箱三〇反五〇反入りとし、内側鋼力張りの木箱である。

第六節 其他の晒綿布

第一項 序

晒綿布中主なるものは、上述のキャンブリック、シャーチング及綾綿布の三類であるが、其他各種の晒綿布がある。輸入統計表の分類によれば、第一節に述べた通り次の如くである。

- (一) キャンブリック・シャーチング (統計番號一五五二)
- (二) エレファント (統計番號一五五三及一五五四)
- (三) マダボラム (統計番號一五五五及一五五六)
- (四) 朱子 (統計番號一五六七)
- (五) フランネル (統計番號一五六八)
- (六) 其他別掲以外の晒綿布類 (統計番號一五六九)

以上六類である。

二



上記六類の蘭領印度輸入は左の如くである。

(單位 千碼)

	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年
キヤンブリック	1	20	54	1
シヤンブリック	1	1	1	1
エレフアント	25	6	180	1
マダボラ	107	6	8	1
朱子	9	85	26	37
フランネル	27	33	47	63
其他	2608	2176	268	4068

右の中特に爪哇に於ける輸入状況を示すに次の如くである。

(單位 千碼)

	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
計	285	218	194	227	358	1100
キヤンブリック	11	11	20	5	11	11
シヤンブリック	1	1	1	1	1	1
エレフアント	97	25	76	9	1	1
マダボラ	67	33	29	1	1	1
朱子	37	7	6	1	1	1
其他	162	155	122	150	250	248

第二項 キヤンブリック・シヤーチング

キヤンブリック・シヤーチングとは、幅三八吋未満の晒金巾の特にキヤンブリック仕上を施された綿布の謂である。

用途は更紗生地を主とし、或は家庭用布ともされる。併し右に述べた通り近年は輸入絶無故、詳細の調査をなし得ない。

仕出地も輸入港も不明。併し従来は主として和蘭品であつて、スマラン、スラバヤ方面に輸入されてゐた。

第三項 エレフアント

エレフアントは金巾に類似する高級なる平織綿布であつて、幅二八吋或は三〇吋、長さ二四碼を以て一反とされる。糸数は時間經八五本内外緯九五本内外のものが多し。一般に硬糊仕上とし、スレンジン用の爪哇更紗材料に供せられる。

本類は、統計上糸数によりて二類に分たれる。其の輸入状況は左の如くである。

(單位 千碼)

計	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
計	197	23	76	174	11	11







級薄物。

英國品五枚朱子の薄物の例を示せば左の如くである。

第七四例	番		時		計	幅
	經	緯	經	間		
	七	六	六	一六	七	三六
						二七五

第六項 綿フランネル

白綿ネルは、婦人並に子供服地及其他の用途として、涼季並に奥地方面に需要される。併し、既述統計にも明らかなる如く其の需要は多くない。

仕出地としては現在本邦が主位を占むるものと認められるが、一九三三年以前に在つては其の数は明らかでない。本邦白綿ネルは四色ネルの組合せ物として輸入するゝ類が殆んど全部である。併しこの組合せ物の白ネルの中、時によれば色ネルとして取扱はるゝものもある。

本邦品以外には英蘭の兩國品も尠からぬ見込である。輸入港としてはスラバヤが最も多い。需要最盛期は七八月頃で、輸入状況は左の如くである。(單位 千碼)

一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
-------	-------	-------	-------	-------	-------

計	日	和	露
本	蘭	西	亞
一六	一	一	一
三三	一	一	一
一五	一	一	一
二七	一	一	一
五三	一	一	一
八六	一	一	一

本類に屬する外國品の例を示すに左の如くである。

標本例	番		時		計	幅	備考
	經	緯	經	間			
第七五例	二	七	六	一四	二四	二五	二重織
第七六例	七	三	六	一六	二〇	二〇	平織
第七七例	七	九	五	一六	二〇	二〇	平織

第七五例はオランダネルの一種。モルトンフランネルと稱せらる。二重織にして而も起毛大なるが故に其のフツクラせること所謂綾オランダ等の比ではない。第七六例第七七例は普通品であるが、本邦品に比較して一般に毛羽足が長く、稍々本ネルらしい外見を呈してゐる。

第七項 其の他の晒綿布



一  
上述した晒綿布各類に屬せざるものが、茲に謂ふ其他の晒綿布である。従つて其の内容は明らかでない。併し茲に含まるゝものは全て平組織のものに限られる。唯魚子の類に限つて簡単な平織變化組織として「其他の晒綿布」として取扱はれる。

但し、平組織と雖も特殊の商品名を有するもの、即ちボブリン、ボイル、模紗の如き、又絞織の平地物、此等の類はフアンシー綿布として取扱はれ、普通の晒綿布とは認められない。

二  
本類の輸入状況は次の如くである。

	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
計	一六二 五六	一五五 五三	一六三 四二	一五四 三〇	一七〇 四六	一六六 三四
日 本						
和 蘭						
英 國						
獨 逸						
白 耳 義						

(單位 千盾)

	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
伊 太 利						
瑞 西						
露 亞						
米 國						

(單位 千盾)

又輸入港は左の如くである。

	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
計	一六二 五六	一五五 五三	一六三 四二	一五四 三〇	一七〇 四六	一六六 三四
バ タ ビ ア						
ス ラ ヤ						
ス 日 本						
マ ラ ン						
日 本						



チ	エ	リ	ボ	ン
				二九
				八三
				四七
				四六
				七〇
				三〇

三

上述の如くなるが故に、茲に掲ぐべき好適の織物類が無い、仍てこゝに二三の例を示すにとゞめる。

標本例	番手		時間		幅	備考
	經	緯	經	緯		
第七八例	三〇	三〇	三〇	三〇	七	四五 シートンク
第七九例	三〇	三〇	三〇	三〇	七	四〇 ク
第八〇例	三〇	三〇	三〇	三〇	七	三〇 ク
第八一例	三〇	三〇	三〇	三〇	七	三〇 ク

第七八―第八〇例はシートンク。シートンクとは幅四二吋以上の平織晒綿布の稱。用途はシート、卓子掛等。第八一例は、婦人(主に支那人)上衣に供せられる強糊仕上のマダボラム類似のもの(或はマダボラムか)、カイン(布)カワツト(針金)と俗稱されるもの。尙、本邦の小巾晒木綿の如きはこの類として取扱はれる。

第七節 晒綿布の輸入制限

第一項 概要

一九三四年三月一日から實施された輸入制限は十二月末日を以て第一次を了へ一九三五年一月一日更に更新されて第二次晒綿布輸入制限となつた。即ち

第一次	自一九三四年三月一日	至一九三四年十二月卅一日	十箇月間
第二次	自一九三五年一月一日	至一九三五年十二月卅一日	十二箇月間

右輸入制限に於ける分類並輸入許可數量次の如し。

統計番號	品名	第一次	第二次
A 一五四三―一五五一	キャンブリック	七五、〇〇〇、〇〇〇碼	八〇、〇〇〇、〇〇〇碼
B 一五五三―一五五二	キャンブリック・シャートンク	二一〇、〇〇〇碼	二五二、〇〇〇碼
C 一五五七―一五六五	マダボラム	二九、〇〇〇、〇〇〇碼	三〇、〇〇〇、〇〇〇碼
D 一五六六	シャートンク及ロングクロス	四、五〇〇、〇〇〇碼	五、四〇〇、〇〇〇碼
E 一五六六	ド	八、〇〇〇、〇〇〇碼	九、六〇〇、〇〇〇碼
F 一五六六	朱子	三、〇〇〇、〇〇〇碼	三、六〇〇、〇〇〇碼
	其	他	

但し第二次制限令に於て、キャンブリックには統計番號一五二九、幅三八四吋の未晒綿布平織シャートンク(但し糸數三三本以上のもの)及統計番號一五三〇、幅四一時以上の右同(但し糸數三六本以上のもの)の未晒綿布を含み、シャートンクには、統計番號一五二五及一五二六、幅三三吋以下の平織シャートンク(但し糸數三五本以上のもの)及統計番號一五二八、一五二九、幅三四吋以上の右同(但し糸數三七本以上のもの)の未晒綿布を含む。

未晒綿布輸入制限の項並に左記條令參照のこと。  
而して、右輸入許可數の中、特に和蘭品のみ割當てらるゝもの、Aに於ては六一%、Bに於ては八〇%、Cに於ては四三%、Dに於ては一四%、Eに於ては五%、Fに於ては一七%に各相當する數量とす。

晒綿布輸入制限の概要略々上記の如し。詳細は條文參照のこと。  
尙、第一次輸入制限令は一九三三年非常時輸入條令(本調査書第一編第六章第一節參照)に據るものであるが、この輸



入條令による制限令は十箇月の施行期間しか有効でないので、第二次制限令は單一法、一九三五年非常時晒綿布輸入條令に據るものである。

第二項 一九三四年晒綿布輸入制限令 (第一次制限令)

第一條 左ニ掲クル晒綿布ハ、本令施行ノ日ヨリ起算シテ十箇月ノ間、夫々次ニ定ムル數量ヲ超ユル輸入ヲ禁ス。但シ本令第十條規定ノ場合ヲ除ク。

A キャンブリツク(統計番號一五四三乃至一五五一)

七五、〇〇〇、〇〇〇碼

B キャンブリツク・シャーチング、エレフアント、及マダボラム(統計番號自一五五二至一五五六)

二一〇、〇〇〇碼

C シャーチング及ロングクロス(統計番號自一五五七至一五六五)

二九、〇〇〇、〇〇〇碼

D ドリル(統計番號一五六六)

四、五〇〇、〇〇〇碼

E ジンス及トウイル(統計番號一五六六)

八、〇〇〇、〇〇〇碼

F 朱子、フランネル及其他ノ晒綿布(統計番號自一五六七至一五六九)

三、〇〇〇、〇〇〇碼

第二條 本令實施ノ日ヨリ前條ニ定ムル數量ノ織物ハ、經濟省長官又ハ其ノ代理官ノ發給スル輸入許可書ヲ提示スル場合ニ限り之カ輸入ヲ許可ス。

前項ニ定ムル許可書ノ發給ハ左ノ規定ニ據ル

A 當領ニ住所ヲ有シ且經濟省長官カ晒綿布ノ輸入業者ト認メタルモノニシテ、一九三四年一月一日現在ニ於テ「パタビア」輸入業者組合ノ組合員ニシテ且當領ニ在ル公認歐洲人商業組合ノ十以上ニ加入セル者ニ對シテ、第一條規定ノ各類數量ノ各六〇%ヲ割當ツ。

B 當領ニ住所ヲ有シ且經濟省長官カ晒綿布ノ輸入業者ト認メタルモノニシテ、一九三四年一月一日現在ニ於テ當領ニ在ル公認歐洲人商業組合ノ九以下ニ加入セル者ニ對シテ、第一條規定ノ各類數量ノ各三〇%ヲ割當ツ。

C 當領ニ住所ヲ有シ且經濟省長官カ晒綿布ノ輸入業者ト認メタルモノニシテ、一九三四年一月一日現在ニ於テ當領ニ在ル公認歐洲人商業組合ニ加入セル者ニ對シテ、第一條規定ノ各類數量ノ各一〇%ヲ割當ツ。

當領ニ在ル公認歐洲人商業組合ニ加入セル者ニ對シテ、第一條規定ノ各類數量ニ對スル比カ、一九三三年各輸入業者ニ許可スヘキ第一條規定ノ織物ノ輸入數量ハ、之カ其ノ各ノ割當數量ニ對スル比カ、一九三三年ニ於ケル輸入業者ノ輸入數量カ其ノ織物ノ當領輸入總量ニ對スル比ニ等シキ數量ヲ限度トス。

第一條規定ノAヨリFニ至ル織物ノ各四五、七五〇、〇〇〇碼、一六八、〇〇〇碼、一二、四七〇、〇〇〇碼、六〇〇、〇〇〇碼、四〇〇、〇〇〇碼及五一〇、〇〇〇碼即チ夫々各數量ノ六一、八〇、四三、一四、五及一七%ハ、

特ニ和蘭國製品ニ限り之カ輸入ヲ許可ス。

第三條 第一條規定ノ織物ヲ輸入セントスル者ハ、自己又ハ代理人ノ署名セル割當申請書ヲ經濟省長官又ハ其ノ指定スル官吏ニ提出スヘシ。申請書ニハ割當ヲ希望スル品種別數量並ニ一九三三年ニ於ケル品種別輸入數量ヲ記入スヘシ。

申請書ノ様式ハ經濟省長官別ニ之ヲ定ム。

第四條 申請書ニハ其ノ申請者カ、第二條規定ノ輸入業者ニ相違無キコトヲ認ムルニ足ル條件ヲ具備シ又一九三三年ノ類別輸入數量必要ニヨリテハ第十條ノ適用ヲ受クヘキ理由ノ真正ナルヲ證スヘキ證據書類及申告書ヲ添付スルヲ要ス。

前項ニ謂フ證據書類及申告書ノ添付無キ場合ニハ其ノ輸入割當申請ハ之ヲ審議セス。

第五條 申請ニシテ理由アリト認ムルトキハ經濟省長官又ハ其ノ代理官ハ第一條規定ノ期間ニ對スル輸入割當書ヲ



下附ス。輸入割當書ハ申請者ノ名義トス。

前項ニ謂フ割當書ヲ提示スルトキハ、經濟省長官又ハ其ノ代理者ハ割當書名義人ノ輸入許可書ヲ下附シ、割當書數量ヨリ輸入許可數量ヲ控除ス。輸入許可セル數量カ輸入割當數ニ達シタルトキハ割當書ハ之ヲ回收ス。前項ニヨル割當書カ未回收ノ場合ニハ經濟省長官ハ本條第一項ニ定ムル割當書有効期間經過後直チニ之ヲ返納セシムルコトヲ得。

割當書及許可書ノ様式ハ經濟省長官別ニ之ヲ定ム。

第六條 本令施行ノ經費ニ充ツルタメ輸入許可書下附ノ際織物百碼毎ニ金三仙ノ手数料ヲ納付セシム。

第七條 許可書ハ經濟省長官ノ同意アルニ非レハ之ヲ讓渡スルコトヲ得ス。

許可書ニハ其ノ有効期間ヲ記入ス。

已ムヲ得サル事由ニヨリ規定ノ期間内ニ許可書ヲ行使シ得サリシ場合ニハ經濟省長官ノ許可ヲ得テ其ノ有効期間ヲ延長スルコトヲ得。

第八條 經濟省長官ハ第一條規定ノ數量ノ織物ノ輸入ニ關シ許可者ニ特定條件ノ履行ヲ命スルコトヲ得。

經濟省長官又ハ其ノ代理官ハ其ノ定ムル金額ノ範圍内ニ於テ、許可者ニ銀行保證若クハ其ノ他ノ保證ヲ提出セシムルコトヲ得。輸入許可ノ條件ヲ履行セサルカ若クハ適當ニ履行セサルモノト認ムル場合ハ經濟省長官ハ保證ノ全部若クハ一部ヲ沒收スルコトアルヘシ。

前項ノ規定ニ必要ナル書類ノ様式ハ經濟省長官別ニ之ヲ定ム。

第九條 關稅消費稅局ノ官吏ハ輸入ノ都度其ノ輸入數量ヲ許可書ニ記入シ之カ許可總量ニ達シタルトキハ其ノ許可書ヲ回收スルモノトス。

前項ニヨル許可書カ尙未回收ナルトキハ經濟省長官ハ許可者ニ對シ第七條規定ノ期間經過後直チニ之カ返納ヲ命スルコトヲ得。

第十條 本令第一條及第二條規定ノ適用ニ於テ必要ト認ムルトキハ、經濟省長官又ハ其ノ代理官ハ一九三三年緊急輸入條令第二條第二項ノ規定ニ基キ特別ノ輸入許可書ヲ下附スルコトヲ得。

第十一條 本令施行上必要ナル規則ハ經濟省長官別ニ之ヲ定ム。

第十二條 本令ハ之ヲ一九三四年晒綿布輸入制限令ト稱ス。

本令ハ公布ノ翌日ヨリ之ヲ實施ス。

(一九三四年二月廿八日法令公報第九八號ニテ公布)

第三項 一九三五年晒綿布輸入條令 (輸入制限令ノ基本法律)

第一條 本條令並ニ本條令ニ基キテ定ムルコトアルヘキ規定ニ於テ

晒綿布トハ、一九二七年十月二十六日付D、A、C、一ノ九號貿易統計ニ關スル關稅消費稅局長達示中ノ輸入品目表ニ於ケル自第一五四三號至第一五九號ニ該當スル晒綿布、並ニ第一五二九號及第一五三〇號ニ該當スル平織未晒綿布ニシテ七耗平方ノ糸數三二本ヲ超ユル幅三十七吋以上四吋以下ノモノ、七耗平方ノ糸數三十六本ヲ超ユル幅四吋以上ノモノ、及自第一五二五號至第一五二八號ニ該當スル平織未晒綿布ニシテ七耗平方ノ糸數三十七本ヲ超ユル幅三四吋以上三十六吋以下ノモノヲ謂フ。

輸入トハ關領印度關稅定率法ニ謂フ消費ノ爲ニスル輸入ヲ謂フ。

第二條 關領印度關稅施行區域内ニ晒綿布ヲ輸入シ得ルモノハ經濟省長官ノ下附スル輸入許可書ヲ所持スルモノニ限ル。

輸入許可書ハ政府令ニ定ムル晒綿布ノ輸入業者ニ下附ス。但シ本令第三項ニヨルモノハ此ノ限ニ非ス。輸入許可



總量ハ政府令ヲ以テ定ムル其ノ期間内ノ制限數量ヲ超ユルコトヲ得ス。

本條令施行ノタメ必要ト認ムルトキハ、經濟省長官ハ前項ノ規定ニ依ラスシテ輸入許可書ヲ下附スルコトヲ得。

第三條 輸入許可書下附ノ方法及其ノ條件並ニ其ノ條件履行ニ關スル保證ノ設定、及本條令施行ニ關スル經費支辨ノタメ當事者ニ賦課スヘキ金額並ニ本條令施行上必要ト認ムル事項ハ、政府令若クハ之ニ基ク規定ヲ以テ之ヲ定ム。

第四條 經濟省長官必要ト認ムルトキハ、輸入許可申請ノ晒綿布ニ關スル仕出地證明ノ規定ヲ設クルコトヲ得。

前項ノ仕出地證明書ヲ添付セサル第二條規定ノ晒綿布ノ輸入許可申請ハ之ヲ許可セス。

第五條 轉居又ハ遺產ニ屬シ且既ニ使用シタルモノ、及旅客ノ携帶セル又ハ郵便或ハ小包荷物ニヨルモノニシテ明ラカニ商取引ノ目的ニ非ルモノ、並ニ關領印度關稅區域外ニ輸出サレタルモノニシテ再ヒ輸入スルモノ（區域外所在中加工シタルト否トヲ問ハス）、及關領印度關稅定率法（一九二四年法令公報第四八七號、一九三一年法令公報第一三九號）第二條第三號ニヨリ輸入税ノ全部若クハ一部ヲ免除スルモノ及統計稅條令（一九二四年法令公報第五一七號）第三條第一項又ハ第四條A、B、C、及Dニ依リ統計稅ヲ課セサルモノハ、本條令ノ規定ニ該當スル晒綿布ト雖モ本條令第二條及第四條ヲ適用セス。

前項ノ織物ハ第二條規定ノ輸入許可數量ニ加算セス。

第六條 經濟省長官ハ財務省長官ト協議ノ上特定港ニ限り晒綿布ノ輸入ヲ許可スルコトアルヘシ。

第七條 輸入ヲ目的トセサル外國製晒綿布ノ輸送又ハ通過運送若クハ保税倉庫納入ヲ申請セルトキハ、關稅消費稅局官吏ハ其ノ貨物ノ價格ニ相當スル金額ヲ保證金トシテ納入セシムルコトヲ得。定メタル期間内ニ該貨物ヲ其ノ

仕向先ニ向ケ輸送セサル場合ハ其ノ保證金ヲ沒收スルコトアルヘシ。但シ期間ヲ延長シタル場合ハ此ノ限りニ非ス。

第八條 第二條ノ規定ニ違反シテ晒綿布ヲ輸入シタル者ハ一年以下ノ禁錮又ハ一萬盾以下ノ罰金ニ處ス。

第二條ノ規定ニ違反シテ輸入シタルモノナルコトヲ知り若クハ當然知りヘクシテ晒綿布ヲ販賣シ、販賣ノ申告ヲナシ、引渡シ、又ハ賣却若クハ引渡ノ目的ヲ以テ貯藏シタル者亦同シ。

本條ノ罪ヲ構成シタル晒綿布ハ之ヲ沒收スルコトヲ得。

本條ノ罪ハ之ヲ犯罪ト看做ス。

第九條 本條令ニ規定スル犯罪ノ捜査ハ一般犯罪ノ捜査ヲ擔當スル官吏ノ外、關稅消費稅局官吏モ亦之ニ任ス。

第十條 本條令ハ之ヲ一九三五年一月一日ヨリ實施ス。

（一九三四年十二月卅一日法令公報第七二二號ニテ公布）

#### 第四項 第二次晒綿布輸入制限令

斯くて、右と同日を以て法令公報第七一三號にて第二次晒綿布輸入制限令が公布された。其の條文次の如し。

第一條 一九三五年晒綿布輸入條令第二條第一項及第二項ニ基キ、一九三五年一月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル期間中、輸入ヲ許可スヘキ晒綿布ノ種類別數量左ノ如シ。

A キャンブリック（統計番號自第一五四三號至第一五五一號）、及未晒綿布ノ中七耗平方ノ糸數三十二本ヲ超ユル統計番號第一五二九號該當ノ平織シャーチング、七耗平方ノ糸數三十六本ヲ超ユル統計番號第一五三〇號該當ノ平織シャーチング。

八〇、〇〇〇、〇〇〇碼

B キャンブリック・シャーチング、エレフアント、及マダボラム（統計番號自第一五五二號至第一五五六號）



一五二、〇〇〇碼

C シャーチング及ロングクロス(統計番號自第一五五七號至第一五六五號)、及ビ平織未晒綿布(統計番號自第一五二五號至第一五二八號)ノ中、七耗平方ノ糸數三十五本ヲ超ユル幅三十三吋以下ノモノ、七耗平方ノ糸數三十七本ヲ超ユル幅三十四吋以上三十六吋以下ノモノ。

D ドリル(統計番號第一五六六號)

三〇、〇〇〇、〇〇〇碼

E ジンス及トウイル(統計番號第一五六六號)

五、四〇〇、〇〇〇碼

F 朱子、ネル、及別掲以外ノ晒綿布(統計番號自第一五六七號至第一五六九號)

三、六〇〇、〇〇〇碼

第二條 前條織物ノ輸入ハ、當領ニ住所ヲ有シ且經濟省長官カ前條織物ノ輸入業者ト認ムル者ニ付キ、經濟省長官カ専門委員ト協議ノ上、該商品ノ輸入カ右輸入業者ノ利益ト妥當ナル關係ニアリト認ムル數量ヲ限度トシテ之ヲ許可ス。

第一條織物ノ中、Aニ該當スルモノハ四八、八〇〇、〇〇〇碼、Bニ該當スルモノハ二〇一、六〇〇碼、Cニ該當スルモノハ一二、九〇〇、〇〇〇碼、Dニ該當スルモノハ七五六、〇〇〇碼、Eニ該當スルモノハ四八〇、〇〇〇碼、Fニ該當スルモノハ六一二、〇〇〇碼、即チ夫々ノ六一%、八〇%、四三%、一四%、五%、一七%、ヲ最低限度トシテ、和蘭國製品ニ限り之カ輸入ヲ許可ス。

第三條 晒綿布ヲ輸入セントスル者ハ、自己又ハ代理人ノ署名セル割當申請書ヲ經濟省長官又ハ其ノ指定スル官吏ニ提出スヘシ。申請書ニハ、希望スル品目別割當數量竝ニ一九三三年ニ於ケル自己ノ品目別輸入數量及右織物ノ輸入カ申請者ノ利益ニ妥當ナルコトノ裁定ニ必要ナル事項ヲ記入スヘシ。申請書ノ様式ハ經濟省長官別ニ之ヲ定ム。

本條第一項ニ謂フ申請ニシテ甚シク不備若クハ不正ナルコトヲ發見シタルトキハ、經濟省長官ハ既ニ下附シタル許可ノ輸入未了分ヲ取消シ、且將來一九三三年緊急輸入條令ニ基キテ定ムヘキ若クハ之ニ代ル輸入制限令ノ必要トスル輸入許可ヲ附與セサルコトアルヘシ。

第四條 申請書ニハ其ノ申請者カ第二條規定ノ晒綿布ノ輸入業者ニ相違無キコトヲ認ムルニ足ル條件ヲ具備シ又一九三三年品種別輸入數量必要ニヨリテハ第十條ノ適用ヲ受クヘキ理由ノ真正ナルヲ證スヘキ證據書類竝ニ申告書ヲ添付スルヲ要ス。

前項ノ證據書類及申告書ノ添付無キ場合ハ其ノ輸入許可申請ハ之ヲ審議セス。

第五條 申請ニシテ理由アリト認ムルトキハ、經濟省長官又ハ其ノ代理人ハ第一條規定ノ期間ニ對スル輸入割當書ヲ交附ス。割當書ハ申請者名義トス。

第一條規定ノ期間内ニ於テ第一條ノ織物ニ付キ更ニ輸入制限ヲナス場合若クハ必要ト認ムル場合ニハ前項ノ割當數ヲ變更スルコトアルヘシ。

割當書ヲ提示スルトキハ經濟省長官又ハ其ノ代理人ハ該割當書名義者ノ輸入許可書ヲ下附シ、且其ノ都度該割當書表記ノ數量ヨリ輸入許可ノ數量ヲ控除シ之カ總數量ニ達シタルトキハ其ノ割當書ハ返納セシム。

前項規定ノ割當書カ尙未回收ナル場合ニハ、經濟省長官ハ割當書名義者ニ對シ割當書有効期間經過後直チニ之ヲ返納セシムルコトヲ得。

割當書及許可書ノ様式ハ經濟省長官別ニ之ヲ定ム。

第六條 本令施行ニ要スル經費支辨ノ爲メ許可書下附ノ際百碼毎ニ金三仙ノ料金を徴收ス。

第七條 割當書及許可書ハ經濟省長官ノ同意書アルニ非レハ之ヲ讓渡スルコトヲ得ス。



許可書ニハ許可數量並ニ有効期間ヲ明記ス。

己ムヲ得サル事由ニヨリ規定ノ期間内ニ許可書ヲ行使シ得サル場合ニハ、經濟省長官ノ許可ヲ得テ其ノ有効期間ヲ延長スルコトヲ得。

第八條 經濟省長官ハ第一條規定ノ數量ノ織物ノ輸入及取引ニ關シ、許可者ニ特定條件ノ履行ヲ命スルコトヲ得。

經濟省長官若クハ其ノ代理官ハ其ノ定ムル金額ノ範圍内ニ於テ許可者ニ銀行保證若クハ其ノ他ノ保證ヲ提出セシムルコトヲ得。輸入許可ノ條件ヲ履行セサルカ若クハ適切ニ履行セサルモノト認メタル場合ニハ保證ノ全部若クハ一部ヲ沒收スルコトアルヘシ。

本條第一項規定ノ條件ヲ履行セサルカ若クハ適切ニ履行セサル場合ハ、經濟省長官ハ第三條第三項規定ノ措置ヲ執ルコトヲ得。

本條第二項規定ニ必要ナル書類ノ様式ハ經濟省長官別ニ之ヲ定ム。

第九條 關稅消費稅局官吏ハ輸入ノ都度許可書ニ其ノ輸入數量ヲ記入シ、之カ許可總數ニ達シタルトキハ該許可書ヲ返納セシム。

該許可書カ尙未返納ナルトキハ、經濟省長官ハ許可書名儀者ニ對シ、第七條規定ノ期間經過後直チニ之カ返納ヲ命スルコトヲ得。

第十條 第一條及第二條規定ノ適用ニ於テ必要ト認ムルトキハ、經濟省長官若クハ其ノ代理官ハ一九三五年晒綿布輸入條令第二條第三項ノ規定ニ基キ特別ノ輸入許可書ヲ發給スルコトヲ得。

第十一條 本令施行上必要ナル規則ハ經濟省長官別ニ之ヲ定ム。

第十二條 本令ハ關領印度政府ノ必要トスル輸入商品ニハ之ヲ適用セス。

第十三條 本令ハ之ヲ一九三五年晒綿布輸入制限令ト稱ス。

本令ハ之ヲ一九三五年一月一日ヨリ實施ス。